

四、各官衙經費には本省拂を含む。
五、宮内省及陸海軍省所管の歳出を除外した。

二 地方財政 本道地方費の獨立は、明治三十四年北海道會法制定に依つて初めて之を認められ、拓殖政策より地方費事業を分離し、從來國庫支辨に屬したる地方的事務を繼承せしむるに至つたものである。爾來拓殖の進展と共に、其の事務の範圍擴大し、従つて財政も亦逐年膨脹して制度施行當時即ち明治三十四年度歳出總額百三十三萬三千九百三十八圓に過ぎなかつたものが、昭和に入り其の十倍餘の増加となり、殊に昭和七・八年度に於ては時局匡救事業並凶作水害對策施設等の爲、未曾有の歳出膨脹となり昭和八年度は千八百七十七萬七千七百七十六圓の巨額に達した。而して著しい増加を示して來たのは大正七年度以來のことと歐洲大戰後財界の好況に因り急速に諸物價の昂騰せるに基因するものであるが、蓋し本道の經濟界の實情は、人口の増加と拓殖の進展に伴ひ特に今事變に依り、工業の急速なる進展と豊作とに因り、漸次好轉し、地方税の自然增收は地方財政を緩和し、其の基礎漸く定りつゝあるは論を俟たない。

地方費歳入歳出

年 度	歳 入	歳 出	差引増減 (△は減)	年 度	歳 入	歳 出	差引増減 (△は減)
昭和十二年	一九、〇六四、八八五 ^円	一六、六六一、二六四 ^円	二、三三三、〇二一 ^円	昭和四年	一三、五〇〇、三三三 ^円	二、九六九、三三五 ^円	五三〇、九七七 ^円
昭和十一年	一八、二五一、九九七	一五、八九九、〇三六	二、三五五、九六一	昭和三年	一四、八六二、二六四	一三、七四四、六一一	一、〇九七、六〇三
昭和十年	一五、七二五、二九九	一四、九七三、四三三	七四一、八六一	昭和二年	一四、三三四、〇五六	一三、四六二、八七〇	七七一、一八六
昭和九年	一四、二六三、五六三	一三、一九六、三九七	一、〇六七、一六五	昭和元年	一三、三九六、三七五	一二、六三一、八八四	七六四、四九一
昭和八年	一八、八五五、三二七	一八、七七一、七六六	六七八、四六一	大正十四年	一二、四四八、九〇九	一一、八八六、五九八	六〇二、三一一
昭和七年	一六、三五六、三二六	一五、八二二、〇七三	五五五、二四四	大正十三年	一〇、六九八、〇三〇	一一、三六四、八〇三	△七四五、七七二
昭和六年	一三、一九九、四九〇	一三、五五七、九八六	五七、五三三	明治四十二年	二、〇六七、三三三	二、五三七、三八九	七九、九六三
昭和五年	一二、五〇三、〇三〇	一二、八九九、三〇〇	三三、七〇〇	明治三十四年	一、四三三、四二二	一、三三三、九三六	九七、四八四

備考 本表は決算額を掲げたものである。

(一) 歳入 昭和七年以來歳入總額は、從來になき巨額に達し、之は時局匡救並凶作水害等に對する施設經費を含むものである。

而して昭和十二年度の稅收入は八百五十八萬二千九百五十九圓で、其の主なるものは國稅附加稅・雜種稅及家屋稅等である。特別地稅は昭和元年度より、家屋稅は昭和二年度より賦課され、段別割は同年より從來雜種稅に含まれてゐたものが分離し、戶數割は從來地方稅であつたが昭和二年度より町村に委讓されたものである。而して此等の増減及

新設並廢止等は税制整理によつて生じた異動である。尙昭和十二年度に於て税收入總體より觀るときは國稅附加稅以外減少を示したのは、主として臨時地方財政補給金に依り地方稅負擔輕減せられたるに由るものである。

次に稅外收入を見るに其の主要なるものは國庫補助・下渡金及交付金・地方費債及雜收入中の授業料等であつて、特に七・八年度に於ては農山漁村救濟の爲土木費及勸業費に對する國庫の補助金及交付金は激増したるも九・十兩年度に於ては著しく減少してゐる。而して昭和十二年度に於て増加したるは、前記補給金に基つくものである。

地方費歲入

年 度	稅 收					戶數割	計	國庫補助		其 他	合 計
	附加稅	特別地稅	家屋稅	反別割	營業稅			雜種稅	金		
昭和十二年	四、八二四、三三〇	九〇、二六二、三六九	三〇九、八三三	一八九、七五二	一、八〇八、九七一	八、五八二、九五九	三、五七〇、四三三	六、九二一、五〇四	一九、〇六四、八八五		
昭和十一年	四、一八七、五九六	一〇六、三三二、〇六六	四三三、〇三三	二二三、九三二	一、七九三、七六七	八、二六〇、五五四	三、〇八八、一六九	六、九〇三、二七四	一八、二五一、九九七		
昭和十年	三、三三三、一〇六	八〇、二八一、八二二	四〇七、七〇〇	二二五、八七五	一、七三三、九三九	六、九七二、三六二	三、八二八、〇七五	四、九三四、八四三	一五、七七一、二九九		
昭和九年	二、九五五、九五五	七六、〇〇七、一七七	四三三、〇三三	二〇三、一八五	一、六五二、九九三	六、五五八、三三九	三、八五五、七七九	三、八四九、四六四	一四、三六三、五六二		
昭和八年	二、七六四、四三〇	八〇、四二二、三三七	四八二、一三〇	一九七、八四三	一、五四三、九三五	六、三三六、五四七	四、九五〇、九九三	七、五七七、七七七	一八、八五五、三二七		

昭和七年	二、四一七、一三八	四八、五〇〇、一四九	三〇九、一八六	二〇四、七〇〇	一、四四三、四〇七	五、六九〇、九四四	六、一〇〇、一〇四	四、五五七、二〇八	一六、五五六、三二六
昭和六年	三、一六〇、九三八	五八、四七七、二五二	四六〇、五七三	二五三、五八一	一、五〇〇、八六六	六、七四八、八三二	一、八二六、七〇四	四、五八七、九五五	一三、二九、四九〇
昭和五年	三、四八、八二三	六〇、三〇五、二四八	五三二、九八五	三〇〇、五九一	一、七二一、四五六	七、二二一、一九二	二、〇三三、五四九	三、二五九、三九八	二二、五〇三、〇〇〇
昭和四年	三、四四四、〇七六	六二、一三三、二六九	五三三、四四六	三三三、二四三	一、七二七、五三三	七、七七二、三六六	二、〇〇一、二〇〇	三、六六六、七四六	二二、五〇〇、三三三
昭和三年	三、二五八、四三〇	五九、五九八、二六二	五六八、八五八	三四六、〇一九	一、〇八五、六三三	七、五七九、五六三	一、九四二、九三三	五、三三九、七六八	二四、八六二、二六四
昭和二年	二、六三七、五九七	五九、二五三、二二四	五九三、一〇〇	三六、二六七	一、〇〇七、七八三	六、九〇六、六五九	二、三三六、六六〇	四、九八〇、七七七	一四、三三三、〇〇六
昭和元年	一、九五三、六九八	五九、九七二	—	—	—	—	—	—	—
大正十四年	一、九二一、三七七	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十三年	一、六二六、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—
明治四十三年	一、六五、七〇一	—	—	—	—	—	—	—	—
明治四十二年	一、八四、六六六	—	—	—	—	—	—	—	—
明治三十四年	五三、四七三	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 一、本表は決算額を掲記した。
 二、特別地稅及家屋稅は昭和元年度及同二年度に新設せられた。
 三、反別割は從來雜種稅に含まれたが昭和二年度より分離して一項目とした。
 四、戶數割は昭和二年度より廢止となつた。

(二) 歲出 昭和七・八年度に於いて急激に膨脹したのは土木費及勸業費の補助、水害凶作地に對する産業助成費、時局匡救施設費及地方債費等の増加に因るもので、昭和十二年度の歲出總額一千六百六十八萬一千二百八十四圓である。而して歲出總額の内其の主

なるものを列挙するに警察施設に關する經費は三百四十七萬四千四百十九圓で二割一分、教育施設に關する經費は二百九十二萬四千二百圓で一割七分、各種助成に關する經費は百四十二萬七千四百三十三圓で八分、土木施設に關する經費は二百四十九萬九千九百八十五圓で一割四分、勸業施設に關する經費は百六十七萬三千八百五圓で一割に當つてゐる。

地方費歳出

年 度	警察施設に關する經費	土木施設に關する經費	衛生施設に關する經費	教育施設に關する經費	勸業施設に關する經費	社會事業に關する經費	二級町村に關する經費	各種助成に關する經費	其 他	合 計
昭和十二年	三、四七〇、四九九	二、四九九、九六五	二、九六、四五四	二、九〇、四三三	一、六七、八五五	一、二八、四八〇	五四九、三四〇	一、四二七、四三三	三、七二五、二五六	一六、六八一、二三四
昭和十一年	三、三三三、三〇七	二、〇七四、八六七	二、九六、六〇七	二、六〇、九七八	一、二九、七三〇	一、四一、八九九	五五四、八六八	一、一七三、八〇三	四、五七八、七〇一	一五、八九九、〇三六
昭和十年	二、九六六、四九三	一、三六五、四九七	二、〇八、六二七	二、五九、四〇七	一、二八、五〇一	九六、一四五	五四九、三〇二	一、三六五、二一八	四、七四四、四四四	一四、九七三、四三三
昭和九年	三、〇〇三、二一八	九三五、五五四	二、二〇、七三六	二、四九、七四六	一、二七、五五一	一一、一六八	五四九、三三三	一、六五〇、六三三	三、〇三三、八三四	一三、一九九、三九七
昭和八年	二、六八六、五九〇	一、一八一、一五〇	一、八八、六七六	二、〇〇、二九七	八七九、〇六五	二、九、九七七	五五六、三三三	二、八六〇、七二五	七、三四七、八五七	一八、一七二、一七七
昭和七年	二、六五二、三三三	二、二〇八、三三七	二、四、三九六	二、一五、六三九	六九七、九六六	一一、六四八	五五五、三四九	四、一〇五、六七四	三、〇九一、四七八	一五、八二一、七〇七
昭和六年	二、七二三、三七二	二、二五、七九二	一、八九、一六六	二、四九、〇七三	七六七、七六七	一一、〇、一三三	五八七、七九六	一、三三九、〇七六	二、一八七、四八五	二、五五七、九六八
昭和五年	二、六三三、六六五	一、二四二、六九六	一、九五、二六三	二、八七、五三三	六七九、五五三	二、六、三三〇	五九五、六七七	一、一三三、六五五	二、四八八、三九九	二、一八九、三〇〇
昭和四年	二、七三三、一五二	一、二三四、〇五四	一、九八、四一八	三、三三三、〇五五	七七七、五四四	二、四、五〇五	六四四、七四四	一、一九三、八六九	二、八一九、六七五	二、九六九、三三三

年 度	警察施設に關する經費	土木施設に關する經費	衛生施設に關する經費	教育施設に關する經費	勸業施設に關する經費	社會事業に關する經費	二級町村に關する經費	各種助成に關する經費	其 他	合 計
昭和三年	二、七四五、八七三	一、三〇八、八三三	一、〇一、四〇四	三、二〇八、七四四	八三六、五七一	一〇一、七〇〇	六二七、六六一	九八八、一〇六	三、六七、六八四	一三、七四四、六一一
昭和二年	二、六九二、二九〇	一、三九七、七三三	一、七六、四六八	三、三三三、七三三	七九七、九〇〇	一〇一、三三八	六二八、三三三	一、一三三、〇一〇	三、〇三〇、四六五	一三、四六六、八〇〇
昭和元年	二、七六八、五八三	一、四四四、四三三	一、四四、〇〇〇	三、〇一八、〇〇〇	八九七、四九六	三三、六七七	六二二、五七七	八四六、一八五	二、八七二、九七七	一三、六三二、八八四
大正十四年	二、五六七、九六八	一、一三三、七三二	一、三七、八〇〇	二、七六五、六一五	九三三、二二七	一〇〇、四三三	六八八、一六五	四四〇、二三四	三、一一一、三四五	一三、八六二、五八八
大正十三年	二、七三三、四二二	一、一三四、五七七	一、六六、六四五	二、五二二、八九七	一、一六、四八五	三三、六五九	六四三、八〇七	五七七、八一〇	二、二六三、五三〇	一三、三六四、八〇〇
大正十二年	二、九七三、六六九	一、五七九、三三三	一、四四、五七七	二、七二〇、三七〇	九七九、三三七	一四、五三三	六五一、七四五	一、八七九、九四四	一、九一六、五〇〇	一三、八五、九五六
明治四十二年	五三〇、九二一	五四、五一	三、七五八	三七〇、八八七	一八九、四三三	八、二一一	一五、九九五	三三九、七九六	四六七、八六七	二、五二七、三九九
明治三十四年	三四六、一四四	三五、九六三	一七、九七九	一〇六、九五一	七、七九	—	二五七、九七〇	六六、七六六	一〇九、三七九	一、三三三、九九六

備考 本表は決算額を掲記したものである。

三 市町村財政 市町村に於ける財政も亦地方の開発、戸口の増加及自治制度の進展に伴ふ施設擴充等の爲年々膨脹を來し、昭和十二年度に於ける七市及二百六十六町村の歳入總豫算額は五千五百八十二萬一千五百六十八圓である。又歳出は昭和十二年に於て五千五百八十二萬一千五百六十八圓に達し其の主なるものは教育費・衛生費・役所及役場費・公債費・土木費等であつて、教育費は三割三分を占め、衛生費は一割一分、役所及役場費は約一割、土木費は一割である。最近に於ける歳入歳出の趨勢を示せば左の如くである。

市町村歳入

年 度	市		計	町		計	村		計	合 計	
	税 收 入	税 外 收 入		税 收 入	税 外 收 入		税 收 入	税 外 收 入		税 收 入	税 外 收 入
昭和十二年	五、五五、九三三	四、六七、六五五	一〇、二二五、五七〇	一三、二九〇、五〇〇	三、七五、七〇七	一三、六六六、〇〇七	四、二六六、六六六	一、八三六、四二六	一五、五〇二、五三三	五、五五、九三三	一五、五〇二、五三三
昭和十一年	五、四〇四、五六九	四、〇〇七、五三三	九、四一二、一〇二	一〇、〇七〇、七三三	三、九三三、二六九	一三、〇〇三、〇〇五	三、九三三、二六九	一、六四五、六六六	一四、九三八、六七四	五、四〇四、五六九	一四、九三八、六七四
昭和十年	四、五七、二九〇	七、〇〇七、七〇〇	一一、五八四、九九〇	一一、〇五二、五七三	三、七〇九、五七三	一五、二三六、五六三	三、七〇九、五七三	一、七五〇、〇〇〇	一六、九八六、五三三	四、五七、二九〇	一六、九八六、五三三
昭和九年	四、〇六四、〇三三	七、〇〇七、八七二	一一、一七一、九〇五	一一、〇四七、七〇〇	三、五九六、九五五	一四、七一四、六〇五	三、五九六、九五五	一、八〇〇、〇〇〇	一六、五一一、六〇五	四、〇六四、〇三三	一六、五一一、六〇五
昭和八年	四、一六二、五三三	七、〇〇七、五三三	一一、一七〇、〇六六	一一、〇四七、七〇〇	三、五九六、九五五	一四、七一四、六〇五	三、五九六、九五五	一、八〇〇、〇〇〇	一六、五一一、六〇五	四、一六二、五三三	一六、五一一、六〇五
昭和七年	四、二二二、九〇三	七、〇〇七、七〇〇	一一、二三〇、六〇三	一一、〇四七、七〇〇	三、五九六、九五五	一四、七一四、六〇五	三、五九六、九五五	一、八〇〇、〇〇〇	一六、五一一、六〇五	四、二二二、九〇三	一六、五一一、六〇五
昭和六年	四、三六三、一三三	七、〇〇七、五三三	一一、三七〇、六六六	一一、〇四七、七〇〇	三、五九六、九五五	一四、七一四、六〇五	三、五九六、九五五	一、八〇〇、〇〇〇	一六、五一一、六〇五	四、三六三、一三三	一六、五一一、六〇五
昭和五年	四、五二五、二七五	七、〇〇七、七〇〇	一一、五三二、九七五	一一、〇四七、七〇〇	三、五九六、九五五	一四、七一四、六〇五	三、五九六、九五五	一、八〇〇、〇〇〇	一六、五一一、六〇五	四、五二五、二七五	一六、五一一、六〇五
昭和四年	四、七二四、七四七	七、〇〇七、八五二	一一、七三二、五九九	一一、〇四七、七〇〇	三、五九六、九五五	一四、七一四、六〇五	三、五九六、九五五	一、八〇〇、〇〇〇	一六、五一一、六〇五	四、七二四、七四七	一六、五一一、六〇五
昭和三年	四、五七三、〇九八	七、〇〇七、七〇〇	一一、五八〇、七九八	一一、〇四七、七〇〇	三、五九六、九五五	一四、七一四、六〇五	三、五九六、九五五	一、八〇〇、〇〇〇	一六、五一一、六〇五	四、五七三、〇九八	一六、五一一、六〇五
昭和二年	四、一九五、九一六	七、〇〇七、四〇〇	一一、二〇三、三一二	一一、〇四七、七〇〇	三、五九六、九五五	一四、七一四、六〇五	三、五九六、九五五	一、八〇〇、〇〇〇	一六、五一一、六〇五	四、一九五、九一六	一六、五一一、六〇五
昭和元年	四、六〇四、四〇三	九、一〇四、三三三	一三、七〇八、七三六	一三、七五七、〇〇〇	三、五九六、九五五	一七、三〇四、六八五	三、五九六、九五五	一、八〇〇、〇〇〇	一九、一〇四、六八五	四、六〇四、四〇三	一九、一〇四、六八五
大正十四年	四、五五二、二八八	四、〇〇七、八〇三	八、五六〇、〇九一	一〇、九六四、三六七	九、六九九、三三四	一八、五二四、四二五	九、六九九、三三四	一、七五七、八三三	二〇、二八二、二五八	四、五五二、二八八	二〇、二八二、二五八
明治四十二年	五三六、六四三	七七一、三三七	一、二〇七、九八〇	二、三三二、九二一	一、一二二、〇八八	三、四〇〇、〇〇九	一、一二二、〇八八	一、九九八	五、三九八、〇〇〇	五三六、六四三	五、三九八、〇〇〇

備考 本表は決算額を掲記したが昭和十一年度は決算不明に付豫算額を掲げたものである。

市町村歳出

其の 一

年 度	市						計
	役 所 費	土 木 費	教 育 費	衛 生 費	勸 業 費	其 他	
昭和十二年	一、一〇一、〇四〇	二、九〇一、五六六	四、一四四、六六九	四、七四四、二六五	七、七五九、〇九九	七、六〇二、三三七	二〇、一五五、五二七
昭和十一年	一、二二七、三七五	三、七九九、一〇三	四、五四六、一七七	五、〇〇九、四六五	五、五五五、五五五	一四、一九三、〇五三	二八、八二〇、八八八
昭和十年	一、一七六、七四七	二、五五〇、九一〇	五、一八二、〇〇〇	四、〇〇七、〇〇〇	四、〇〇一、〇〇〇	一四、八二九、九九九	二七、三三〇、一三六
昭和九年	一、二二八、二二五	一、五四〇、〇六六	三、五四〇、七〇〇	四、〇〇七、〇〇〇	三、三三三、七三三	一五、一六八、七四四	二五、四九八、三六七
昭和八年	一、二四二、二二六	一、四一七、八九一	三、五〇〇、〇七〇	二、二八三、九六九	二、九一七、〇四〇	二八、八七五、六四三	三七、七七七、三九八
昭和七年	一、〇〇〇、七九九	二、二六九、三三三	三、一七五、六二四	一、八八五、〇七〇	四、四三三、〇三六	二八、七〇一、九八一	一六、〇九〇、六三四
昭和六年	九八五、八九四	二、四四九、九二五	三、一三三、二七〇	二、二九三、八二六	三、二二五、〇八八	六、一一三、〇〇一	一四、九〇一、一一一
昭和五年	一、〇三七、三九六	二、七六八、七二三	三、三五六、四六八	二、三三三、〇八八	四、一九七、七三三	五、七七〇、三六四	一五、三三三、九七六
昭和四年	一、〇九六、二九五	二、五三三、八六二	三、七七二、六六九	二、四五六、八六五	三、〇〇〇、一七四	八、八〇四、三三四	一八、六四三、三三九
昭和三年	一、〇六六、六九七	二、二二六、五四八	三、六三三、八三三	二、二八七、五三三	三、七九五、六	一〇、四一〇、〇六六	一九、六四三、四四〇
昭和二年	一、〇六六、六九七	一、八八五、〇二七	三、五三九、二五三	二、九〇七、二二六	三、七九五、六	一一、四三三、二九九	二〇、七九〇、〇三〇
昭和元年	一、〇四〇、〇〇〇	一、〇六六、六三三	三、四九〇、〇六〇	一、九六八、八一八	四、〇〇〇、〇〇〇	四、七三六、一三三	二一、五四三、二二七
大正十四年	九八三、七六七	一、一七九、九六五	二、六六六、一五三	一、五三三、八三三	二、六〇六、八	七、〇七二、〇四五	二一、五三三、二二七
明治四十二年	一六六、六四九	一四六、八一	三五四、五九九	七七一、四二二	一九九八	五三七、四七六	一、二七四、八六四

年 度	町					村								
	役場費	土木費	教育費	衛生費	勸業費	其の他	計	役場費	土木費	教育費	衛生費	勸業費	其の他	計
昭和十二年	四、三〇〇、六六五	二、七六九、一〇〇	一四、〇〇四、九六六	一、六四〇、三五三	四四八、六五〇	一三、五五四、三九七	三五、六六八、〇五二	四、三〇〇、六六五	二、七六九、一〇〇	一四、〇〇四、九六六	一、六四〇、三五三	四四八、六五〇	一三、五五四、三九七	三五、六六八、〇五二
昭和十一年	四、五四九、七二一	二、六七三、一四三	一二、五四九、二六五	一、二六二、一五二	二六九、八三〇	一六、九四六、七四九	三五、二七一、八五八	四、五四九、七二一	二、六七三、一四三	一二、五四九、二六五	一、二六二、一五二	二六九、八三〇	一六、九四六、七四九	三五、二七一、八五八
昭和十年	四、三〇〇、四三三	二、二四四、六二二	一一、六六四、一〇一	一、三四一、三六三	三六七、四四三	一五、〇四七、五八五	三四、九〇五、二七七	四、三〇〇、四三三	二、二四四、六二二	一一、六六四、一〇一	一、三四一、三六三	三六七、四四三	一五、〇四七、五八五	三四、九〇五、二七七
昭和九年	四、三三七、五四六	三、六六〇、七〇六	一一、七九三、七五三	一、四六〇、九六一	三三七、二七五	一三、五二八、四三三	三四、〇〇八、六九四	四、三三七、五四六	三、六六〇、七〇六	一一、七九三、七五三	一、四六〇、九六一	三三七、二七五	一三、五二八、四三三	三四、〇〇八、六九四
昭和八年	四、二五九、九九六	五、五〇〇、七三四	一〇、七三三、四七六	九、九九、六四一	一四二、三三四	一五、一一五、九一三	三六、六八七、〇七四	四、二五九、九九六	五、五〇〇、七三四	一〇、七三三、四七六	九、九九、六四一	一四二、三三四	一五、一一五、九一三	三六、六八七、〇七四
昭和七年	三、六六六、六〇六	六、三三〇、〇六二	九、一一五、五九一	九、〇〇〇、八三三	一六二、一三六	一〇、九四四、一一七	三二、一三三、三三四	三、六六六、六〇六	六、三三〇、〇六二	九、一一五、五九一	九、〇〇〇、八三三	一六二、一三六	一〇、九四四、一一七	三二、一三三、三三四
昭和六年	三、六五六、三三三	四、〇四六、四〇〇	九、〇〇〇、七七一	八、五八、〇九九	一三四、二二七	一〇、七二〇、七二〇	三二、四一七、二二七	三、六五六、三三三	四、〇四六、四〇〇	九、〇〇〇、七七一	八、五八、〇九九	一三四、二二七	一〇、七二〇、七二〇	三二、四一七、二二七
昭和五年	三、七〇六、二二五	二、四八八、五七七	九、八八八、四八七	九、七六、三七三	七八、〇九七	七、四一六、六四三	二四、四七六、四三三	三、七〇六、二二五	二、四八八、五七七	九、八八八、四八七	九、七六、三七三	七八、〇九七	七、四一六、六四三	二四、四七六、四三三
昭和四年	四、〇一一、一〇〇	二、一四四、九三六	一〇、九八〇、四三三	一、二二五、二二〇	九九、二〇三	八、一一五、七七七	二六、五三三、五六四	四、〇一一、一〇〇	二、一四四、九三六	一〇、九八〇、四三三	一、二二五、二二〇	九九、二〇三	八、一一五、七七七	二六、五三三、五六四
昭和三年	四、〇六九、九六八	一、九三三、五三〇	一〇、九八七、二二九	一、一七四、二六四	一五三、六九六	六、九二四、九八三	二五、〇七六、二七〇	四、〇六九、九六八	一、九三三、五三〇	一〇、九八七、二二九	一、一七四、二六四	一五三、六九六	六、九二四、九八三	二五、〇七六、二七〇
昭和二年	三、七六八、八〇九	一、六三三、三三三	九、四五七、八〇〇	一、一三三、三三六	一〇〇、二六九	五、三六四、七〇六	二二、五八八、二七五	三、七六八、八〇九	一、六三三、三三三	九、四五七、八〇〇	一、一三三、三三六	一〇〇、二六九	五、三六四、七〇六	二二、五八八、二七五
昭和元年	三、六九九、七三三	一、九二一、三二二	九、七八九、六七六	九、六六、五三三	一四三、八一七	五、二三四、八四三	二二、七四五、九一六	三、六九九、七三三	一、九二一、三二二	九、七八九、六七六	九、六六、五三三	一四三、八一七	五、二三四、八四三	二二、七四五、九一六
大正十四年	三、五〇八、四八四	九、〇六、四一九	八、三三〇、六三四	一、四八八、三三三	一三七、〇一一	四、九六一、三六四	一九、〇一〇、四六六	三、五〇八、四八四	九、〇六、四一九	八、三三〇、六三四	一、四八八、三三三	一三七、〇一一	四、九六一、三六四	一九、〇一〇、四六六
明治四十二年	三、三三三、五〇五	二、六八〇、五六六	一、四九五、四七三	五、六、九四三	一〇、六六二	九、二二、七四四	三、〇八五、三六三	三、三三三、五〇五	二、六八〇、五六六	一、四九五、四七三	五、六、九四三	一〇、六六二	九、二二、七四四	三、〇八五、三六三

年 度	合 計					
	役所及役場費	土木費	教育費	衛生費	勸業費	其の他
昭和十二年	五、四〇二、八〇五	五、六七一、五七七	一八、一九九、六七五	五、八七六、六八八	五三六、一五九	二〇、二四四、七三四
昭和十一年	五、七六七、〇九六	六、四七二、三〇五	一七、〇九五、六六一	六、二七〇、六六六	三四五、三六五	三二、一四一、八〇〇
昭和十年	五、三九七、一七九	四、二九六、五三三	一六、八四五、四一〇	五、三三七、二二五	四二七、二六三	二九、八七六、八八四
昭和九年	五、四六五、七七三	五、一〇一、三三四	一五、三三四、四五二	五、五八、二六二	二七〇、一〇六	二八、六九七、三三三
昭和八年	五、五〇三、一一二	六、九一八、六二五	一四、二六八、五四六	三、二二三、五八〇	一七三、〇五四	四三、九九九、五五五
昭和七年	四、八六七、四〇五	八、五七九、三七七	一二、二九一、二二五	二、七八五、八九九	二〇四、九七四	一八、六五五、〇九八
昭和六年	四、六四四、四一七	六、四六一、四〇五	一一、一六三、〇四一	三、一八六、九一五	一六五、四二二	一三、二三四、五二一
昭和五年	四、七三三、六三二	五、一八七、三二〇	一三、三三六、九五五	三、三三一、四六一	一一一、〇三四	一三、一一四、〇二七
昭和四年	五、〇一七、三九八	四、六七八、七九九	一四、七三三、〇九四	三、六七一、九八五	一一九、三七七	一六、九五七、一七一
昭和三年	五、一〇〇、六六五	四、三〇〇、〇七六	一四、四四六、六三二	三、四六一、七九六	一九六、四三四	一七、三三六、〇四九
昭和二年	四、八二二、四九九	三、五四三、四八〇	一三、九七七、〇五五	四、四〇〇、四六六	一三八、二二五	一六、八〇八、〇〇五
昭和元年	四、七四三、二二六	三、二二七、九四四	一三、二二六、七三六	二、九三五、三五二	一八四、八三七	九、九七〇、九六七
大正十四年	四、四七七、二五一	二、一〇六、三三四	一一、一〇六、七七七	二、六七四、一九一	一六三、二七二	一、二二二、一〇九
明治四十二年	四、九九、一五四	四、四一、八六七	一、八四九、九九二	一、二四、三五四	二、二六六、〇〇〇	一、四四九、一〇〇

備考 本表は決算額を掲記したが昭和十二年度は決算不明に付き豫算額を掲げたものである。

四 諸税負擔額 昭和七・八兩年度に於ける急激なる減少は打續く經濟界の不況に加ふるに稀有の水害及凶作の影響を受け、道民の收入著しく減少したる爲、擔税力著しく低下したることに因るものである。其の後經濟力の充實と共に漸増の趨勢を示しつゝあるが、昭和十二年度に於ては今次支那事變の影響に依り所得税・鑛業税等特に自然増加し諸税負擔總額は四千二十一萬三千九百六十七圓に達し、其の平均額は一戸當七十二圓四十八錢二厘、一人當十二圓九十八錢八厘である。

諸税負擔額

其の一

年 度	額			指 數		
	直接國稅	地方稅	市町村稅	直接國稅	地方稅	市町村稅
昭和十二年	一三、八〇四、五三三	八、五二二、九五七	一八、八二六、四六六	一五九%	二四%	二五%
昭和十一年	八、二四六、五六一	八、二六〇、五五四	一六、四五二、六一	一〇三	一一〇	一一〇
昭和十年	七、六五五、七三三	六、九七三、三六二	一五、六一八、七三七	九六	一〇一	一〇四
昭和九年	七、一八二、四三三	六、五五六、三三九	一四、五五一、九六四	九〇	九五	九七
昭和八年	六、二六四、九二二	六、三六六、五四七	一三、六四六、六六九	七六	九三	九二
計	四〇、二三三、九六七	二六、二四〇、一二七	二六、二四〇、一二七			

年 度	額			指 數		
	直接國稅	地方稅	市町村稅	直接國稅	地方稅	市町村稅
昭和七年	五、六三九、五七	五、六九〇、九四	一一、九二七、八五三	七五	八一	八〇
昭和六年	六、八九三、〇一一	六、七四八、八三二	一三、九八九、九五四	八六	九七	八七
昭和五年	七、六三三、六八三	七、三一一、一九三	一五、〇六四、一五七	九五	一〇四	一〇一
昭和四年	八、三三八、三三三	七、七三二、三六六	一六、四八二、八一三	一〇四	一一三	一一一
昭和三年	八、二〇三、七三七	七、五七九、五三三	一五、九三三、四三七	一〇三	一一〇	一〇六
昭和二年	八、〇一三、七三三	六、九〇六、六五九	一四、九三三、九七七	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和元年	八、八八〇、一三七	七、四四一、四六〇	一五、八八〇、一三三	—	—	—
明治四十二年	三、二八一、五三一	一、四四七、八六四	二、七五七、八三三	—	—	—
計	三三、一七六、四八四	二六、五九七、八〇六	二九、九八八、〇三三			

其の一

年 度	現在戸數一戸當平均			現在人口一人當平均		
	直接國稅	地方稅	市町村稅	直接國稅	地方稅	市町村稅
昭和十二年	一三三、〇七九	一五、四七〇	三三、〇九三	四、一三五	二、七三三	六、〇〇〇
昭和十一年	一五〇、〇六六	一五、一一一	三〇、〇一五	二、六九四	二、六九九	五、三七五
昭和十年	一四〇、〇八六	一二、七四四	二八、〇四一	二、五〇六	二、二八二	五、一一三
昭和九年	一三三、八四〇	一二、六三六	二六、〇四一	二、四七九	二、二六四	五、〇三三
昭和八年	一三三、〇〇〇	一一、三三〇	二六、〇三九	二、一九一	二、二二三	四、七三九
昭和七年	一一〇、九	一一、〇〇九	二三、〇三七	二、〇〇六	二、〇〇四	四、二二〇
計	一、一〇九、七	一、一〇九、七	一、一〇九、七	一、一〇九、七	一、一〇九、七	一、一〇九、七



北海帝國大學全景

農學部



小樽高等商業學校

備考 本表は決算額に依り調査したが、昭和十二年度に於ける市町村税は決算不明に付豫算額に依れるものである。

年 度	現在戸數一戸當平均				現在人口一人當平均			
	直接國稅	地方稅	市町村稅	計	直接國稅	地方稅	市町村稅	計
昭和六年	一三・八九	一三・四三三	二五・九八五	五二・二〇六	二・五二〇	二・四四五	五・四八五	一〇・四四〇
昭和五年	一四・九七三	一四・一四六	二九・五五一	五八・六七〇	二・七二四	二・五六四	五・三三三	一〇・六三〇
昭和四年	一七・三〇九	一六・一七三	三四・二九八	六七・七八〇	三・二五五	三・〇四一	六・四四九	一二・七四五
昭和三年	一七・四〇九	一六・〇八七	三三・七九五	六七・二九一	三・二七三	三・二四〇	六・三五一	一二・八六四
昭和二年	一七・二七〇	一四・八八四	三三・三二三	六四・四六七	三・二四三	二・七九五	六・〇二七	一二・〇六五
昭和元年	一七・八四四	一五・七九七	三四・六四一	六八・二八三	三・三五六	二・九七二	六・四三三	一二・七六〇
明治四十二年	一〇・七〇八	四・九七三	九・四七一	二五・一五二	二・〇二六	〇・九四二	一・七九三	四・七五九

第十三章 教 育

本道に於ける普通教育は、明治四年十月函館に函館學校を置き札幌に資生館を設け、官費及私費の生徒を就學せしめたるを以て濫觴とし、同七年開拓使廳に學務局を創置したるに始まる。爾來拓殖の進運に伴ひ小學教育の普及を圖り來れる結果、今や僻陬の地と雖教育機關の施設を見ざるは無く、殊に明治三十四年地方費法實施以來尙學の氣運は引續き中等學校の設置を促し、且高等教育機關として北海道帝國大學・小樽高等商業學校及函館高等水産學校の設立あり、大小の教育機關は漸次整備を見るに至つた。最近に於ける本道の教育方針は、道治の基調を教育に置き以て之が改善振興に努め、中等教育にありては優良教員の採用及教員再教育に力を致し、初等教育に對して有資格教員の充實を圖ると共に、本道獨自な開拓の使命と道民の特殊性並本道自然文化の現状とに鑑み市町村教育是を制定して、本道教育の嚮ふべき指針を明かにし、且銳意就學の督勵に努めてゐる。

中等學校入學志願者は農村の不況及一般財界の不振に因り一時減少しつゝあつたが昭和

七年より漸次増加の趨勢にある。本道高等教育機關としては前記の如く北海道帝國大學・小樽高等商業學校及函館高等水産學校がある。同大學は其の前身札幌農學校時代より設備内容充實し開拓精神の傳統を爲し、従つて開拓の意氣に燃ゆる多くの人材を輩出し、若き學徒憧憬の學府となつてゐる。現在同大學は農學部・醫學部及工學部の外、昭和五年に於て理學部を開設し益施設の擴充を計り、本道開發に對し多大の貢獻を爲しつゝあるが、更に法文學部並水産學科の併置を要する外本道としては尙實業專門學校を設置する事が急務の問題となつてゐる。

(一) 初等教育 本道の初等教育は、逐年學齡兒童の増加に伴ひ設備の完成と共に、益内容の充實を圖り、一面學齡兒童の就學を奨勵して其の普及發達に努めつゝあるは敘上の如くである。而して昭和十三年三月一日現在の調査に依れば、學齡兒童總數は六十五萬三百四十一人であるが、未だ就學の始期に達せざる者八萬五千七百八十三人を差引き、既に就學の始期に達したる者は五十六萬四千五百五十八人に及んでゐる。其の内就學者は五十六萬二千六百五十六人、就學歩合九九・六七、出席歩合九五・八〇にして漸次向上の氣運を示しつゝある。學校數は師範學校附屬及私立を併せて二千六十七校で二方里

八分に對し一校の割合を示し、其の學級數は一萬二百九に達してゐる。而して之に配置する教員は正教員九千三十三人（内專科二百三十二人）、准教員二百八十八人で、他は代用教員三千五十七人、單級小學校に於ける裁縫科擔當代用教員を含む）を以て補充してゐる。教員養成機關としては札幌・函館及旭川三師範學校（三校共に男子）の外、昭和六年度より廳立札幌高等女學校に四箇年課程高等女學校卒業者を入學資格とする二箇年課程の專攻科を設置し、之が修了者に對し小學校本科正教員の無試験檢定を行つてゐる。此の外女子師範學校の設置が無い爲に、各高等女學校補習科修了生及び女子職業學校卒業生等に尋常科正教員又は專科正教員の試験檢定を行ひ之を採用してゐる者も相當に多い。而して青年學校教員養成所は大正九年より廳立空知農業學校に附設せられてゐるが昭和十一年度より二箇年課程に改正せられた。

昭和十三年三月一日現在教員月俸平均額は本科正教員男七十四圓七錢、女四十圓八錢、專科正教員男五十八圓二十四錢、女四十七圓九十三錢、准教員男四十八圓八錢、女四十一圓六十一錢、代用教員男四十二圓六十七錢、女十八圓一錢である。尙小學校中小學校令に依るもの高等小學校九、尋常高等小學校七百九、尋常小學校九百五十一、分教場七

十五及廳立師範學校附屬小學校三（外に町村立尋常小學校を代用せるもの四）、私立尋常小學校二同尋常高等小學校一の外特別教育規定に依る尋常小學校百七十三、特別教授場百四十七に分れてゐる。是等小學校の學科課程は大體に於て府縣と同じく小學校令及同施行規則に準據せるものであつたが、既往の實績に徴し拓殖の道程に在る本道の實情を稽查し、拓殖地方子弟の教育本領を發揮し實生活に適合せしむるの要あるを認め、大正五年其の改善方案を調査し、特別處分として同年十二月廳令を以て小學校の教授科目、教授の程度及教授時數に關する規程を發布し、村落に於ける學校教育は之に據らしめることとした。
（舊土人兒童教育に關しては別項に譲る）

教育の内容改善に關しては制定せる市町村教育是に基き、常に本道の實情に適應せしめんことを期し、視學をして巡回指導の任に當らしむると共に、支廳長及市長會議並視學會議に於て根本方針を明示するの外諸般の指示注意を加へ、若は協議答申せしむる等萬遺憾なきを期し、更に教育上參考となるべき諸種印刷物の配付或は各種講習會の開催に依り教員の素質改善と實力の向上を圖り、或は師範學校を中心とする教育研究會に補助金を交付して奨励を行ひ、又は各教育會をして講習會の開催、圖書及雜誌の刊行等を爲

さしめ、その他教育學事視察を奨励する等銳意改善に努めてゐる。

(二) 中等教育 昭和十三年三月一日現在の中學校及高等女學校は北海道廳立に係る中學校十八及高等女學校二十の外、市立中學校一、町立中學校一、市立高等女學校三、市町村立實科高等女學校九、而して私立に係るもの中學校一、中學校に類する學校一、高等女學校七、實科高等女學校一、高等女學校に類する學校二があつて、之が學級數は中學校二百九十七にして生徒一萬四千六十九人、高等女學校は三百八十六にして生徒一萬八千五百五十四人を算してゐる。次に生徒入學志願の狀況を見るに、中學校及女學校共毎年募集人員の約一倍半に達し將來相當擴張増設の必要がある。

(三) 師範教育 前述の如く本道に於ける師範學校は札幌・函館及旭川に於ける三校であつて、昭和十三年三月一日現在の學級總數三十九、生徒一千二百六十五人を數へ又卒業生は昭和十二年度に於て第一部、第二部及專攻科を合せて三百三十三人である。而して本道小學校學級數に對し正教員の不足數は約九百人に及び、加ふるに毎年の増加學級數は約二百に達するを以て、前記三校の卒業生を之に充て漸次其の充實を計りつゝある。尙女子教員養成機關に付いては初等教育に於て説述した通りである。

(四) 高等専門教育 本道の専門教育は未だ完備の域に達したとは云へぬ。即ち、北海道帝國大學にありては農・醫・工・理學部の外農業・林業・土木の専門教育を施行しつゝあるもので、尙法文學部及水産學科の設置を要望されてゐる。而して小樽高等商業學校にありては商業教育を、函館高等水産學校にありては水産の専門教育を施行するに過ぎないので、高等農林學校・高等工業學校の新設が緊急の問題となつてゐる。

(五) 實業教育 昭和十三年三月一日現在に於ける實業學校は廳立に係るもの商業五、農業及工業各三、水産二、市立商業一、町立職業學校七、私立職業學校四、私立商業三、計二十八校であつて、之が學級數は二百九十五、生徒數一萬二千六百十五人に達し、入學志願者は商業及工業が最も多く募集人員の約三倍乃至五倍にも及び、其の他は稍少い狀況に在るものである。

教育方針としては地方實業界との關係に留意し、生徒をして實地見學或は調査に當らしめ、且當業者との接觸を圖つて専ら有能者を出さむ事に努めてゐる。

(六) 社會教育 社會教育は初め通俗教育の名の下に行はれ、其の重要性を認められなかつたが、健全なる社會國家の建設には社會教育の振興と徹底とが極めて肝要であること

が認められるに至り、大正九年十月には社會教育主事を置き専ら其の任に當らしめ、以て社會教育の振興を期することゝなつた。而して社會教育の普及發達に關しては市及支廳をして諸種の經營に任せしむることゝし、一面大正三年一月教育資金使用規則を改正して獎勵費交付の途を啓き、或は社會教育に關する參考資料を印刷配布する等考究實施を怠らず、又廳立圖書館は昭和九年三月中央圖書館に指定され、市町村に於ける圖書館も漸次増設を見つゝある。支廳教育會及其の他の團體篤志家等に於ては通俗文庫の設置、展覽會其他の觀覽施設、音樂會の開催、育英機關の設置、映畫教育の施設、公民教育、成人教育及勞務者教育の施設等々あるも、最も盛に行はるゝは講演及講習事業である。従つて聽講者年々増加し民衆教育の實頗る見るべきものがあるが、昭和七年四月各市町村に社會教育委員の設置を勸奨し一層實際的の活動を促しつゝある。

本道青年團の設置及指導に關して統一的に其の發展を策したのは大正四年であつて、同年九月内務及文部兩大臣の訓令に基いて其の勸奨指導に努力し、大正七年内務及文部兩大臣の第二次訓令に基き修養に關する六大要項實施に努め、大正九年一月第三次訓令の趣旨徹底を期し一面中心人物の養成に留意する等漸次改良の歩を進め、昭和十二年四月

末現在に於ける獨立團體數は男子青年團數二千六百九十二、正團員數九萬六千三百六十六人に達してゐる。女子青年團に對しては男子青年團に比較し其の發達稍遅れたるの感があるので、大正十五年十一月内務及文部兩大臣の訓令に依つて其の本旨を明にし、且普及を促進し其の發達を遂げしむる爲、指導獎勵に盡力したる結果總數一千八百八十四團體、正團員六萬四千五百九十六人に達してゐる。

少年團は大正十二年七月少年團北海道聯盟を組織して漸次其の活動を見るに至つたが、其後稍不振に陥りたる爲昭和六年九月更に其の組織を新にし、指導者實習所の開設等に依り其の振興を圖ることとなつた。現在團體數三百七十二、正團員數六萬一千九百四人であつて、其の内二十八團體は聯盟に加入し少年團體の中堅として活動してゐる。

青年學校令の公布せらるゝや、從來の實業補習學校、青年訓練所を統合して新令に依らしむることとした。而して新制度は小學校卒業後直に社會に入るところの實務青年に對する教育で、國民教育上將又本道拓殖教育上頗る緊切であり、之が普及發達は特に急務とし振興に努めたる結果、昭和十三年四月末現在に於ける本道青年學校數は公立一千六百二十二、私立二十五、計一千六百四十七校に達し、一町村平均六校強、生徒數、男九

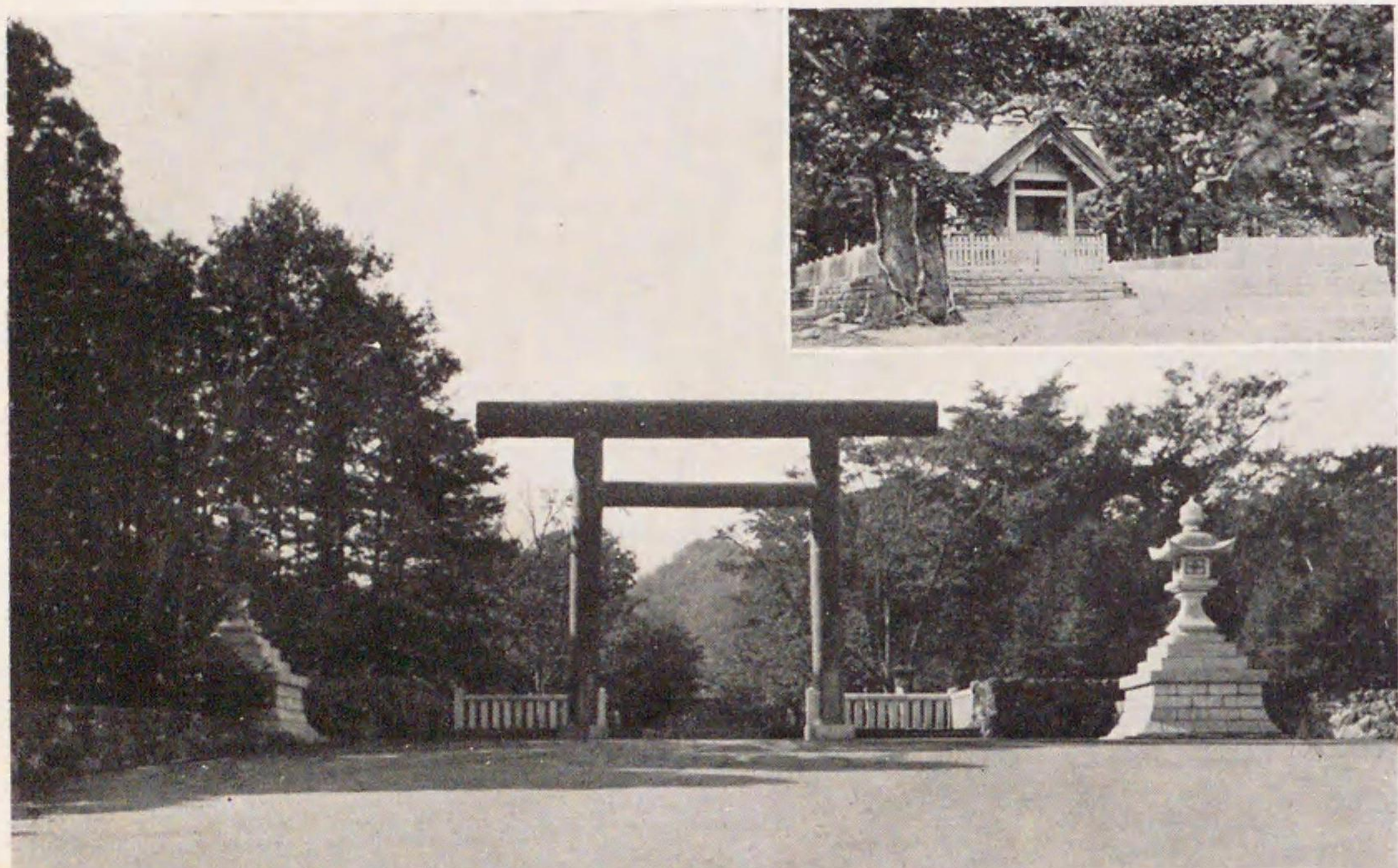
萬九千九百四十三人、女三萬三千二百八十人、計十三萬三千二百二十三人、一校平均八十一人を算するに至つた。而して之が指導に就いては青年教育主事一名及社會教育主事二名、同主事補四名を置き之に當らしめてゐる。尙文部省は昭和十一年一月青年學校視學委員制度を設け視察指導の徹底を期することになつた。

(七) **舊土人教育** 明治三十二年三月舊土人保護法發布せられ(社會事業舊土人保護參照)、超えて三十四年國費を以て舊土人小學校を創設經營するに至りて校數次第に増加し、明治四十四年度の二十一校を最多とし、其の後兒童減少し、一校として維持し難きに至つたもの或は部落の開發に伴ひ風俗教養の度進み、内地人との混合教育を希望する者漸く多きを加へ差別的教育を施さんよりは、寧ろ内地人の學校に收容する方教育上妥當なるものあるに依り漸次之を廢止する方針の處昭和十二年七月舊土人保護法の改正に依り當分の中日高支廳管内平取村の二校に止め、近く舊土人學校は廢止せらるゝことゝなつた。

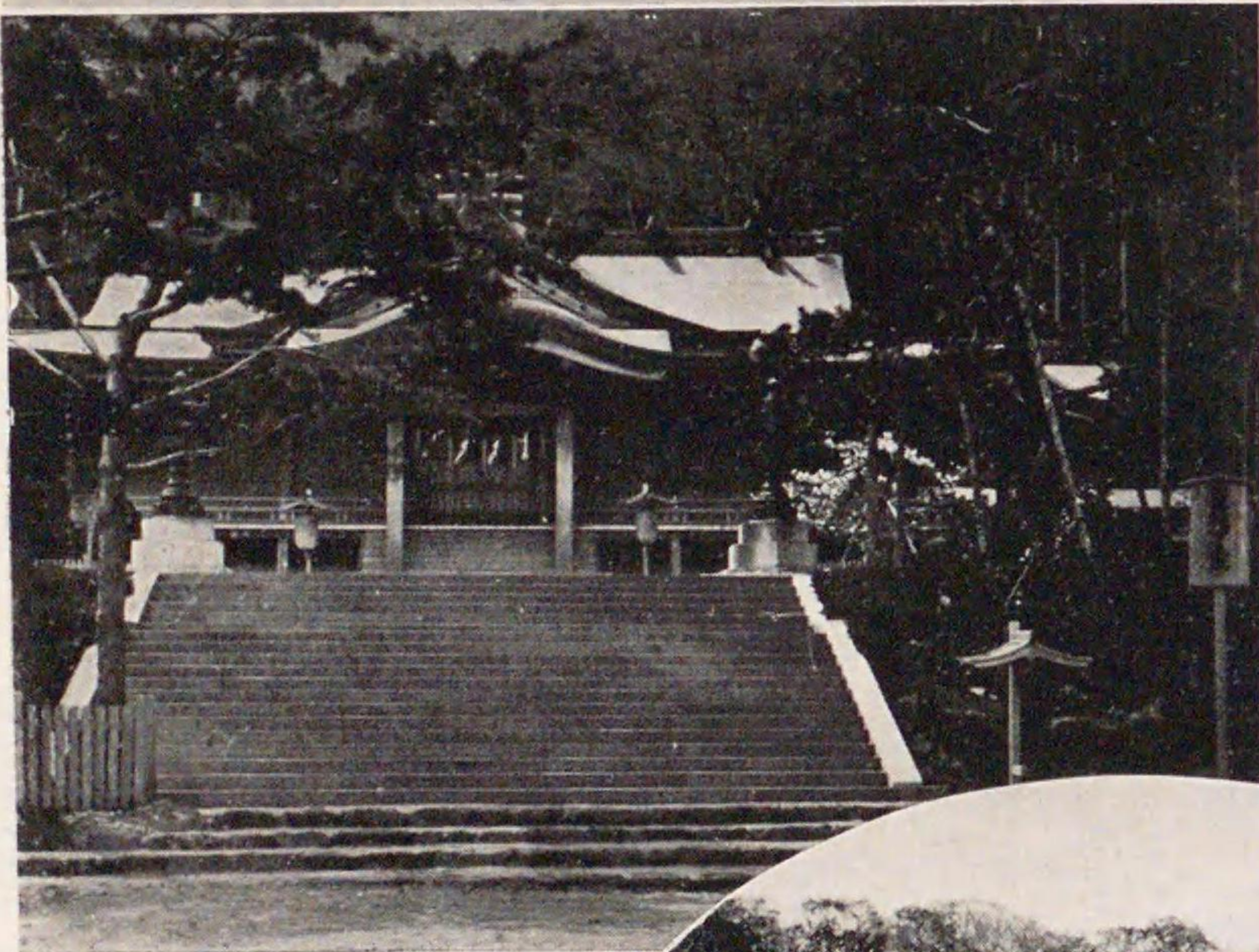
第十四章 兵 備

本道警備の爲、屯田の必要なることは、既に幕領の際に於ても認められ。奥羽諸藩の兵を駐屯せしめたる側ら一部の實行を見て居たが、開拓使の初めに於ても、本道警備の必要が痛感されたにかゝらず見るべき兵備なく、僅かに函館砲臺に若干の守備兵があるに過ぎなかつたので、明治六年黒田清隆の建議に基いて、屯田兵制度の實現を見るに至つた。屯田兵には其の家族と共に、仕度料・旅費・家屋・家具・夜具・農具・種子等一切を與へ、且移住後數年間は食料を支給し、練兵の傍家族と共に開墾に従事し、北門警備の任に膺らしめたのである。明治二十三年に至つて従來屯田兵は士族に限り、其の子孫相繼いで永世兵たるべき、多分に封建的要素を持つものであり、従つて人權を羈束すると同時に、經費の増加が考へられる爲、士族平民を問はず募集し屯田兵の最盛期を現出したが、三十三年以後は全く募集せず、三十六年四月屯田現役兵は皆無となり、本道警備は七師團に引繼ぐに至つた。斯く二十五年間本道の開拓に貢献した、屯田兵村は、士族十三箇村二千九百五戸、平民二十四箇村四千四百三十一戸であり、三萬七千餘町歩

官幣大社札幌神



開拓神社 (官幣大社札幌 神社境内)



國幣中社函館八幡宮 (昭和十四年一月七日 津輕要塞司令部檢閲済)



(珠有字町達伊國振贈) 寺光善

の給與地の内二萬一千餘町歩を開墾し、本道に偉大なる足跡を残した。

註 二十九年一月より道内一部に徴兵令を施行し、三十一年には全道に徴兵令が施行された。

第十五章 神社及宗教

(一) 神社 本道に於ける神社の起源は世人の想像以上に古きもの、如く、今之を詳にすることは出来ぬが、往時より和人居住の地たりし渡島及檜山地方は固より、其れ以外に和人の僅かに住居したる東及西蝦夷地の各所に於ても辨天社及稻荷社等を祀るもの多く、當時福山及函館の八幡社・江差の姥神神社等が最も著名であつた。明治二年開拓使設置せらるゝに及び、嚴に神佛混淆を禁じて之を區別せしめ、神社の尊嚴を保ち、郷社及村社等の社格を定めた。其の後拓殖の進捗に伴ひ住民の増加するに従つて次第に神社も増加し、現在五百十一社を數へ、頗る敬神の念厚きを加ふるに至つた。今札幌神社及其他の主なるものに就き略述すれば次の通りである。

官幣大社札幌神社

明治二年蝦夷開拓の廟議決すると共に、同年九月 明治天皇の優渥なる聖旨に基き、神祇官に於て 大國魂神 大那牟遲神 少彥名神の三神を北海道開拓の御祭神並全道の守護神として其の祭典を執行せられ、右御神靈は開拓使札幌本府の創設者島判官之

を守護し奉りて同地の假殿に奉祀し、後四年九月圓山の本殿に遷宮し奉つた。爾來屢社格を累進せられ、三十二年官幣大社に列せられ、道民齊しく其の神威を景仰し、日々參拜する者の跡を絶つことがない。

畏くも 今上天皇陛下には昭和十一年仲秋 聖駕を本道に進めさせ給ひ、陸軍特別大演習の御統裁竝地方 行幸の御盛儀をとり行はせられたるに際しては、十月七日、ここに親しく 御參拜あらせられ、臣民に敬神の範を垂れさせ給ひしは畏多き極みにして、三百萬道民は深く感激し益尊崇の念を高むるに至つた。

開拓神社

昭和十三年は、開道七十年に相當するので、北海道廳に於ては記念事業として、開拓功勞者を奉齋する開拓神社を創建したが、後公認手續を履行し、昭和十三年十一月二十八日官幣大社札幌神社の境内神社として内務大臣より許可せられた。祭神は三十六柱である。

國幣中社函館八幡宮

文安二年渡島國龜田領主河野加賀守政道の奉齋したもので數度の蝦夷叛亂により荒廢

したが、其後更に奉祠され函館奉行の崇敬厚かりしもので明治二十九年國幣中社に昇格された。

昭和十一年十月十日には 畏くも 今上天皇陛下の函館 行幸に際してはこゝに親しく 御參拜遊ばされた。

縣社 古來鯨の授神なりとして尊崇されたる江差町姥神大神宮、古く天和年間の創立なりと言傳へらるゝ小樽市の住吉神社・松前家の祖武田信廣を祀る福山町の松前神社・高田屋嘉兵衛の建立にかゝる根室町の金刀比羅神社・其他函館市の東照宮・札幌市の三吉神社・釧路市の嚴島神社・旭川市の上川神社・帶廣市の帶廣神社等は由緒も深く本道地方民の崇敬厚きものである。

其他

畏くも 大正天皇 竝 今上天皇陛下皇太子殿下として 行啓の砌、特に御使を差遣はされし日高國平取村の義經神社を初め、往時本道の先住民族たりしアイヌと内地人の渡來先覺者との交渉を物語る幾多の神社及小祠等を各地に發見する事が出来る。之等は史實的見地よりして種々論議の餘地はあらうが、民族精神の發露或は傳説として見る時は

甚だ興味深いものがある。

(昭和十三年十一月末現在)

官幣大社	國幣中社	縣	社郷	社村	社無格	社	計
一	一		二七	六	二六六	一三	五二

(二) 寺院及任職 本道佛寺の創始は古くして詳にすることは出来ぬが、渡島以外に於ては文化元年東蝦夷地の有珠に善光寺(浄土宗)、様似に等樹院(天台宗)、厚岸に國泰寺(臨濟宗)の三寺を建立したのが嚆矢である。而して開拓使以來拓殖の進歩に伴つて沿海より漸次中央地區に及び、移民の部落をなす所には先づ簡便なる説教所を設け、部落の發達するに及んで堂宇を建設し寺號を公稱する様になり今日に至つたものである。而して昭和十三年末現在の本道寺院の總數は、天台十、眞言七十五、浄土百一、臨濟十八、曹洞二百四十三、眞宗五百八十九、日蓮八十、時宗一、法華十三、合計一千百三十三箇寺に達し、任職の總數は、一千百五十人である。而して既設寺院中眞宗の勢力を第一とし、曹洞・浄土・日蓮・眞宗・臨濟及法華等相次ぐ状態で、此の趨勢に依りて本道寺院の情勢を察知する事が出来る。

(三) 神道教會説教所 本道に於ける昭和十三年末現在の各教派別神道教會説教所は八百三十六に達した。その中天理教は斷然他を壓して六百三十二を示し、之に次ぐものは神道(本局)四十三、黒住教十八、修記派四、大社教五、扶桑教二十五、實行教十三、大成教四、神習教二十三、御嶽教三十、禊教二、神理教五、金光教三十二で、之を前年に比較すると二十九の増加であつて、時局の關係に因るものである。

(四) 佛道教會説教所 昭和十三年末現在の各宗別佛道教會説教所は、天台十七、眞言百七十五、浄土四十三、臨濟十一、曹洞二百、眞宗五百五十、日蓮百五、法華六十五、合計一千百六十六で、眞宗最も多く全體に對し四割七分に當り、曹洞及眞言の諸宗相次ぎ前年に比較すると十八の増加である。

(五) 基督教會堂講義所 基督教は、函館開港以來宣教師等の渡來する者があつたが、幕末時代に在つては未だ布教の形跡を認めるに至らず、開拓使以來諸派の宣教師漸次來道し布教に従事し今日に至つた。

昭和十三年末現在の各教派別基督教會堂講義所は天主教十八、ハリストス正教八、日本基督教會十七、日本組合基督教會十二、日本聖公會二十四、パプテスマ教會一、日本

メソヂスト教會十、救世軍十六、聖教會五、きよめ教會二、セブンデーリアドベンチスト二、日本福音ルーテル教會一、無所屬一、合計百十六である。

第十六章 社會問題及社會事業

我が國に於ける近代文化の向上と、經濟組織の急激なる發展とは、最近に至り複雑なる各種の社會問題を發生し、之が解決は施政上緊要なる事案とされてゐる。而して本道に於ける社會問題は、近年其の發生件數に於て漸次増加の趨勢を示して居るが、本道は今尙開拓の道程に在り、隨つて政府に於て諸般の拓殖事業を施行しつゝあると共に、民間に於ても逐次新企業が勃興して居る關係上、府縣の一部地方若は大都市に於て見るが如き深刻なる社會問題の發生は比較的少いのみならず、本道に於ける諸種の社會問題は府縣と異なる特殊事情に因つて起るものが多い。例へば失業状態を見るに、由來本道は冬季積雪期永きため季節的日傭勞働失業者の多きが如き、又近年に於ける小作爭議の増加が専ら凶作及水害に基因するが如き、更に大地積占有の所謂不在地主と多數小作人との關係に於て、小作權關係又は小作地引上に因る爭議を頻發するが如き等は、畢竟本道獨特の問題と看做すべきものであるが、最近此種の爭議が頻發する動向あるは固より輕視すべからざる事象と云ふべきである。

次に本道の社会事業に就て之を觀るに、刻下社会情勢の急迫と共に、救護法、母子保護法、少年救護法の實施、方面委員制度及職業紹介所の活用、其他從來施設の各種公共事業の擴充を必要とし、今後益是等の活動に俟つもの多き状態である。尙本道獨特の施設として舊土人保護事業があつて諸般の社会事業中最も古き歴史を有し、今日舊土人の易俗改風の實舉れるを見るに至つた所以は、實に開拓使以來の治績と明治三十二年以降實施の北海道舊土人保護法に依ることが多大である。次に最近の状況を述べることにする。

一 社会問題

(一) 失業状況 本道は拓地殖民の途上にあつて各種事業労働者多く、事業繁盛期にあつては之等事業に吸収されて失業者の減少を示すが、冬季に入つては之等労働者の離職多く、失業者群をなし夏季より増加するの状況である。失業者は、昭和七年を最高とし漸次遞減し、昭和十一年に於ては、毎年平均一萬七千四百二十九人、失業率五・二%に低下した、昭和十二年には支那事變の勃發に因り、軍需工業其の他の關係産業の異常なる發展に伴ひ益顯著となつた。併しながら、本道は、其の氣候的特殊性に原因し依然産業界の好不況に不拘相當量の失業群を發生する、是等の多くは

轉々流浪し、遂に都市に誘引せられて大部分は七市に蝟集する状態である。昭和十三年には職業紹介所が國營移管に依り、勞務需給調整の圓滑化に努め、失業者更生訓練所、職業輔導所を施設し、極力之が失業の緩和を期すると共に、社会事業團體をして送還、給食、授産及宿泊等保護、救済の途を講じつゝある。

昭和十三年失業状況月別推定表

月別	給料生活者			日傭労働者			其の他の労働者			合計		
	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率
一	106,915	3,707	3.5	95,011	5,631	5.9	146,456	3,488	2.4	348,383	12,826	3.7
二	106,217	3,848	3.5	95,174	5,954	6.3	145,333	3,497	2.4	346,804	13,199	3.7
三	106,496	3,781	3.6	95,450	6,075	6.4	144,357	3,688	2.5	346,303	13,474	3.9
四	107,193	3,698	3.4	94,893	5,007	5.3	146,099	3,143	2.1	350,184	11,848	3.4
五	106,979	3,377	3.1	92,101	3,397	3.7	148,095	2,733	1.8	350,184	9,505	2.7
六	106,561	3,220	3.0	92,393	2,887	3.1	148,066	2,557	1.7	350,100	8,668	2.5
七	106,579	3,005	2.8	91,745	2,435	2.6	147,080	2,101	1.4	350,404	7,732	2.2
八	105,353	2,934	2.8	91,695	2,439	2.7	146,475	2,261	1.5	349,533	7,654	2.2
九	105,761	2,839	2.7	92,355	2,231	2.4	146,151	2,138	1.5	349,287	7,198	2.1
十	105,666	2,645	2.5	93,977	2,231	2.4	146,381	2,081	1.4	349,044	6,956	2.0
十一	105,256	2,681	2.6	94,488	2,743	2.9	146,756	2,236	1.5	349,734	7,750	2.2
十二	105,588	2,781	2.6	95,056	3,086	3.2	145,688	2,636	1.8	349,253	8,503	2.4

(二) 労働争議 本道に於ける社会運動は内地府縣と異り、社会状勢及地理的關係上比較的緩慢なる状態にあつたが、交通機關の發達と急激なる新思想の擡頭に依つて大正末期より労働運動活潑となり、昭和二年の小樽港灣労働者の總同盟罷業及同三年の海員同盟罷業等は其の主なるものである。爾來注目すべき争議の發生を見ないが、争議件數は漸次増加しつゝあり、之等は數年に渉る財界不況の影響を受けて企業家の經營困難となり、事業の縮小、休止、労働者解雇及賃銀不拂等によつて労働者の實生活に脅威を與へ、労働者側にあつては之が自衛的抗爭を行ふ爲で、概して消極的にして小範圍に終始するに止つた。

然るに昭和六年滿洲事變以來、軍需工業の勃興及對外爲替安に依る各種産業の復興に依る景氣回復に伴ひ、相對的に下落せる賃銀の値上、労働強化の緩和、臨時工繰入等の積極的要求を含む労働争議漸次増加しつゝあつたが、最近時局の影響を受け労働組合は勞資協力を標榜した爲、勞資の協調となり、労働争議件數は減少し、昭和十一年に於ては、昭和四年以來の最少記録を示した、又内容に於ても惡質のもの少く、争議の解決も迅速になつた。更に昭和十二年は支那事變の影響を受け舉國

一致の現はれとして減少を示した。今最近の労働争議狀況を示せば左の如くである。

労働争議一覽表

所場生發	體團援應	種別		年別
		別	件數	
其土運鑛工 木 建 輸 築 他業業業業	應親其他日本全日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本) 援陸他(關争的)日全日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本) 團睦他(關争的)日全日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本) 體協他(關争的)日全日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本) な調他(關争的)日全日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本) き團他(關争的)日全日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本) もの體他(關争的)日全日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)日本(舊日本)	別	件數	昭和六年
		別	件數	昭和七年
		別	件數	昭和八年
		別	件數	昭和九年
		別	件數	昭和十年
		別	件數	昭和十一年
		別	件數	昭和十二年
		別	件數	昭和十三年(十月末)
		別	件數	昭和十三年(十月末)
		別	件數	昭和十三年(十月末)

種別	年別	種別		年別		種別		年別		種別		年別		種別		年別		種別		年別	
		参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数
待遇改善	昭和六年	2,106人	5件	2,106人	5件	2,106人	5件	2,106人	5件	2,106人	5件	2,106人	5件	2,106人	5件	2,106人	5件	2,106人	5件	2,106人	5件
賃借復職要求	昭和七年	2,103人	7件	2,103人	7件	2,103人	7件	2,103人	7件	2,103人	7件	2,103人	7件	2,103人	7件	2,103人	7件	2,103人	7件	2,103人	7件
賃借支拂要求	昭和八年	2,197人	4件	2,197人	4件	2,197人	4件	2,197人	4件	2,197人	4件	2,197人	4件	2,197人	4件	2,197人	4件	2,197人	4件	2,197人	4件
解雇退職手当の支給及増額要求	昭和九年	2,554人	3件	2,554人	3件	2,554人	3件	2,554人	3件	2,554人	3件	2,554人	3件	2,554人	3件	2,554人	3件	2,554人	3件	2,554人	3件
労働時間短縮	昭和十年	5,433人	1件	5,433人	1件	5,433人	1件	5,433人	1件	5,433人	1件	5,433人	1件	5,433人	1件	5,433人	1件	5,433人	1件	5,433人	1件
賃借下反	十昭和一年和	2,328人	4件	2,328人	4件	2,328人	4件	2,328人	4件	2,328人	4件	2,328人	4件	2,328人	4件	2,328人	4件	2,328人	4件	2,328人	4件
賃借手當及治療金要求	十昭和二年和	2,499人	3件	2,499人	3件	2,499人	3件	2,499人	3件	2,499人	3件	2,499人	3件	2,499人	3件	2,499人	3件	2,499人	3件	2,499人	3件
其他	十昭和三年和(十月末)	1,896人	4件	1,896人	4件	1,896人	4件	1,896人	4件	1,896人	4件	1,896人	4件	1,896人	4件	1,896人	4件	1,896人	4件	1,896人	4件

(三)

小作爭議 本道の農家戸數に對する農耕地面積の割合、即ち、一戸當耕作面積が大なる爲、農家の經濟は他府縣に比較して一般に潤澤なるのみならず、小作料も概して低率なる爲、大正十三年小作調停法施行以前は小作爭議として見るべきもの殆どなかつた。然るに近時農村經濟の逼迫と社會事情の變遷とに伴ひ、農民の思想上にも著しき變化を見るに至り、加ふるに本道は不在地主の所有する土地面積廣大にして、之に所屬する小作戸數も亦多數なる等、本道獨特の小作事情に依つて近時地主及小作人間の抗爭頻出し、昭和四年以來著しく爭議件數を増加した。特に昭和五年以降の經濟恐慌並各種災害頻發のため、農村の疲弊は相當深刻となり、小作爭議の簇出を見るに至つたが、其の内容にも重要な質的變化を來した。即ち、最近に於ては、小作地引上を原因とする爭議件數が増加の趨勢にあり、凶作、冷害の年を除いては全爭議の半に達し、更に一爭議當りの小作人數、土地面積の累年細少化しつつあることは、農業生産を自ら管掌せんとする現象にして關心すべき状態であるが、偶支那事變勃發以來時局の影響を受け國內相剋を避け當事者間に於て協調に努めつつあることは、次表に依り一應首肯せられる状況にある。

種別	期間		比較
	自	至	
小作争議	昭和二年七月	昭和二年七月	比較
	至同	至二・三	増△減
小作調停	一九二〇	一九二〇	比較
	至三・三	至三・三	増△減
小作争議	昭和二年七月	昭和二年七月	比較
	至同	至二・三	増△減
小作調停	一九二〇	一九二〇	比較
	至三・三	至三・三	増△減

最近に於ける争議の状況を表示すれば左の如くである。

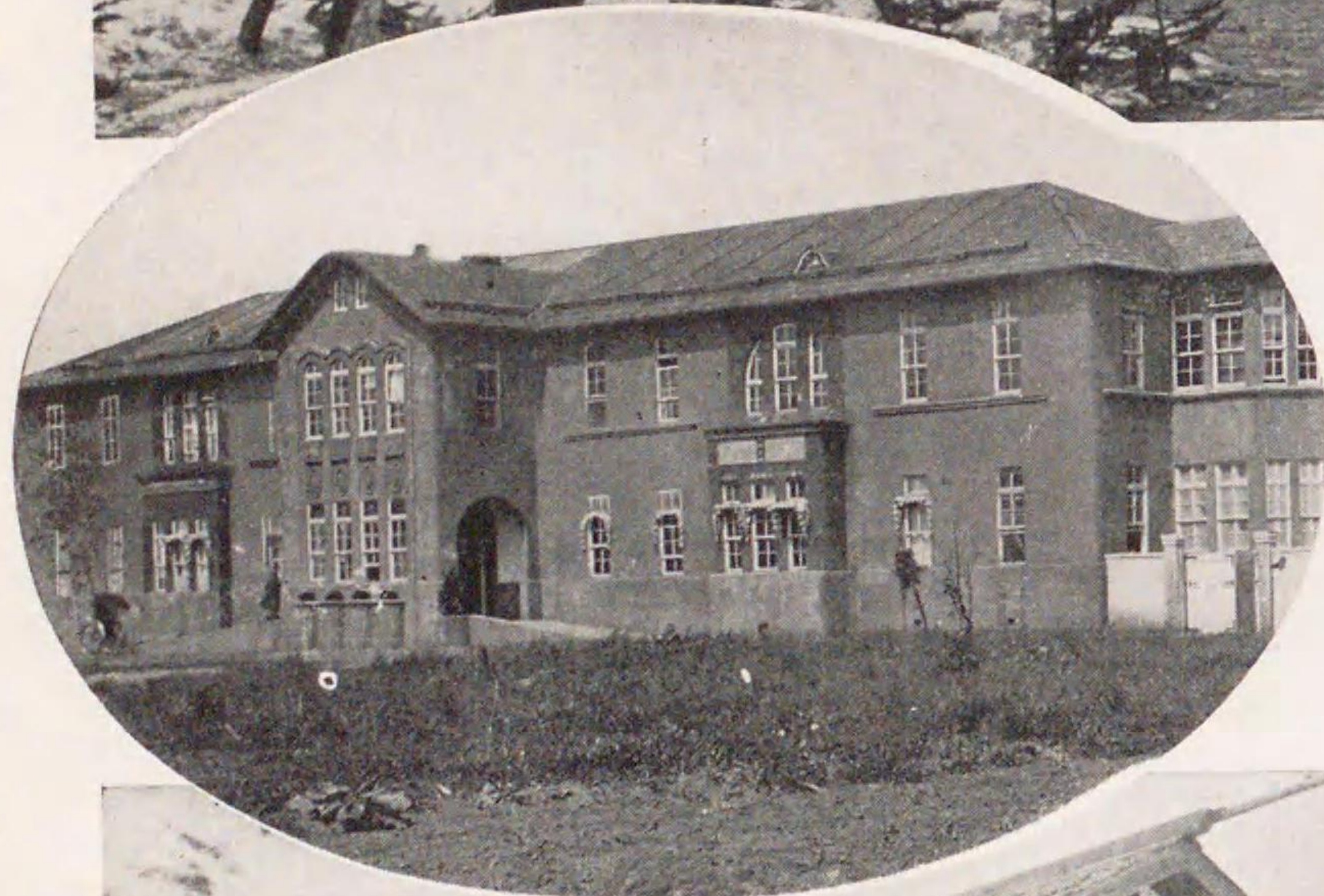
小作争議一覽表

争議	参加人員	面積	關係土	争議件數	昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年		昭和十二年	
					田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
争議	小作人	計	田畑	件數	一五六	一〇二	二九九	二三八	三三五	三五四	三七七	三二七	三二七	三二七	三二七	三二七	三二七	三二七
小作	二、六七九	一、一六五・九	四、七七一・〇	一〇六	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四
風旱	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
小作	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
其他	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
米麥	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
勞費	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

小作調停一覽表

區分	年次	調停事件數	争議		調停		未解決		原因
			土地	面積	件數	件數	件數	件數	
昭和八年	一、〇九・八町	三三	一〇	一六	一八	一四	三	三	四
			一〇	一六	一八	一四	三	三	三
昭和九年	二、七六・六町	二六	一四	二二	一八	一四	一	一	一
			一四	二二	一八	一四	一	一	一
昭和十年	三、三四・〇町	一〇	一〇	一三	一七	一〇	一	一	一
			一〇	一三	一七	一〇	一	一	一
昭和十一年	三、四六・〇町	三三	一〇	一四	一七	一〇	一	一	一
			一〇	一四	一七	一〇	一	一	一
昭和十二年	三、七九・六町	一〇	一〇	一四	一七	一〇	一	一	一
			一〇	一四	一七	一〇	一	一	一

(護保療醫) 院惠慈館函人法團財
(濟関檢部令司塞要輕津日七月一年四十和昭)



財團北海道社會事業協會
附屬札幌病院



(關機養修人土舊) 館會風矯別幕村別幕國勝十

二 社會事業

(イ) 公私社會事業施設 本道に於ける社會事業施設は時代の要求と一般道民の認識とに依り年々増加の趨勢にあり、先づ公營の社會事業施設として少年教護一、養老二、育兒一、輕費又は特殊診療八、託兒三がある。而して私營の社會事業施設としては、聯絡統制助成二十三、授産並職業輔導十八、宿泊救護九、育兒十一、託兒十九、貧兒教育一、アイヌ教導扶助一、輕費及施藥診療十四、隣保事業二、少年救護二、盲

區分	年次			
	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
關係者數	一四九	一三三	二二九	二四二
地小計	二四	四六	五七	五二
地主	四三	六	八七	七
成立	一〇一	一四	一五九	一七三
不成立			一	三
取消	〇	四	一	一
却下		六	三	一
未計			三	三
結果	三	六	三	五

聾啞教育五、養老九、妊産婦保護二、住宅供給一、計百十七に達し、何れも其の事業の爲最善の努力を拂つてゐる。以上の外之等公私の社会事業聯絡統制の機關として、北海道廳長官を理事長とする財團法人北海道社会事業協會があり、尙北海道社会事業團體聯合會並釋放者保護事業の機關たる北海道樺太聯合保護會がある。

(ロ) 一般救護 昭和七年一月一日より實施された救護法に依る救護狀況は救護人員及其の費額共に、年々遞増の趨勢を辿りつゝあるが、之は主として凶作及水害其他各種災害及輓近の經濟情勢の影響に依るものである。之が救護の實施に當つては方面委員の活動と相俟つて濫救又は漏救の弊なき様其の適正を期してゐる。今本法施行以後の狀況を示せば次の通りである。

一般救護表

救護種別	年 度	
	昭 和 六 年 度 (三箇月分)	昭 和 七 年 度
生活扶助	一、五九一	七、五三〇
實人員	一〇、一七七	七、五三六
延人員	一、四一七	八、七三三
金額	二、二四七	八、七三三
		昭 和 八 年 度
		五、五九九
		一、〇三〇
		一、二二二
		一、三九六
		昭 和 九 年 度
		六、四二六
		一、三七六
		一、四六六
		昭 和 十 年 度
		七、三四一
		一、四七六
		一、〇〇〇
		一、六二〇
		昭 和 十 一 年 度
		八、四六三
		一、四八七
		一、九八三
		昭 和 十 二 年 度
		八、五五四
		一、六五二
		二、〇二九

救護種別	年度	
	昭和六年度 (三箇月分)	昭和七年度
醫 療	實人員 一六五	七六五
	延人員 六〇七	四六、八三
助 産	實人員 一八五〇	一四、一〇
	延人員 一八五〇	一六、九二
生活扶助	實人員 三	二二
	延人員 三	二二
計	實人員 一、六六二	一、〇〇
	延人員 一、三三三	一、〇〇
埋 葬	金 延人員 三六	一、四四
	金 延人員 三六	二二
合 計	金 實人員 一、四一〇	一、〇〇
	金 實人員 一、四一〇	一、〇〇

備考 昭和九年以前實人員合計と内容符合せざるは、併救者を含まざるに由る。

(ハ) 母子保護 救護法に對する特別法として、兒童保護の見地より其の成立を見た。母子保護法は、昭和十三年一月一日より實施せられたが、其の施行に當つては、極

力本法の趣旨の普及徹底を圖り、特に本法が救護法に對し特別法である點に鑑み、其の適用を誤らざらしむると共に、兩々相俟つて救貧法であるの實を擧げる爲、其の執行機關である、市町村長、方面委員等を督勵指導しつゝある。今昭和十二年度(自一月至三月)の施行狀況を示せば次の如くである。

區 別	生活扶助		養育扶助		醫 療		生業扶助		計	埋	葬
	實人員	延人員	實人員	延人員	實人員	延人員	實人員	延人員			
實人員	一〇一	三、六七八	一、〇〇〇	九、一四三	二	九五	—	—	一、三三〇	—	—
延人員	—	二、八三七	—	七、一五七	—	二五	—	—	一〇、二七	—	—

(ニ) 少年救護 昭和八年五月公布せられた、少年救護法は、從來の感化法に代るもので、本法の制定は、我國に於ける不良兒童保護制度上に一新紀元を劃したものである。其の要領は、十四歳以下(少年法に依る保護處分の實施せられざる地區に限り十八歳未満)の刑法上責任能力のない不良兒童を少年救護院に收容し、又は、少年救護委員の監察に付し、教育的に感化する組織方法を規定したものである。而して本道に於ける收容施設は、廳立大沼學院及認可救護院たる財團法人家庭學校

社名淵分校の二で、私設は財團法人札幌報恩學園がある。昭和十二年度末大沼學院在院生は、百二名、家庭學校社名淵分校には道廳委託生二十名、同校直接取扱の兒童三十五名、計五十五名、札幌報恩學園には二十名の兒童を收容し何れも要教護少年の教護に努めてゐる。而して院外教護機關である、少年教護委員は、全道を通じて現在七十名を任命し、兒童の不良化防止並教護の促進は勿論不良兒童の早期發見に付きて各關係者と協力し、其の目的達成に盡力しつゝある。

(ホ) 方面事業 本道に於ける方面委員制度は大正十一年以來市部に於て保護委員の名稱の下に設置されてゐたが、救護法實施に先だち昭和六年十二月廳令を以て北海道方面委員規定を制定し、救護法施行細則に依り救護法第四條の委員を兼ねしめた。爾來年と共に聯絡統制機關の整備に伴ひ著實なる發達を遂げたるが、其の後方面委員令公布に伴ひ、昭和十二年一月之が施行に關する現行の諸規則を制定公布せられ、同年七月支那事變の勃發するや、方面委員は銃後後援の第一線に立ち克く其の中樞となつて活動し、制度の重要性に對する社會の認識を深めたのである。而して事變以來新に任命したる委員一千二百餘に達し、昭和十三年十一月末に於て委員三千九

十三名に達し、昭和十二年度取扱件數五萬五千八百六十八件尙此の外軍事援護に付取扱ひたる世帯數は三千八百四十二件に及び、之を種類別に見れば左の如くである。(十八章參照)

年 度	生活扶助	保健救護	兒童保護	相談指導	戶籍整理	職業其他紹介	教化	其他	計	一人當取扱件數
昭和七	四、七七八件	七、七六三件	四、八〇〇件	二、七三二件	三六件	四、七三二件	三、二五五	一、六一三件	二七、〇〇九件	三
昭和八	五、〇〇九	九、六七〇	三、一〇〇	三、一五六	六七	三、三九六	一、三二五	七九六	二七、三三九	三
昭和九	七、七三三	一八、九六九	一、六三九	一、三、六九一	一、五四五	二、四、四三六	一、五六七	三、五三八	一〇三、一一八	八
昭和十	五、六〇九	一〇、五九〇	一、一七七	四、八八〇	一、一、六六	一、三、二七三	五、八四	二〇、九一八	五八、七四六	五〇
昭和十一	六、六四〇	一三、七三九	一、九六六	五、三〇八	一、一、四四九	一九、八七二	七、一〇	二四、〇七三	七三、六〇八	三
昭和十二	三、六六六	二、五四四	四、五	三、二九八	六、四	七、六	二、八四八	一三、六六七	五、八六六	三

備考 九年度に於て取扱件數の多きは函館市大火の罹災者救済に由る。十二年度に於て取扱本表以外に軍事援護に付取扱ひたる世帯數三千八百四十二件あり。

(ヘ) 行旅病人並精神病者其他救護施療 本道は氣候の關係上季節的の事業多く一時に多數の労働者を要する爲、其の大半は府縣より移動労働者として單身渡道し、冬季事業切上げと同時に歸還すべきに拘らず漫然道内に留まり、或は疾病に罹り或は飢餓に陥り、遂に行旅病人として救護を受くるに至る者も尠くはない。然るに近時労働者の取締勵行、労働條件の改善、救護法の實施等に依り取扱の減少を示してゐる

が、昭和十二年度に於ける行旅病人及同死亡人六百二十人、其他精神病患者として監護を受けたるものは百七十五人で、當該年度支出経費は前者二萬七千九十六圓、後者二萬一千七十圓の多額に達した。

施療に關しては、恩賜財團濟生會救療規定に依り施療してゐる。而して、恩賜財團濟生會は本道に於ては、明治四十五年同會救療事業の實施を委囑せられて以來極力窮民の救療を爲し、聖旨の普及徹底を期したる爲漸次業績擧がり、大正十三年には小樽市に、大正十五年には函館市に、昭和五年には札幌市に同會直營の診療所を設置して救療に當り、(函館診療所は昭和十一年四月病院組織となる) 他面昭和七年以降實施の恩賜金及國費の時局匡救々療事業並昭和六年及同七年凶作水害救濟事業等は、擧げて本會に委囑するところとなり、昭和十二年度に於ては、恩賜財團及國費診療費に因る救療實人員一萬五千三百八十六人、延人員三十一萬十六人、救療費十二萬一千七百九十一圓十錢にして施療の目的を達してゐる。

本法改正に因り扶助適用範圍の擴張と支那事變勃發とに因り被扶助者數激増し、昭和十二年度は、之が扶助戸數七千六百六十戸、二萬六千七百七十二人、扶助費八十五萬

五千九百二十七圓を示し、尙民間に於ける北海道地方委員會、市町村銃後後援會其他軍事扶助團體の昭和十三年度八月末現在扶助戸數三萬五千七百五十二戸、十萬六千四百四十二人、三十萬一千三百五圓である。

(ト) 公益質屋 本道に於ける公益質屋は、大正十二年八月開設の苫前郡焼尻村公益質屋及大正十三年十二月開設の積丹郡余別村公益質屋の二に過ぎなかつたが、昭和二年三月公益質屋法發布せられて以來處々に設置を見、殊に昭和七年度より三箇年に互り時局匡救事業として低利資金借入に對する利子補給の途を講ずるに及び急激なる發達を遂げ、庶民金融施設として漸次増設されてゐる。而して昭和十二年度末現在に於ける公益質屋數は七十五箇所の多きに達し、之が運轉資金總額は百六十七萬圓にして資金貸付は百五十七萬七百十七圓である。(第八章參照)

公益質屋職業別利用狀況 (昭和十二年度末)

區分	貸付		區分	貸付	
	人	圓		人	圓
勞働者	五、五九	三、五九	農業者	一〇、一〇〇	一、〇〇〇
俸給生活者	一五、六七	一、四七	漁業者	七、九五	八、八五
小工業者	八、〇〇	一、四七	其他者	三、九六	三、六三
小商人	二〇、〇〇	三、五九	計	二七、四七	二五、二七

備考 貸付金額	一、五七〇、七一七・二五 ^四	一口平均	九・一七 ^四
辨 濟 額	一、五三八、九八三・八〇	利子収入額	八六、七六二・三八

(チ) 小住宅建設と住宅組合 住宅の不足を補ひ之が緩和を圖る爲、地方費を通じ大藏省預金部より低利資金を借り受け、各市其の他主要町村に市町村營の住宅を建設するものである。故に大正十二年三月廳令住宅資金貸付規程を發布し、地方費より住宅組合に關する直接融資の途を開き、昭和十二年末迄に認可したる組合數は札幌市五十九、小樽市十四、函館市十三、旭川市九、帶廣市及圓山町各四、網走町及野付牛町各三、釧路市・室蘭市・浦河町及根室町各二、苫小牧町・俱知安町・留萌町・富良野町・靜内町・余市町・東鷹栖村・苫前村・永山村・音更村各一、計百二十七であつて、之が建設戸數は一千三百八十を算するに至り、其の資金貸付額は百五十八萬四千二百三十九圓で其の他日本勸業銀行及北海道拓殖銀行の貸付額は三十萬六千五百六十一圓である。

(リ) 職業紹介所 職業紹介法に依る紹介所は昭和十二年九月末に於て札幌・函館・釧路・旭川・室蘭及帶廣市立各一箇所、小樽市立二箇所及名寄外十五箇町立各一箇所

仙法志外十三村各一箇所の外、私立函館市東部及共愛職業紹介所計四十箇所で、昭和十一年に比し十五箇所を増した。各紹介所は時勢に鑑み各種施設の内容改善を圖りつゝあつたが、支那事變の推進に伴ひ、勞働資源の分布、移動、需給調節上機構の改善と機能の擴充強化を要する切實なる情勢にあつたので、昭和十三年七月職業紹介法の改正となり、職業紹介所は國營に移管され、札幌・小樽・函館・室蘭・旭川・釧路・帶廣の七市及岩見澤・江差・留萌・稚内・野付牛・浦河・根室の七箇町に一般職業紹介所を、札幌・函館・小樽の三市に勞働紹介所を、森・余市・瀧川・名寄・網走の五箇町に出張所を設置し、職業紹介事業の全國的聯絡統一強化の陣容を完備するに至つた。

而して昭和十三年七月一日より同年十一月末日に至る事業成績は、一般職業紹介所に於て求人數九萬二千三百七人及求職者數二萬七千二百二十一人にして、就職者數は、一萬二千二百七十四人此の就職歩合四割五分に相當し、日傭勞働者に於ては求人數十二萬八百四十四人及求職者十一萬四千二百九十一人にして、就職者數十萬九千九百十一人此の就職歩合九割六分の好成績を收めた。



(村取平國高日) 落部の人土舊



(織司厚) 業副の人土舊

尙支那事變に因り軍需勞務要員充足數は、昭和十三年十一月迄に於て七千三百七十四人に對し、職業紹介所其他の機關の活動に因る充足は、四千八百三十九人である。尙各種産業に要する求人數は相當數に上り、水産を最多とし、土木・炭礦及鑛業・農業・森林等の方面である。

(又) 公設市場 本道に於ける公設市場は、大正八年九月より翌九年に互つて各市に創設せられ、其の後設備及内容の改善を圖ると共に之が増設を計畫し、現在に於て札幌市七箇所・函館市・室蘭市及旭川市各一箇所、計四市十箇所である。之が助成に對しては、建築資金として社會事業資金を地方費よりの轉貸に依つて低利に融通する方法を講じ、市場開設以來相當の成績を収めてゐる。昭和十二年中に於ける一箇年の賣上高は九十八萬六千餘圓に達した。

三 舊土人保護

舊土人の保護は本道獨特の社會事業であり、且最も古い歴史を有するものであるが、特に開拓使以來各方面より之が保護を圖つた。就中、明治三十二年北海道舊土人保護法の制定以後は本法の趣旨に従ひ、教育を施し農耕を奨め以て速に同化向上を圖ると共に、

貧困者に對しては救助或は救療を施し極力保護に努めて來た。近來其の效果著しく顯はれ、今や言語、風俗及習慣に於て殆ど一般の域に達しつゝあり、青少年の如きは諸般の文化施設及教育機關の恩澤に依り全く固有の言語を知らざる迄に大和民族化する狀態で、同民族は歳と共に混血に依り或は習俗の同化に依り渾然として一般人中に融和發展を遂げつゝあることは喜ぶべき事柄である。今之が現行保護施設を述ぶるに先立ち其の由つて來るところを知る爲に聊か保護の沿革を述べよう。

茲に所謂舊土人とは本道固有のアイヌ人、樺太より移住せるアイヌ人及色丹土人とを含み、固有のアイヌ人は黒龍江沿岸より樺太・北海道を経て本州へ渡つたと爲す南進説に依り其の本州へ渡らずに土著せる者であり、樺太土人は明治八年日露間に千島樺太の交換條約成立するや、樺太島は露國の領有に歸する事となり、此地に住むアイヌ人が日本の厚き保護を慕ひ、本道宗谷地方への移住を願出でたる一族である。又現在色丹島に住する所謂色丹土人は、露國が東漸政策に魔手を延ばし、占守島を占領したる後前記千島樺太交換の條約締結さるゝや、占守島以南の諸島は我領有に歸し、茲に同島在住土人たるクリル族が我國籍に入らん事を願出で編入されるに至つたものであるが、同島は本道

を去る六百海里の孤島の事として保護上幾多の不便を感じ、明治十七年根室港に近き同島に移したるものである。

(一) 開拓使時代の保護概要 蝦夷人に對する保護は遠く松前藩時代に始まるものであるが、開拓使の設置を見るに及んで方針確立したものである。即ち、速に同化を策して教育を施し且文化を高むる事を目標とし、之が方策として先づ漁場を官營して土人を使役し、或は漁場の經營を圖らしむると共に、土地を與へて農耕の業を教へ、又男には製革製靴等の業を、婦女には養蠶及網すき等をなさしめ、以て生活の安定に努めしめた。然るに元來原始的にして新なる業務の稚拙なりし爲、更に特殊の保護を與へなければ一般人と共に競争場裡に生活向上し得ない状態にあつた。茲に於て開拓使は深く此點に留意し、貧困者の出生兒に對しては玄米を給し墮胎を禁じ、老幼者の冬季間の生活資料を補助し、死亡に對しては弔慰料を下附し、官醫を巡回せしめて養育法を教へ、或は施療を行ふ等手厚き施設と手段を盡し、之が同化指導し啓蒙向上に努めて來た。

(二) 三縣時代の保護概要 次で三縣時代となり當局は開拓使の方針を繼いで舊土人に對し勸業員を派して農耕の業を奨励せる爲、漁獵の民として農業の利害得失を辨へざりし

彼等も農耕に就業するにつれ其の有利なるを知る様になつた。三縣時代の舊土人に對する勸農政策、就中、札幌及根室兩縣の施設に至つては、其の組織に於て將又規模の大なる點に於て最も卓越せるものであつて、三縣は各別に指導保護し來れるものであつたが、其教育方針の實施に關して幾多の不便を感じ、茲に三縣合同して舊土人教育の徹底を圖らんとし、明治十六年時の宮内卿に願出で舊土人教育資金一千圓の御下賜を受け、次で翌十七年文部省より同様の趣旨に依り二千圓下賜された。之を以て私立教育義會なるものを設立し、此の利殖金を以て舊土人兒童の教育費に充當せんとした。然るに此の計畫は廢縣置廳と共に一時は水泡に歸したが、後年保護事業中共有財産設定の端緒となつた。

(三) 道廳時代の保護概要 明治十九年道廳の設置を見たが、其の舊土人對策は依然勸農施設であつた。前述三縣當局の指導に依り舊土人の農業は大いに進んで漸次良好の成績を示し、傍ら養豚の如き飼畜農業を營み貯蓄を爲す者さへあるに至つた。如斯順調に進みつゝあつたが、惜むらくは財政其他の都合に依り、明治二十四年授産指導を廢するの已むなきに至り、茲に官の指導を離れ羈絆拘束を脱するに至るや、舊土人は儼然原始狩獵を戀ひ安易自足の生活を慕ひ、漸次農耕を捨て開拓使時代以來割渡せる給與地は、僅

な酒肴料等の爲に人手に渡り、折角開墾したる耕地も概ね荒廢に歸するに至つた。之れ固より彼等が漁獵の民として未だ充分に農耕に習熟せず、内地人の生活様式の域に達せざりしことにも依るのであるが、一面には舊幕時代以來其の指導方法が動もすれば機械的に流れ、其の自發心を消滅せしめ依頼心を助成した事も其の一因と認められる。兎も角指導計畫の中絶した事は洵に遺憾なことであつた。一方拓殖事業は進捗し四圍の經濟状態は一大變化を來し、内地人との自由競争及過去の陋習、傳統の墨守等は舊土人の生活をして益窮迫ならしむる迄に時代は推移した。茲に於て道廳は舊土人保護法制定の必要を痛感し之が立案に著手し。明治三十二年三月二日法律第二十七號を以て發布され、同四月一日より實施の運びに到れるもので、今日の保護施設も全く之に基礎を置くものである。其の内容は開拓使以來の政策に對し當時の實情を斟酌して綜合的立法に統制したもので、其の骨子とする所は勸農と教育とにあつた。茲に愈本法運用の機運に到達したが、明治三十四年拓殖十年計畫が樹立されたるを以て、舊土人の保護計畫も之と共に講ぜられる事となり、明治三十四年以降十箇年を期して大體の保護施設を施行する事となつた。即ち、明治四十二年迄に九千六百五十六町歩餘(之が受給者三千八百五十人)の

土地を給與し、尙外に同年迄に二十一校の小學校を國費に依り建設したのである。之を以て農業に従事せんとする者には土地・農具及種子を給與し夫々就業するに至つたが、元來漁獵の裡に育ち永く原始的生活を續け來つた同民族は容易に農耕に親しむことが出來ず、給與地は内地人に貸付し其の手に依り開墾され、其後引續き僅少の賃率を以て長期に互る賃貸借契約を締結し、而も其の賃貸料を當初に於て一時に先取した爲所有權を讓渡したると同一結果になつた。之が爲地主たる彼等は常に貧困の裡に呻吟し檻樓を纏ひて市井の巷に彷徨するが如き事態となり、斯く土地を與へて同民族の生活を保障せんとせる計畫は遂に蹉跌を來した。以上の如く給與地は概ね内地人の所有に歸したるのみならず、概して彼等は飲酒及浪費等の弊風あり、此の弊風を矯正し同民族をして獨立自主の精神を確保せしむるには、相當の指導啓蒙を加ふるの要あるを認め、別に大正十二年市町村長に對して訓令を以て之が整理を爲さしむると共に、舊土人の集團せる部落には保導員を設置し指導教化に當らしめ、更に大正十三年互助組合を組織せしめて給與地の管理に當らしむることゝなつた。

而して現行施設は主として舊土人保護法に基き、從來對策の缺陷を補つたもので、次に

之が概要を述べよう。

(イ) 勸農 勸農方法として土地・農具及種子等の給與を行つてゐるが、現在迄の給與地は公簿面積は八千四百七十四町二反九畝歩、内既墾地五千百六十五町二反八畝四歩、其他は未開墾地又は開墾不能地である。而して昭和十二年度末現在の給與状況は左の通りである。

種別	給與人員	給與數量	給與金額
農具	一三五人	二、七〇石	二、五四六・〇五
子豚	一六	四・二	二五・〇〇
馬	四	馬三、牛一〇、豚九	二、四八・〇〇
計	一五五		四、八二九・〇五

尙右の外共同作業場一棟の施設補助として六百十圓の給與がある。

(ロ) 住宅改良 昭和十二年七月より不良住宅の改良助成の途を開き、新に保健衛生施設を講じ、昭和十二年に於て改良費を給與したるもの、三十七戸一萬一千八百四十圓である。

(ハ) 救療 舊土人の救療並一般衛生に關しては特に意を用ひ、從來に於ける藥價給與の形式は治療上徹底を缺く嫌があるので、彼等の多數集團する靜内・白老・浦河及平取の四箇所に舊土人の病院を設置し、専ら其の地方の救療を行はしめたが、昭和十二年より白老以外は之を廢止し、最寄病院に囑託して救療所とした。其の救療所數は昭和十二年末に於て前記病院の他救療所二百四十八箇所で、昭和十二年度に於ける救療状況は左表の如くである。

救療人員		同上實人員		救療費	
外	内	院	計	院	計
來	往	診	入	院	計
二、二二六	三、九三六	一、〇三三	二六、二二三	九六六	八、二五五・五

(ニ) 救助 激甚なる生活線上に立ち内地人と同一に競争し得ざる貧困者に對しては救助米を給與してゐるが、昭和十二年中之が給與を受けたる者は實人員百十七人、延人員二萬九千三百四十九人に達し、之が經費は四千五百四圓七十四錢である。

(ホ) 埋葬料の給與 貧困にして死亡者を埋葬し得ぬ者に對して埋葬料として七圓を支給する事としてゐるが、昭和十二年度之が給與を受けた者二人、十四圓である。

(へ) 互助組合 保護法の禁ずる所なるにも拘はらず、舊土人の利用厚生に暗きに乗じたる小作權の設定は遂に所有權の讓渡と殆ど相等しき結果を生じたる爲、其の整理の方法として保導員を設けて給與地賃貸借關係の間に立たしめ、之が解決と整理を圖らしむることとしたが、一保導員の克く之を爲し得る處でなかつた。茲に於て大正十三年所轄市町村長を組合長とする互助組合を組織せしめ、舊土人が給與地を賃貸借する場合には組合長が代つて之が契約を締結し以て其の適正を期する事とした。現在其の組合數は三十八、組合員數二千三百四十六人で、何れも本來の目的たる給與地の管理を行ふと共に農事の指導教化も行ひつゝある。

(ト) 共有財産の管理 舊土人保護法第十條に依り長官の管理せる舊土人の共有財産は、其の由來は明治初年に發し幾多の紆餘曲折を経て今日に至れるもので次の三種がある。即ち、一は開拓使の官營漁業收益金（官營漁場閉鎖に當り其の收益金は此處に働く舊土人の勞力より生じたるものとし共有財産と爲したるもの）、二は宮内省の御下賜金（明治十六年三縣時代に於て申請して御下賜された舊土人教育資金）、三は救恤金の餘剰金（開拓使以來給與し來れる救恤米の餘剰を積立てたるもの）であつて、

之に對しては常に適正なる管理を行ひ、舊土人保護法第八條の趣旨に従ひ、其の收益は救護費勸農其の他に充當する事としてゐる。而して此の施設は互助組合と共に、管理能力に乏しき舊土人をして不慮の損害を被らしめざる趣旨に基く制度である。其の財産の種類は現金・有價證券及土地等であるが、現金及有價證券は長官之を保管し、其の費額は當初二萬一千七百七十一圓であつたが、昭和十二年度末に於て八萬二千六百四十二圓、不動産見積價額三十二萬三千三百圓である。

(チ) 教育 全道舊土人教育資金は、明治十六年三縣時代教育の 思召を以て宮内省より御下賜あらせられたもので、其の後保護法の制定を見、義務教育は本法の趣旨に従ひ、國費を以て、小學校を設立し或は委託料を給して、一般小學校に收容する等、極力之が奨學に努めた。明治三十四年の十年計畫に依り國費を以て二十一所の小學校を設置し、以て舊土人の特別教育に盡力し、大いに其の効果を擧げ彼我兒童の同化著しく進み、特別教育の必要なきに至り、他面拓殖事業の進捗と共に、一般小學校の施設充實したるを以て、大正七年に至り混合教育を施すこととなり、爲に初等教育は遺憾なく普及を見たのである。然るに中等以上の修學に至つては家庭經濟に

恵まれざるに依り、天稟の才を有し乍ら就學の志空しく葬り去られつゝあるの實情で、洵に同民族の進歩發展上遺憾に堪へないものがある。茲に於て昭和七年以降共有財産より之等薄倖の子弟に對し、獎學資金を給與し修學の途を開いてゐる。現在之が資金の給與を受けつゝある者は左の如く、舊土人教化事業の最も顯著なる事例として内地人の誤れる矜持を一掃するに足るものである。

私立大學 一 中等學校 四 洋裁學校 一
 高等女學校 二 高等小學校 三

(リ) 舊土人保護救濟費 前述の如く救濟、救療、勸農、教育、住宅改良、共同施設等に要する經費は一部共有財産より支出し國費より補給することゝなつてゐるが、昭和十二年度之が支出は三萬八千四十五圓八十五錢である。

開拓使開設以來舊土人保護の爲に支出せる經費は必ずしも莫大なる費額とは言へない。然るに其の保護の目的が物質的救助よりも土地所有權の移動喪失を防止し以て生活の安定を圖らんとするにある。顧みて其の効果を檢討するに、舊土人族が各部落に定住し貧困乍らも移住民に伍し其の生活を維持し來れる所以は、倒るゝものゝ支柱となれる舊土

人保護法の恩典に依れるものなるは論を俟たない。今日に於ては同民族も修練と教化との結果、漸次知識も進み管理能力も習得するに至つた爲、進歩せる一部の者は此の制度の羈絆を脱し、一般道民と對等の地位を獲得せんと希望する動向もあるが、若し斯かる保護がなかりせば、其の被害は蓋し鮮少でなかつたものと考察され、該保護法存續の意義も亦茲に存するものである。勸農は開拓使以來主力を注いだものであるが、太古以來の原始的漁獲に依る自足の生活を脱して以來日尙ほ淺く未だ完全に習熟するに至らず、従つて充分なる成績を擧げてゐないが、道廳當局の指導と環境の薰習とに依り漸次改善向上を見つゝある爲、遠からずして一般農家の域に達するであらう。教育の成績は極めて良好で今では一部古老を除く外は其の固有の言語風俗を忘却し去つてゐる。國民教育も亦良く行はれ壯年以下の者にあつては國體及公民精神を解しないものは殆どない。従つて其の言語及風俗の上より見れば一見内地人と何等異なる處はない。斯く同教化育の實を擧げ得たるは、固より幕末以來の同化政策の結果と言ふべきも、一面には本道拓殖の進歩に伴ひ人口増加し著しく環境の變遷を來した結果、其の社會的影響の齎らす處も尠くない。而して敘上の如く同民族は近時著しく同化向上を見、保護法の一部が其の實際

生活に即せざるに至つた爲、同保護法改正案を第七十議會に提出し、之が通過を見るに至り、七月一日より之が施行となつた。其の改正の要旨は次の通である。

- 一 下付土地の讓渡又は物權の設定は長官の許可を條件としたること。
- 二 住宅改良資金補給の途を開きたること。
- 三 從來經濟的保護施設は勸農に過ぎなかつたが今後は凡て一般生業の助成を爲すこと。
- 四 初等教育は勿論中等以上の教育を受くる者に對し學資給與の途を開きたること。
- 五 舊土人の爲保護施設を爲さんとする者に對し補助の途を開きたること。

右の如き改正要旨に従ひ、今後同民族の開發と向上に期待されるところであり、且次第に大和民族中に融和發展しつゝある現状より觀て、近き將來には彼我渾一の狀態に達し、其の存在は單に名稱の存續若は史上の記録として遺るに過ぎざるべく、斯くして始めて精神的にも亦物質的にも同民族を救ひ得て、保護法の使命を完うし得るに至るであらう。昭和十二年末現戸口を示せば左の如くである。

行政區畫別舊土人戸口表 (昭和十三年末現在)

支廳市名	戸數	人		計	支廳市名	戸數	人		計
		男	女				男	女	
石狩支廳	105戸	275人	258人	533人	日高支廳	1,397戸	2,859人	3,218人	6,077人
渡島支廳	77戸	180人	147人	327人	十勝支廳	331戸	608人	595人	1,203人
檜山支廳	26戸	85人	74人	159人	釧路支廳	233戸	488人	521人	1,009人
後志支廳	5戸	17人	10人	27人	根室支廳	117戸	273人	274人	547人
空知支廳	35戸	74人	75人	149人	旭川市	75戸	156人	171人	327人
上川支廳	3戸	100人	133人	233人	室蘭市	103戸	243人	244人	487人
留萌支廳	3戸	33人	32人	65人	釧路市	7戸	26人	24人	50人
宗谷支廳	3戸	72人	75人	147人	釧路市	40戸	79人	101人	180人
網走支廳	2戸	26人	25人	51人	計	3,771戸	7,725人	8,937人	16,662人
膽振支廳	7戸	175人	179人	354人					

第十七章 厚生施設

(一) 一般衛生

(イ) 概況 本道の出生死亡の状態は、統計局調査に依れば昭和十二年の出生實數は十萬七千五百三十一人にして、人口千に對し三四・七三の割合であり、前年に比し一・六四を増し、又死亡實數は五萬一千八百三十一人にして、人口千に對し一六・七四の割合であり、前年に比し〇・三五増加してゐる。

傳染病中腸チフス及デフテリア等は他府縣と同様の流行を見るが、罹病者の死亡歩合は遙に低位にあり、人口に對する患者の割合も漸次低下を來し衛生思想の普及を示してゐる。更に本道調査に依る昭和十二年中の結核死亡數は、七千九百七十五人にして人口一萬に付二五・七五であり、之を全國に比較するに本道は全國平均率以下にあるも、全國の結核死亡は年々遞減しつつあるに反し、本道は人口の増加に比例して累年揆を同じうせる状態にあるので、之が豫防施設として札幌・函館・小樽・室蘭・釧路・帶廣の各市に健康相談所を、旭川市に保健所を設置し、又札幌・函館・

旭川の三市に結核療養所の設置を見、相當の効果を収めてゐる。尙近く小樽市にも同療養所開設の豫定である。

(ロ) 傳染病 昭和十二年中發生したる傳染病患者數は、腸チフス一千二百八十五人、猖紅熱一千八十一人、赤痢百十七人、流行性腦脊髄膜炎二十六人、ヂフテリア二千六百六十三人、パラチフス二百三十七人、計五千四百九人にして、其の内死亡者數は腸チフス二百人、ヂフテリア三百九十人、パラチフス十六人、猖紅熱三十六人、赤痢二十八人、流行性腦脊髄膜炎十七人、計六百八十七人である。之を同年十月一日現在人口一萬に付患者數を見るに、腸チフスは四・一五、ヂフテリア八・六〇、パラチフス〇・七七、猖紅熱三・四九、赤痢〇・三八、流行性腦脊髄膜炎〇・〇八の割合である。以上の如く本道の傳染病中最も多きはヂフテリア及腸チフスにして、之に次ではパラチフス、赤痢及猖紅熱の順位となり他は其の發生極めて尠い。

(ハ) 疾病死因別 本道は特に風土病として擧ぐべきものなく、今昭和十二年に於ける死亡總數を見るに五萬二千六百四十八人にして昨年比し一千三百九十三人の増加である。尙之が死亡總數を千として死因の高率なるもの十種を擧ぐれば左の如くである。

疾病死因別數

種別	實數	千分率	種別	實數	千分率
肺結核 腦膜炎(結核性を除く) 消化器の疾患 乳兒固有の疾患 血行器の疾患	五、〇四八 二、三三三 八、五九六 三、八六六 三、〇二二	九三・八八 四三・九一 一六三・二七 七三・四三 五七・二二	腦出血腦栓塞及腦血栓 呼吸器の疾患 癌其の他の腫瘍 泌尿生殖器の疾患 老衰	二、九九四 七、九二〇 二、一〇六 二、一九七 二、四九三	五八・八七 一五〇・四三 四〇・〇〇 四一・七三 四七・三五

(ニ) 醫師 昭和十二年末現在醫師數は齒科醫を除き二千七百七十五人で前年末に比し百十九人の増加を示し、醫師一人に付人口の負擔は市部は七百五十八人、郡部は二百十四人であつて、更に之を全道面積に對比するとき醫師一人の平均四十方糎八一人にして、市部〇・二六六、郡部のみでは八十二方糎八四七を擔當せねばならぬ状態である。此の如きは人口稀薄なる本道の已む無き所であつて其の分布は偏在し、都會地は醫療の機關良く備はれるに反し、僻陬の地にあつては極めて疎であるから、常に醫療機關の不備を愬へ地方衛生上頗る不安を免れぬ状態である。殊に新開移民

入墾地に於て之が缺如は最も苦痛とする所である爲、拓殖補助醫を配置して之に年額三千圓以内を補助し且巡回施療等の方法を講じ、附近住民の衛生保健上萬遺憾なきを期すると共に、衛生技師二十四人、防疫醫五人、檢疫醫三人其の他衛生技術員二十八人を置き、其の他町村には應立診療所又は町村補助醫を置いて衛生上大いに貢献せんとしてゐるが未だ充分と謂ふを得ない現況である。

(ホ) 産婆其他 昭和十二年未現在産婆數二千四百三十二人であり、之を前年末に比較すると五十四人の増加であり、人口一萬につき七人八五の割合を示し、市部は一一人三五、郡部は六人五五である。更に産婆一人につき面積の負擔は平均三十六方糎五〇三にして、市部は〇・三〇八方糎、郡部は五十九方糎七八五の割合である。之を瞥見するに何等不足のない感はあるが、本道地方村落の形勢は小部落が點在し其の離隔甚しく、加ふるに交通不便の爲拓殖途上にある部落民の生活維持上困難なるに鑑みて、昭和二年度より拓殖補助産婆を配置して其の緩和を計つてゐる。

其の他衛生思想普及として、衛生組合、市役所及町村役場等主催の下に、衛生展覽會及衛生事務竝家庭衛生に關する講習會及衛生活動寫眞等を、全道的に或は各市支

廳及町村毎に開催し、又印刷物配付等の方法に依つて衛生思想の健全なる發展を遂げる爲指導誘掖に努めてゐる。

(ヘ) 保健所 保健所法に基き、昭和十三年四月旭川市に保健所を開設し、諸般の保健衛生に關する指導に當つてゐる。而して昭和十四年四月より小樽・帶廣二市に保健所を開始することゝなつてゐる。

(ト) 健康相談所 日本放送協會納付金に依り、札幌・函館二市に應立健康相談所を設け、更に地方費を以て小樽・室蘭・帶廣・釧路の各市に健康相談所を開設し、主として結核豫防に關し、健康の相談に應じ療養の指導に努めつゝある。

(チ) 無醫村診療所 醫療機關缺如に悩む地方に對し、之を緩和する爲、昭和十二年度に於て空知郡栗澤村美流渡・天鹽郡天鹽町雄信内・常呂郡佐呂間村武士・中川郡池田町高島の四箇所に應立診療所を開設し、一般患者の診療に應じつゝある。尙昭和十三年度に於ては二箇所(止若・豊内)を設置することゝなつてゐる。

(リ) 無醫町村部落應急措置
無醫町村部落に對し、左の對策を講じ、醫療の應急保護を爲してゐる。

(一) 巡回診療 無醫又は醫師迄の距離遠く且交通不便の部落に對しては、恩賜 財團 濟生會に於て巡回診療を行つて居る。

(二) 巡回看護婦の配置

僻陬部落の醫療保護施設として、濟生會及地方費に於て經費を負擔し、財團法人北海道社會事業協會病院附屬札幌病院看護婦養成所に、巡回看護婦の養成を委託し、之に北海道保健衛生婦を兼務せしめて、部落に配置し、疾病の救急措置豫防及衛生指導を行つて居る。

(三) 家庭常備藥及助産材料の配給

前項の施設の外、家庭常備藥及助産材料を配給し、巡回看護婦、方面委員等の活動に依つて、應急的措施を講じてゐる。

(又) 健康保險 昭和四年八月健康保險の事務は地方廳に移管せらるゝ事となるや、本道に於ても從來札幌・函館・旭川及釧路の四保險署の事務は道廳に移管せられ、新に警察部内に健康保險課を置き、函館・旭川及釧路の三市に夫々北海道廳健康保險出張所を設置するに至つた。而して昭和十二年度末に於ける適用工場、事業場及事

業數は三千百三十に達し、被保險者數は六萬六千四百五名に及び、又健康保險醫數(齒科醫を含む)千二百四十九名、健康保險藥劑師百八十五名、健康保險產婆數六百七十七名並官公立病院八箇所であるが、前年に比し何れも増加を示してゐる。之が主なる原因は軍需重工業の勃興に依る。然るに本道は地域廣濶なる爲交通不便の箇所多くして、健康保險醫の分布状態は未だ普遍的ならざるに由り、之等に對しては醫師會を通じて健康保險醫會の設置を懇請し、或は療養費及移送費を支給する等極力遺憾なきを期してゐる。昭和十二年度に於ける成績は保險料收入濟額百二十一萬九千三百九圓、保險給付額は保險醫の治療費を加へ九十九萬三千百十七圓餘に達し、其の主なるものは療養給付・傷病手當金・出産手當・分娩費及埋葬料等である。

(ル) 國民健康保險 相扶共濟の精神に則り、疾病、負傷、分娩又は死亡に關し、保險給付を爲す施設として、昭和十三年七月國民健康保險法施行せられ、昭和十三年度に於て本道の組合設立希望町村は十六に達したるも國庫補助割當等の事情を考慮し、沼田・新篠津・喜茂別の三組合が設立許可せられたので、之が施設指導に萬遺憾なきを期しつゝある。

(二) 學校衛生 本道に於ける學校衛生の進展を期せんが爲、昭和二年以來本廳に學校衛生技師を置き、統制指導に當らしめてゐる。爾來衛生施設の内容充實を期しつゝあるが、昭和八・九年度より著しき進展を見るに至つた。特に昭和九年度よりは各支廳及市單位に學校醫會の設立を勸奨して學校衛生の改善に關する協議及調査研究發表等を促し、醫會の事業としては進んで各種の養護施設を実施せんとしつゝあるの狀勢である。

學校看護婦の設置も都市に於て次第に増加普及を見たるを以て、昭和九年度よりは殖民地に於ける拓殖産婆をして學校看護婦を兼務せしめ、以て農村兒童の保健向上を圖つてゐるが、虚弱兒童及精神薄弱兒童の養護に關しては「監察を要すと認むるもの、標準」を定むるの外、休暇聚落、榮養補給、虚弱兒のレントゲン診断、有熱兒童検査及太陽燈照射等の施設を講じてゐる。而して學校給食施設の普及徹底に依つて兒童の榮養體質の改善を期するの外、昭和八年度よりは本道農村小學校に乳牛飼養を奨励して兒童の榮養補給に努むると共に、一面情操陶冶及農業教育にも資してゐるが、昭和九年度に於ては文部省及道廳共催にて學校給食競技會を開き該事業の進展を促した。又同年に於ては醫療設置極めて乏しき僻遠の小學校に救急藥品を配備したが、一面本道農村兒童の約八〇

%乃至九〇%が蛔蟲保有者なるに鑑み、單級複式小學校兒童の全部に對し二回に亙る蛔蟲驅除を実施した。更に最近は本道結核豫防對策として學校衛生技師を派遣して、全道小學校教員、小・中學校兒童生徒に對し「ツベルクリン」皮内反應赤血球沈降反應、レントゲン検査及傳染病豫防注射、消毒、休校等早期發見治療並豫防に努めつゝある。又中等學校入學考査に際しては特に體力測定を行ふと同時に體格、體質検査を嚴重に行ふこととした。全道聯合學校醫會・同齒科醫會の結成を見、尙無醫村地方に在る女教員に一般看護法の講習を行ひ互に聯絡提携し銃後の學童保健に努むる等時勢の推移と國家の要求とに應じ常に改善適策を講じてゐる。

(三) 體 育 本道に於ける全般的體育を振興し道民體位の向上を計り、以て不撓不屈の拓殖精神を啓發涵養するは、本道開拓並文化の進展上喫緊の重要事である。依て昭和七年六月新に體育主事を専任し之に當らしむることとなり、文部省學校體操教授要目の實施徹底を期すると共に、區々たる各競技團體を統制して、競技精神の眞諦を發揮せしむる爲、北海道スキー聯盟・同スケート聯盟等全道を單位として各種目別に統制せられたる十三團體と男女中等學校競技聯盟及青年團體教育部の如き綜合的統制ある四箇團體の

結成を見、その他北海道グライダー協會・自轉車聯盟・中等學校武道研究會等の新興體育團體成立し、競技に對する組織體系を整ふるに至つた。而して競技界と相俟つて重要な一般社會體育の普及發達なるを以て、學校體育及青年團體に對しては其の單位團體たる市町村若は支廳を中心とする聯盟、協會等を組織せしめ、競技にのみ偏せざる純正なる運動會を獎勵し、以て體育精神の發露に努むると共に、農村の娛樂及青年の趣味向上に資し、併せて共同團結の精神を發揚せしめんと努めてゐる。又全道的體育普及の爲には是等諸團體の緊密なる連絡を講じ、武德會及ラヂオ協會等と協力して體操會、演武會等を開催する外講習會及研究會等によつて綜合的指導の下に進展を期してゐる。

第十八章 銃後施設

(一) 軍事扶助 昭和十二年三月軍事救護法は軍事扶助法と改正せられ、同法並同施行令は七月一日より施行せらるゝことゝなりたるを以て、廳令並訓令を以て軍事扶助法施行規則並軍事扶助法施行規則取扱手續を制定し、之を實施する事となつた。即ち、昭和十一年度に於ては扶助戸數八百九十四戸扶助費額十一萬三千二百餘圓であつたが、支那事變勃發に因り、昭和十二年度に於ては、扶助戸數七千六百六十戸、扶助費額八十五萬五千九百餘圓に激増し、更に昭和十三年度には、十一月末日に於て扶助戸數八千六百六十七戸、扶助費額百二十六萬四千六百餘圓に達して居る。

(二) 軍事援護 軍事扶助法以外に於ける、軍事援護は從來主として軍事扶助北海道地方委員會の加盟團體たる、帝國軍人後援會北海道支會・愛國婦人會北海道支會・帝國在郷軍人會の札幌・函館・旭川・釧路の各支部、日本赤十字社北海道支會、恩賜財團濟生會北海道支部及大日本國防婦人會北海道支部に於て各其の申合に依り、援護事業を分擔遂行しつゝあつたが、七月事變勃發するや、同九月全道市町村に新たに銃後援會を設置して、

道民一致協力の下に軍事援護の完璧を期することゝなつた。前記既設の軍事扶助團體と市町村・道・國の各援護施設と相俟つて道内各般の軍事援護事業の遂行に努めつゝある。尙昭和十三年十二月より、軍事扶助北海道委員會加盟團體中帝國軍人後援會北海道支部を合併して新に財團法人^{恩賜財團}軍人援護會北海道支部を設立し、道内軍事扶助團體の中樞團體として、政府の軍事援護事業を補完して、各般の事業遂行に努めつゝあり。而して軍事扶助法以外に於ける軍事援護の概況は次の如くである。

(一) 市町村銃後援會

本會は市町村長を中心として、其の部内の各種機關、各方面を聯絡統合し、部内住民を擧げて一致協力の體制下に、軍事扶助法に依る扶助及道・國の各種の援護施設を補完し、更に軍事扶助法以外の生活扶助、醫療助産、生業扶助、授職、授産、勞力援助、慰問慰藉、恤兵、歡送迎等、其の他一切の援護を爲し、尙會に國の助成に依り、銃後相談所を設置し、遺、家族の家事、身上一切の相談援護を行つて居る。而して之が事業資金は、市町村住民に對する割當會費或は篤志寄附金と市町村・道・國よりの補助金、助成金等に依り構成せられてゐる。

尙昭和十二年度に於ける資金額は、九十九萬五千餘圓、支出額は五十四萬三千圓で、之が扶助並援護戸數は、二萬八千四百餘戸である。又昭和十三年度に於ける、收支豫算額は百十二萬一千圓餘で、本年九月末に於ける扶助並援護戸數は三萬六千餘戸である。

(二) 軍事扶助團體

(イ) 既設軍事扶助團體中、愛國婦人會北海道支部に於ては、主として軍事扶助法以外の生活扶助、助産等を行ひつゝあるの外、札幌市に遺族母子ホームを經營し、更に遺、家族婦人に對する授産と、一般銃後婦人に對する精神訓練に資する爲、陸軍省委託縫製作業所を全道十八箇町村に設置して居る。又^{恩賜財團}濟生會北海道支部及日本赤十字社北海道支部に於ては、主として醫療扶助を行ひ、帝國在郷軍人會の聯合會及各支部並大日本國防婦人會北海道支部に於ては、主として勞力援助、慰問、慰藉、恤兵等を行つてゐる。

(ロ) 財團法人^{恩賜財團}軍人援護會北海道支部

本會は、帝國軍人後援會北海道支會を合併し、基金十二萬三千餘圓を以て、本年十

二月設立せられ、今後道内軍事扶助團體の中樞團體として、國及道の施設を補完して活動しつゝある。昭和十三年度豫算は、軍事援護並恤兵、慰問の各種事業を通じ四萬五千餘圓である。

(三) 國・道・及市町村

(イ) 國費に依る施設 軍事扶助法以外の援護に對し、昭和十二年度に於て二十二萬圓昭和十三年度に於て二十三萬圓の事業費の配當があつたので、何れも市町村銃後援會を通じ、生活扶助、醫療助産、生業扶助、罹災者の臨時救助、埋葬及育兒、託兒等の各般の援護事業を行ひつゝある。

(ロ) 北海道地方費に依る施設 北海道地方費に於ては、市町村銃後援會に對し、助成金を交付する外、戦死者遺族に對し、祭祀料一世帯三十圓を贈賻し、又必要に應じ昭和十二年度に於ては、一般營業稅、馬車稅、自轉車稅及漁業稅中漁具及從業者割を免除し、更に昭和十三年度に於ては、地方稅全般に亘り免除してゐる。尙北海道廳立學校生徒に對しては、授業料を必要に應じ免除し、更に遺族子弟に對しては、生活狀態に應じ、學資を支給してゐる。右の外軍事援護を受けつゝある者に對

しては、國有林、地方費林より自家用薪材並雜草を無償給與してゐる。

(ハ) 市町村費に依る施設 市町村に於ては、市町村葬等を行ふの外、銃後援會を助成し、又必要に應じ市町村稅、使用料等の減免を行つてゐる。

(四) 其の他

(イ) 醫療團體に依る施設 北海道醫師會・北海道齒科醫師會・北海道藥劑師會・北海道聯合產婆會及北海道看護婦會に於ては、無料、五割引、三割引等を以て醫療扶助を行つてゐる。

(ロ) 銃後援特別寄附金等に依る施設 北海道廳に於ては、道内の主なる會社・工場・鑛山・銀行・會社等より募集せる寄附金並個人其の他の篤志寄附金及内務・陸軍・海軍の三省寄託金等、五十三萬七千餘圓を以て、市町村銃後援會及軍事扶助團體に對し、事業助成金を交付する外、生活困難なる遺家族に對する扶助、慰問金の贈呈、冬期薪炭費の給與、家庭急救藥及助産材料の贈呈（日本赤十字社北海道支部と共同）等を行ひ、尙應召軍人軍屬及軍醫藥劑師の代用雇員救護看護婦等の家族各世帯に對し、正月鏡餅の贈呈及遺家族中病氣入院、又は火災風水害の罹災者に對

し、見舞金の贈呈並在支警察官吏の遺族家族の兒童に對し、就學獎勵費の給與等を行つてゐる。

(三) 傷痍軍人の保護 傷痍軍人保護事業に關しては、政府の施設と相俟つて、之が實施に遺憾なきを期しつゝある。其の概況は次の如くである。

(一) 委託及居宅療養 傷痍軍人の委託及居宅療養に關しては、軍部並陸海軍病院と密接なる連絡の下に遺漏なきを期し、入院費、通院費、旅費等は、總て國費を以て支辨してゐる。尙十一月末道内に於ける委託施設は、温泉旅館一、市立結核療養所三、結核病棟を有する病院九、其の他一般病院十三、である。

(二) 職業保護 傷痍軍人の再起奉公に對し、適業、適職を確保せしむる爲、職業指導、就職斡旋等に努め特に職業再教育に關しては、短期軽度の再教育を行ふことゝし、工場・商店・學校其の他適當なる施設に委託する外、道營施設としては、農業・蔬菜・果樹・園藝・家畜・洋裁・印刻・印刷等に關する職業訓練所を、昭和十三年度中に設置の計畫である。

(三) 傷痍軍人の教養並一般國民の教化 本施設として實施しつゝある主なる事項は、

左の如くである。

(イ) 小學校兒童をして、傷痍軍人に對し、感謝優遇の念を涵養せしむる一方途として、之が標語を募集し、當選兒童を表彰すると共に、入選標語は、ポスター、印刷物等に掲記して周知に努めつゝある。

(ロ) 傷痍軍人をして、其の名譽と矜持を保持せしむる一方途として、善行傷痍軍人の表彰を行ひ、記念品を贈呈してゐる。

(ハ) 道民をして、傷痍軍人に對し、感謝優遇の念を涵養せしむる一方途として、各種の式典會同等に際しては、參列席を特設する外、圖書館・植物園等の觀覽施設、文化施設の利用に關し優遇に努めてゐる。

(ニ) 傷痍軍人に對する一般道民の教化方法として、各種印刷物ポスター等を作製頒布する外、道内各地に於て、協議會、座談會等を開催して尊敬、感謝、慰安等の精神的接遇の改善及傷痍軍人並其の遺家族に對し、隣保相扶、授産、授職の斡旋等其の他各般の待遇改善の徹底に努めつゝある。

(四) 大日本傷痍軍人會北海道支部 從來の大日本傷痍軍人會は、財團法人に改組せら

れ理想的なる精神修養團體として、活動することとなり之に伴ふ北海道支部の組織を改善充實し分會聯合會等の系統を合理化すると共に、政府の保護對策の一部を分擔し、本會の補助を受け、相談事業を施行することとなり、札幌に北海道支部傷痍軍人相談所を、又旭川・室蘭・釧路・帯廣に同相談支所を設置し、傷痍軍人の身上萬般に關する相談及國、公共團體等の施設に對する手續、斡旋並巡回に依る傷痍軍人の實情調査等を行ふことになつてゐる。

(五) 召集解除者の生業援護 今次事變に當り、召集解除又は除隊となつた、下士官兵中特に生業援護の必要ある者に對し、本人の生業費、本人並家族の生活費及醫療費を給與し、速に生業に復歸せしめ、生活安定を助成する爲、内務省・陸海兩省の委託金に依り、本事業を施行することとなつてゐる。昭和十三年九月現在給與したものの十一戸、八百七十二圓五十錢である。

(六) 傷痍軍人の就職斡旋 支那事變の進展に伴ひ、傷痍軍人の數は益増加し、旭川・札幌各陸軍病院及各療養所に於ける昭和十四年一月六日現在の收容患者の數は約一千名である。之等傷痍軍人に對する就職斡旋、職業再教育、醫療保護、生業助成に關し

ては軍部當局軍需工場・會社・商店等と緊密なる聯絡を執り、適性就業の適確迅速を図り、就職後の保護完璧を期しつゝある。

(七) 歸郷軍人及應召者遺家族の就職斡旋 今次事變發生以來昭和十三年八月迄に歸郷したる軍人の總數は一千八百餘名で、其中原職復歸者九二%を占め、他は就職斡旋を要する者及其の他に於て就職斡旋を要する者に就いては職業紹介所及町村長等を督勵し之が斡旋に努めつゝある。

(八) 物資動員計畫に依る失業狀況と其の對策 今次事變に伴ふ、物資動員計畫に依り影響を受けた當業者は現在迄の狀況に於ては多少の手持原料を繼續して居る者もあるが、事業の縮少或は休止に依り離職する者も尠くない。十一月末日現在に於ける失業狀況を見るに、現に失業せるもの四百五十三名、將來失業の虞あるもの一千九百五十六名で、其中最も多數を占め、現に失業せるもの鐵・皮革・ゴム工業の二百八十三名、將來失業の虞ある者は鐵・纖維工業の七百六十五名であるが、今後統制の強化に依り更に、相當數増加するものと思料せられる。而して今次物資統制實施に伴ひ、失業對策委員會を設けて、各方面と緊密なる聯絡を保持すると共に、失業救濟對策に關して

は本道特殊事情に即した「物資動員に依る失業防止救済対策要領」を決定し、右要領に依り救済対策遂行上遺憾なきを期して居る。即ち、斯種失業者であつて他に轉換し得る者は、可及的軍需工業及其の他の殷賑産業方面に就職斡旋を爲しつゝあるが、更に相當の知識と技術とを與へなければ他に轉職の出來ない者に對しては、札幌・小樽・函館等各都市に於ける失業狀況に應じ機械（熟練工、幼年工）事務（謄寫、算盤）簡易軍需作業等の職業補導その他適當なる授産施設を講ずるの外、就職斡旋を必要とする者に對しては其の貸付を爲す等、各方面より援護の方途を講じて居る。

第十九章 警察

一 警察

(イ) 概況 本道の警察は、明治五年八月開拓使函館支廳直轄の下に邏卒本營及同分營を、札幌本廳には邏卒屯所及同分所を設置し、其の事務は開拓使刑法局をして統轄せしめたるを以て嚆矢とし、其の後多少の増設及改稱等があつた。即ち、明治八年十二月行政警察規則に基き邏卒長を警部に、邏卒を巡查と改め、且明治十年四月屯所其の他の名稱を改めて警察署或は分署とし、明治十五年開拓使廢止され、札幌・函館及根室の三縣を置かるゝに當つて警察本署或は警察署としたが、更に明治十九年道廳設置に至つて統一し、第二部に於て之を管轄し郡區戸長をして警察署長及分署長を兼ねしめたが、明治二十四年官制改正と共に、道廳に警察部を置き、明治三十年郡制を廢して支廳を置くに至り、郡區長の兼任を解き、專任の警察官吏をして署長及分署長とし、以て事務の敏捷を期した。其の後土地の盛衰に依り多少の變化はあつたが形式的に止まり、大正十五年に至り官制の改正と共に、警察分署を廢し

齊しく警察署として今日に及んだのである。
 而して昭和十二年末に於ける警察署数は警察署六十七（内水上警察署三）、警部補派出所十一、巡查部長派出所百十五、巡查派出所百十、巡查駐在所五百九十四であり、警部補及巡查数は二千二百七十六人であつて、警察官一人當面積は市部〇・三四〇平方料、郡部六三・五一五平方料、平均三九・〇〇五平方料であり、前者は全國中福岡及埼玉縣に次いで廣く後者は全國中第一に廣い範圍を有してゐる。更に一人當人口は市部九百二十人、郡部一千六百二十四人、平均一千三百五十二人であつて、前者は全國中の上位に、後者は中位以下にある。

(ロ) 犯罪 昭和十二年中本道刑法犯發生件数は六萬五千三百七十五件で、前年の件數六萬一千八百八十一件に對し四千九百九十四件の増加であるが、其の檢舉數は五萬四千五百三十一件にして之が比率は八三・七％に當り、前年の八四％に比する時は〇・三％の減少を示してゐる。而して犯罪の重なるものは竊盜罪・詐欺及恐喝罪を始とし、賭博罪・傷害罪及過失致死罪等の順である。尙各刑法犯の情況を示せば左の如くである。

犯罪件數及檢舉數

種別	犯罪件數	檢舉件數	種別	犯罪件數	檢舉件數
殺 人 罪	七	六	強 盜 罪	五	四
強 盜 罪	一	一	竊 盜 罪	三、二〇六	三、一三四
傷 害 罪	二五	一六	詐 欺 罪	一四、六四七	一四、七三四
過 失 罪	六三九	三六	賭 博 罪	一、二七三	一、二七三
過 失 罪	一、〇九九	一、一〇一	其 他 罪	一三、七三三	一三、九〇九
過 失 罪	四三三	四三三	合 計	一、一七五	一、一〇三
猥 褻 罪	一四三	一四一		盜、三三五	西、三三

(ハ) 火災 本道は、約半箇年の長きに互り積雪寒冷の爲火氣を使用すること多く、殊に初春の候暖氣を催す頃、火氣の取締不行届になる傾向があると、漁農繁忙の際に使用する火氣の爲火災度數は多く、其の被害は甚大にして昭和十二年中に於ては、件數一千三百八十九に及び前年に比し一件の減少を示してゐるが、其の燒失家屋は二千二百四棟、燒失世帯數一千五百七十六にして、之が損害額は四百六十二萬六千三百三十九圓の巨額に達してゐる。尙之が火災原因は煙筒・爐火及煖爐・子供の弄火・提燈・行火・煙草の吸殻・炬燵及屋内外の焚火等に因る失火が多く、他に放火・雷

火及原因不明のものがある。

(二) 消防 以上の如く本道は火氣の使用が多い爲火災度数多く、従つて之が消防の組織に就いては充分の研究と施設に努めてゐる結果益堅實になりつゝある。

昭和十二年末に於ける本道の消防組数は三百九十六、消防組員は二萬三千六百六十二人に及び、之が消火器具は唧筒臺數一千三百四十一、唧筒船四、水管車二十八を有し、尙其他救助用諸車、消防用貯水池等の設備がある。

此の外全道に互り火災豫防組合の組織があり、各組合は時々防火に關する宣傳を爲し、又は一般火氣の取締等警火の爲努力し相當の成績を擧げてゐる。

第二十章 都市計畫

本道に於ける都市は孰れも近年の發達に係り、道路計畫に關しては相當考慮せられ、府縣に劣らず整備されたものもあるが、尙不完全な點が尠くない。特に保安、衛生及經濟等の施設に關して攻究の餘地がある。

是等に關し永久に公共の安寧を維持し福利を増進せんが爲には、統制ある計畫を樹立する必要があるので、大正十二年七月札幌・函館及小樽の三市に對し都市計畫法が適用せられ、越えて昭和二年四月旭川市に、同三年九月室蘭市に、同五年九月釧路市に對しても同法が適用せらるるに至つた。而して昭和八年三月都市計畫法が改正されるに及んで同年五月より帶廣市も亦同法の適用範圍に入ることになつた。又一般町村に對しても本法適用の途が開かれたので、昭和八年六月余市町に、昭和九年二月岩内・留萌及野付牛各町に、昭和九年三月根室及名寄兩町に、昭和十三年十月千歳村に、夫々之が適用を見た。更に都市計畫法と密接な關係を有する市街地建築物法が、大正十五年十月以後順次札幌・函館・小樽三市を始めとし、旭川・室蘭・釧路・帶廣の四市及圓山町の一部（札

幌都市計畫區域内)、余市町等にも適用せられたのは本道の都市發達上喜ぶべき事實である。

而して前記七市及七町村に對しては、既に計畫區域決定せられ、札幌市には都市計畫街路・街路事業及地域・函館市には都市計畫街路・街路事業・地域・土地區劃整理・公園・公園事業・防火地區・水道及水道事業・又小樽市には都市計畫街路・街路事業及地域・旭川市には都市計畫街路・街路事業地域、室蘭市には都市計畫地域を決定せられてゐる。次に各市及都市計畫法の適用を受けてゐる各町村の都市計畫につき概略を述べることとする。

一 都市計畫現況

(一) 札幌市

(イ) 區域 本市は、本道の政治的中心として開發せられ、且學術、産業等に於ても其の發達大いに見るべきものがある。而して本道拓殖の進捗に伴ひ、現在の市域にては早晚狹隘を告ぐる狀況に至るのを豫想されるので、現市域の外豊平町・白石村・札幌村・琴似村及圓山町の五箇町村の各一部を包含する境域を編入し、其の利用面

積二千七百四十三萬四千二百坪に對し、收容人口は五十一萬六千四百四十三人であつて昭和十九年に於て飽和狀態に達する見込である。

(ロ) 街路 本市の中央部は明治四年開拓使の計畫に係り街衢井然として其の幅員も亦廣濶であるが、市の發達に伴つて不規則なる街衢が隨所に現はれてゐる。殊に市内の一部及隣接町村の區域は道路甚だ不整なる上に、而も其の幅員狭く近代的交通機關の利用に適しないものがある。茲に於て街路網計畫を決定して都市構築の根幹を示し、以て交通上の缺陷を除去すると共に、系統的交通網を確立する必要を認め、昭和十一年九月二十一日決定せられた。此の計畫路線數は六十、延長約二百四十七軒、工費概算四千八百九十萬二千圓である。此の計畫路線中市の現況より見て緊急構築を要すると認むるもの、及び幅員の擴張或は短區間の新設に依り、交通系統上及び都市美上鋪裝を必要と認められたる既設街路約六十一萬二千平方米に對し昭和十一年度より同十七年度に至る、七箇年繼續都市計畫事業を決定せられた。此の事業費豫算は二百七十五萬圓である。

(ハ) 地域 本市の地勢は、西南部に藻岩及圓山の諸山を控へ、豊平川は南東部を流れ、

東方より北方に向つて一望際涯なき石狩平野が展開されてゐる。

今其の地域について考察すれば、中央部の街衢整ひ交通の便備はれる一帯を商業地域と定め、苗穂・豊平方面一帯を工業地域、山鼻・桑園及帝國大學方面を住宅地と定め昭和八年七月内閣の認可を受け、同年八月十月より施行せられた。

(二) 函館市

(イ) 區域 本市は、夙に我國五港の一として開港せられ、且本道及本州を連絡する先進都市として交通運輸の設備及産業の發達は大いに見るべきものがある。其の地形は南部は山陵を以て海を割せる半島であつて、市の中央部に於ける陸地の幅員は僅に十町に過ぎない箇所がある。従つて其の利用面積も亦甚しく狹隘なる爲、今後市勢の發展に伴つて益狹隘を告げることは自ら明かであるが故に、本市の外、錢龜澤村・湯川町・龜田村・大野村及上磯町の五箇町村の各一部を包括する地域を以て本市の都市計畫區域と定めたのである。而して其の利用面積二千三百九十二萬七千三百二十五坪に對する收容人口は四十六萬八千九百七人であつて、昭和五十二年に於て飽和状態に達する見込である。

(ロ) 街路 本市は、屢大火災に遭遇せる爲之を機會として街路の擴築を行つたが、概して幅員が狭い爲交通の必要に適應するもの少く、又近年漸次市街化しつゝある郊外の街路は雜然として其の脈絡系統を缺いてゐる爲、速に郊外土地區劃整理の基準となるべき街路計畫を樹立する必要を認め、昭和四年六月二十七日決定せられたのである。此の路線數四十四、延長約五萬七千三百餘間、工費概算約二千七百萬圓であつて、此の内都市計畫事業として實施を要するものを調査中であつたが、昭和九年三月二十一日の火災に鑑み、街路の根本的整理に目標を置き、所々に公園及綠樹帶を配置して、一朝災害發生の場合に於ける市民の避難場所たらしめると共に、火災の擴大防止の設備とし、更に土地區劃整理の基準たる街路の築造を目的として、昭和九年四月及同年六月の二回に互つて既定の計畫街路に追加變更を行つたが、其後土地區劃整理の進捗に伴ひ路線を修正追加する必要を認め、更に全般的の變更を爲さんとし、且燒失区域内の計畫街路を都市計畫事業として施行し、其の實施に就ては土地區劃整理組合の道路用地提供に依つて之を築造することゝし、昭和十一年三月三十一日内閣の認可を受けたのである。此の計畫路線數二百三十二、延長約百

八十一号、此の内都市計畫事業として決定せる路線百九十八、延長約九十号、事業費豫算は街路造成に要する土地區劃整理事業費を含めて三百三十一萬四千七百九圓であつて、昭和十年より同十四年に至る五箇年繼續事業として施行せんとするものである。

(ハ) 地域 都市計畫地域の設定に當つては、都市發達の趨勢上主として市街の現況に鑑みて地域を定むるを適當とする。今本市の地勢を案ずるに、南部臥牛山麓に連る一帯の地は風光明媚にして高燥の地であり、又北方五陵郭及千代ヶ岱方面は風物快適にして健康に適し、何れも住宅地として利用されつゝあるので、此の兩者を住宅地域と定めた。而して市の中央函館港を中心とする一帯の地を商業地域と定め、又前面に港灣を控へた西濱町及海岸町一帯の地先に於ける市の埋立事業完成の曉を豫想し、尙之が接續地帯の現況より見て此の二集團地を工業地域と定め、昭和四年六月二十七日内閣の認可を受け、同年八月一日より施行された。更に其の後、函館港内公有水面埋立地で市の區域に編入された部分を工業地域に指定された。然るに大火災跡に對する復興計畫を樹立するに當つて、從來商業地域として指定し

た部分に不適當と認むるものを生じた爲、之を工業地域に変更し、昭和九年六月二十二日内閣の認可を受け、七月二十三日から施行された。

(ニ) 土地區劃整理 函館市に於ける昭和九年の火災跡地復興計畫の實現方法としては、先づ土地區劃整理に依らなければならぬ。彼の都市計畫として決定せられた街路及公園等も、此の事業の施行に依つて始めて目的を達成し得るものであつて、即ち、此の爲には土地區劃整理組合を設立して施行せしめるのが最も適當と認められる。然るに組合の設立は任意的のものであるから、組合施行の不可能な場合を豫想して、之を強制力あるものとする爲、昭和九年四月二十日内閣の認可を受けた。其の地積は約百三十萬坪である。

(ホ) 防火地區 昭和九年の火災跡地の復興計畫を樹てるに當つて、綠樹地帯たる防火道路・公園等を設けて火災に對し其の延焼を局部的たらしめるのに意を用ひたが、尙土地の狀況、風向等を考察して、市の主要部分に於て市街地建築物法に基く甲種防火地區を指定する爲、昭和十年三月二十五日内閣の認可を受けた。尙右防火地區内に於て耐火構造の建築をするものに對し、建築助成費として昭和十

年度より同十九年度に至る十箇年間に互り、總額六十萬圓の補助金を國庫より交付し、更に之に對し建築資金として大藏省より低利資金の融通を爲しつゝある。

(へ) 水道 昭和九年の大火に鑑み、將來に於ける災害を防止する爲水道の改良擴張及び消火栓の増設を行ひ、以て防火の完璧を期せんとする計畫を樹て、之を都市計畫事業として、昭和十一年三月三十日内閣の認可を受けた。本計畫は燒失区域内に於けるものであつて、配水管敷設延長二萬四千三百八十餘米、制水弁設置箇所二百四十六、消火栓設置箇所百九十六、事業費豫算三十四萬六百七十四圓であつて、昭和十年度より同十四年度に至る五箇年繼續事業として施行せんとするものである。

(ト) 公園 本市火災跡地の復興計畫として街路の追加變更を爲すべく、之と併せて公園を適當に配置する計畫を樹て、五箇所に於て地積約八・一ヘクタールの都市計畫公園の決定を見たが、復興事業の進捗に伴ひ是等既決の公園に對し變更を加へる必要を生じ、且都市計畫事業として實施する爲、昭和十一年三月三十日内閣の認可を受けた。此の公園は三箇所、地積合計約五・三ヘクタール、事業費豫算三十三萬六百二十圓であつて、昭和十年度より同十四年度に至る五箇年繼續事業として施行せんと

するものである。

(三) 小樽市

(イ) 區域 本市は、樺太及蘇國領沿海州に達する交通の要衝に當り、將來此の方面の産業發展に伴ひ商工業の隆盛を齎らすべしは明である。然るに本市は地形起伏し平坦なる土地が少く、従つて利用すべき土地狹隘なる爲都市計畫區域を定めるに當つても、市域に局限されることなく本市と經濟的及社會的に密接な關係にある高島町及朝里村の一部を包括すべきものと認められる。而して決定區域の全利用面積は八百四十九萬一千三百七十一坪であつて、人口は三十三萬二千六百六十九人を收容し、昭和六十八年に飽和状態に達する見込である。

(ロ) 街路 本市に於ける現在の街路は概ね幅員狹少で且急勾配のものが多く、近代的交通機關の利用に多大の不便を感じざる状態にあるので、先づ市内の街路網を決定し都市構築の根幹を定めると共に、交通上の缺陷を排除する必要を認め、昭和十年九月二十六日内閣の認可を受けた。此の計畫路線數二十六、延長約四十一粁、工費概算一千五百四十八萬三千九百餘圓である。此の計畫路線中市の現況より見て、幅

員狹少の爲交通の混雜を來す箇所及び今後の發展を豫測して擴築を要するもの五線、又交通頻繁の爲鋪裝を要する地積が約八萬六千平方米、以上の改良を五箇年繼續事業として決定された。此の事業費豫算百三十二萬二千圓であつたが、其の後に至り、交通激増に依り、既設街路中、地積約二萬五千平方米に對し緊急鋪裝を爲す必要生じ昭和十二年十一月二十四日內閣の認可を受けた。其の變更後の鋪裝地積約十一萬一千平方米、事業費豫算百四十六萬二千圓で繼續年度には變更はないのである。

(ハ) 地域 本市の地勢を概觀すれば、東方は海に臨み、西南北の三方は山地が迫つて市街地の大部分は傾斜を爲し僅に海岸附近に平地を見る状態である。

今各部分の用途地域を考察すると、市の中央平坦部一帯を商業地域、又港に臨む一帯の地及勝納川兩岸の一帯を工業地域、市の三方高臺を住宅區域と定めるのを適當とするので、昭和七年一月十三日內閣の認可を受け同年二月一日から施行せられた。

(四) 旭川市

(イ) 區域 本市は、上川平原に位する産業の中心地であつて、本道交通の要衝に當り貨物の集散夥しく、且第七師團の所在地として軍事上重要な地點なる爲、開市以來

僅に三十餘年に過ぎないが、他の都市に比して人口の増加顯著なものがある。而して本市は隣接農村の發達に伴つて益商工業の隆盛を來すのは明かであるから、本市の都市計畫を定むるに當つても單に市域のみに止まらず、隣接町村即ち東鷹栖村・永山村・東旭川村及神樂村の各一部を區域に編入し本區域を定めた。其の全利用面積は一千三百九十三萬六千四百六坪であつて、其の收容人口は二十三萬三千五百二十五人、昭和五十七年に飽和状態の域に達する見込である。

(ロ) 街路 本市の中央部は、明治二十二年の區劃設定に係り、街衢整然其の幅員は概ね廣濶であるが、市の發達に伴ひ不規則な街衢が隨所に現はれ、殊に市内の一部及隣接町村の區域は、道路甚だ不整而も幅員狹隘であつて、近代的交通機關の利用に適しないものがある。茲に於て街路網決定の必要を認め、昭和十二年十一月二十七日決定せられた。

此計畫路線數三十一、延長約百軒、工費概算三千七十一萬四千三百四十圓、路面改良事業は、緊急改良を要するもの地積七十八萬八千五百六十三平方米を都市計畫事業として事業費約九十萬圓を以て、昭和十二年度より同十七年度に至る六箇年繼續

事業として施行する計畫である。

(ハ) 地域 本市の地勢を概観するに、石狩・牛朱別の二川が本市を貫流し、美瑛・忠別の二川が南部市界に沿ふて流れ土地は概ね平坦である。

今都市計畫地域を考察すると、中央部の街衢整然として銀行・會社・商店等の集團せる部分を商業地域、宗谷本線に沿ふ旭川驛及び新旭川驛附近を工業地域、又市の北部・西部・石狩川沿岸一帯及び牛朱別川兩岸を住宅區域と定めるを適當とするので、昭和十年四月十日内閣の認可を受け、同年四月三十日から施行されたのである、然るに市の現状より見て、地域の一部に變更を加へ、工業地域の擴張と路線的商業地域を設くる必要を認め、昭和十二年十一月二十七日内閣の認可を受け、同年十二月三十日から施行せられた。

(五) 室蘭市

(イ) 區域 本市は三面山を繞らし、港口相迫り、港内は水深く天然の良港である。今本市發達の狀況を考察すると、明治三十七・八年以後大正八年に至るまでは、漸次人口が増加して五萬八千餘人を算するに至つたが、其の後人口は減少の趨勢を辿り、

昭和二年末に於ては五萬一千餘人となつた。是は全く歐洲大戰後に於ける各種事業の縮小に伴ふ結果であつて一時的現象に過ぎず、將來拓殖計畫の進捗並本道奥地の開發と相俟つて、益市勢の隆昌に向ふてあらうことは明かである。而して本市は其の發達の徑路、地形及び交通の狀況から考察するときは、將來の發展に備へる地域は充分と認められるので、本市の都市計畫區域は本市一圓を以て適當である。即ち、其の利用面積一千百五十萬八千六百六十九坪に對し人口十八萬一千五百十八人を收容し、昭和八十六年に於て飽和状態に達する見込である。

(ロ) 地域 本市は、内浦灣に突出せる、狹小なる半島に發達した都市であつて、太平洋に面する東部及南部は、斷崖絶壁を成し、平地は其の反對側なる室蘭港を擁する臨港地帯に限られてゐる、今各部分の用途地域を案ずるに、市の北西部は近き將來に於て市街化の見込なきを以て之を除外し、室蘭驛附近及之に續く市の中央部母戀北町の一部、輪西町の一部、本輪西町の一部を商業地域、港に臨む一帯及東室蘭驛附近一帯を工業地域、右兩地域を除く高臺一帯を住居地域と定めるのを適當と認め、昭和十二年十一月二十四日内閣の認可を受けて十二月十九日から施行せられた。

(六) 釧路市

區域 本市の總面積は一千三百三十九萬二千坪であつて相當の疆域を有するが、其の利用面積は七百六十九萬六千坪であつて、不利用地面積は總面積の四十二パーセントを占める状態である。翻つて人口増加の趨勢を觀るに、昭和五年の國勢調査人口五萬一千五百八十六人に對し、昭和十年の國勢調査人口は五萬六千七百七十人であつて一箇年平均一・八パーセントの増加率を示してゐる。然し本市は東部北海道の要衝に當るのて、釧路港第二期工事の竣功に伴つて海陸の交通圓滑となり産業の勃興を見るべく、従つて市將來の發展を豫想するときは、隣接町村たる鳥取・釧路兩村の一部を包含せしめるのを適當と認め、之を以て釧路都市計畫區域と定めた。其の利用面積一千二百七十二萬八千坪、其の收容人口十八萬二百人であつて、昭和五十五年に於て飽和状態に達する見込である。

(七) 帶廣市

區域 本市の面積は一千五百三十四萬四千九百九十三坪であつて、其の利用面積は一千四百七十四萬四千九百九十三坪を占め相當廣濶なる疆域を有するが故に、本市將來の發展に

備へるに充分と認め、本市の區域を以て都市計畫區域と定めた。此の收容人口十二萬百八十二人であつて、昭和七十九年に至つて飽和状態に達する見込である。

(八) 都市計畫法適用町村

- (イ) 余市町 本町の區域を以て余市都市計畫區域と定めた。全區域面積四千二百六十四萬八千坪利用面積は一千三百八十萬坪である。
- (ロ) 岩内町 本町の區域を以て岩内都市計畫區域と定めた。全區域面積及利用面積は百六十萬三千坪である。
- (ハ) 留萌町 本町の區域を以て留萌都市計畫區域と定めた。全區域面積は八千九百四十一萬六千二百二十坪、利用面積は四千四十二萬九千三百三十坪である。
- (ニ) 野付牛町 本町の區域を以て野付牛都市計畫區域と定めた。全區域面積九千七百八十三坪、利用面積は二千七百十九萬九千坪である。
- (ホ) 根室町 本町の區域を以て根室都市計畫區域と定めた。全區域面積一千六百五十三萬坪、利用面積は一千三百九十二萬五千坪である。
- (ヘ) 名寄町 本町の區域を以て名寄都市計畫區域と定めた。全區域面積五千八百萬一

千三百五十坪、利用面積は一千二百六十九萬六千坪である。

- (ト) 千歳村 本村の區域を以て千歳都市計畫區域と定めた、全區域面積一億七千八百二十九萬六千五百二十五坪、利用面積四千三百八十六萬四千坪である。

二 土地區劃整理組合

近時都市の隆昌に赴くに從つて郊外の發展著しく、團體又は個人に於て土地の發展策として道路の新設又は市街の區劃を企圖する者が漸く多きを加へてゐる。然るに是等は皆都市計畫事業と何等の關係なく只不規則に計畫を立てる状態で、都市計畫事業の進捗を阻害することが尠くない。故に之を統制し且適當に誘導する必要を認め、各地の狀態に應じて土地區劃整理組合設立の助成を爲し來つたが、既に函館市に十二、小樽都市計畫區域内朝里村に一、旭川市に一、余市町に一、留萌町に一、計十六の組合が設立せられてゐるが、内十組合は既に工事完了し、其の内九組合は換地處分が認可となつてゐる。

第二十一章 拓殖事業概要

一 概 説

(一) 第一期拓殖計畫以前 本道拓殖事業の發端は、遠く徳川幕府直轄時代に初まつたが、其の業績は特に見るべきものなく、維新の宏謨定まり明治二年開拓使の設置されるに及んで始めて本道開拓の基礎を確立した。即ち、拓殖並行政の施設經營費として本道の歳入を歳出に充てる外、當初五箇年間は歳額十三萬兩及定額米九千石を國庫より支出する豫定であつた。然るに當時本道の財政は歳入僅少であり、敍上の國庫支出金を以て之を補ふも到底拓殖事業を遂行する事は不可能なるを以て、明治五年に至つて同年以後十箇年間に定額一千万圓を國庫より支出する事に決定し、茲に本道開拓の計畫を確立したのである。

而して其の實績を見れば、拓殖殖民の爲には土地賣下の法を定め、個人的保護は殆んど至らぬ所なく、且屯田兵を設置し、又土木事業としては石炭礦の開地、鐵道の敷設、道路の開鑿、石狩川河口改修等を經營したのである。産業及教育方面に於ては麥酒其

他の醸造、製粉及木工場等の官業を首め農産試験場又は學校の創設等諸種の事業を經營し、之等の事業遂行に對しては兌換券及公債を發行して資源に供し専ら事業の完成に努めた。然るに明治十五年に至つて開拓使は廢止されて函館・札幌及根室の三縣設置せられ、各種の官業は擧げて之を農商務省又は工部省等各省の直轄としたが、未だ開拓躍進の過程を見るに至らざるに各廳の方針連絡統一を缺きたる爲拓殖事業は殆んど挫折するの憾があつた。仍て明治十九年北海道廳を設置して再び統一的制度に復歸するに及び土地賣下の法を改めて豫約賣拂の制度となし、個人に對する直接保護の方法を廢し間接助長の政策を樹て、官業は漸次之を民業に移すの方針に依つて前期の整理に竭した。而して明治三十年再び土地處分の方法を改め、無償付與の制度として大いに全道の殖民地を開放して盛に移民を招徠し以て資本勞力の輸入を圖つたが、別に一定の繼續的計畫の樹立を見るに至らなかつた。

明治三十四年に至つて彼の十年計畫なるものを樹て道路の開鑿、橋梁の架設、小樽港の修築、森林並河川及港灣等の調査に要する總費額約二千百六十萬圓を計上し、以て各事業一定の費額を定めて之が遂行に努むることとし、且國費と地方費を分離し、地

方自治制度並道會法を制定して駢行翼進の策を講じ以て將來の發展を期したが、幾何もなく日露戰役の影響を受け、經費節減の結果豫定の成績を擧ぐるを得なかつた。而して明治四十一年には道内國有林の整理並經營に關する計畫を定めて其の利用改善を圖ると共に、未開地處分法を改正して新に財源を求め、是等二種の收入を特別財源として港灣修築の事業を起すこととしたが、其の規模小にして未だ之を以て本道拓殖の大勢に順應するには尙不充分なる觀があつた。

(二) 第一期拓殖計畫 茲に於て明治四十三年度以降十五箇年間に互り所謂第一期拓殖事業計畫を策定し、本道に於ける稅務・稅關・專賣・遞信及道廳の五官衙所管に係る國庫歲入の自然增收（四十三年度歲入豫算に五十萬圓を加算したる千二百五十二萬四千四百四圓に對する累年増加）と毎年度政府支出定額二百五十萬圓を以て殖民・産業・道路橋梁・土地改良・河川及港灣修築等の所要總費額七千萬圓に充當する方針を確立し、其の後大正六年度以降計畫改訂に際し、新に道外法人の道内事業に對する所得稅及營業稅額を拓殖費の財源に加算すると同時に、道内法人の道外事業に對する所得稅並營業稅額を控除する方針を追加し以て拓殖費財源の充實を圖ることとした。

今該計畫實施以來の財源並拓殖費支出額を對照すれば左の通りである。
 (一) 拓殖財源及拓殖費

年 度	財 源			拓 殖 費	差引過不足
	定 額	自然増収額	道外法人納税額		
昭和 一	2,850,000	26,561,425	448,600	19,063,650	9,153
昭和 二	2,850,000	22,907,275	448,600	16,211,739	1,375,826
昭和 三	2,850,000	33,148,455	448,600	17,679,811	7,580,884
昭和 四	2,850,000	30,501,375	448,600	18,133,730	7,342,925
昭和 五	2,850,000	17,377,495	448,600	19,399,925	4,479,068
昭和 六	2,850,000	17,131,598	448,600	18,694,736	1,976,370
昭和 七	2,850,000	18,397,068	448,600	14,669,045	5,741,163
昭和 八	2,850,000	18,397,068	448,600	8,739,038	12,109,566
昭和 九	2,850,000	14,451,778	448,600	11,773,766	7,858,899
昭和 一〇	2,850,000	8,597,467	448,600	11,546,097	3,433,096
昭和 一一	2,850,000	3,591,568	448,600	6,101,568	3,249,568
昭和 一二	2,850,000	3,591,568	448,600	3,391,073	883,165
昭和 一三	2,850,000	11,183	448,600	2,633,826	3,799
昭和 一四	2,850,000	25,680,101	448,600	2,756,767	240,355
昭和 一五	2,850,000	35,869	448,600	2,853,869	1,357,77
昭和 一六	2,850,000	3,078,544	448,600	2,191,146	484,559
昭和 一七	2,850,000	1,500,000	448,600	2,491,311	608

合 計	11,800,000	141,201,401	4,047,600	33,741,826	1,010,883	47,426,104
-----	------------	-------------	-----------	------------	-----------	------------

備考 一、定額とあるは自然増収以外従来の拓殖費支出額を標準として政府一般財源より支出した財源である。但大正七年度以降の増加は森林費収入の結果である。
 二、昭和元年度自然増収額欄の*印は内務・大藏・逓信(恩給關係を除く)・司法・農林・商工各省の一般會計所屬歳入より同歳出を控除したる剩餘額である。
 三、道外法人納税額とは大正六年度計畫改訂の際新に加算した本道に於ける道外營業法人の道内事業に對する納税額より道内營業法人の道外事業に對する納税額を差引きたるものを云ふ。
 四、拓殖費は當該年度豫算より不用額を控除せるものを掲げた。
 五、大正七年度及大正九年度に於ける所得税及酒税の改正に依る當該年度以降大正十四年度迄に於ける各年度の増収は本表の自然増収より控除した。

(二) 自然増収額

年 度	大 藏 省						計	控 除 額	自 然 増 収 額
	札幌稅務監督局	函館關稅局	函館專賣局(益金)	札幌逓信局其他	北海道廳	司法省			
昭和 元	2,597,766	91,310	4,277,044	2,477,384	7,049,949	333,755	—	19,101,803	
昭和 二	2,875,019	734,966	5,800,144	2,597,218	5,991,855	431,101	—	1,777,657	
昭和 三	2,875,019	734,966	1,900,674	1,343,278	6,766,371	63,237	—	2,690,503	
昭和 四	2,875,019	734,966	5,035,834	1,043,160	6,454,810	—	—	2,693,145	
昭和 五	2,597,766	734,966	4,277,044	1,043,160	5,541,059	—	—	2,441,985	

年 度	大 藏 省			逓 信 省		内 務 省	司 法 省	農 林 省	商 工 省	計	控 除 額	自 然 増 收 額
	札 幌 稅 務 監 督 局	函 關 館	函 館 專 賣 局 (益 金)	札 幌 逓 信 局 其 他	北 海 道 廳							
一〇	二,三六二,八五五	四九,四六三	五,〇四六,〇五二	一〇,〇七三,二九六	五,八八〇,二五六					三,七九五,九二〇	三,五三四,四〇四	二,二七二,五六一
九	二,一七二,九六三	三五一,一五七	三,二六七,九七七	九,八〇二,五六二	五,九一五,七九九					三,一〇〇,四六三	三,五三四,四〇四	一,八五六,〇六三
八	二,一七五,五三七	四九,三九九	三,六六五,五三三	九,九〇〇,〇七六	五,六八〇,五九四					三,一五〇,二一九	三,五三四,四〇四	一,八九五,七三三
七	二,〇〇五,〇八七	一〇〇,二七〇	二,九五六,〇三八	八,三三四,八五三	五,八三六,四三四					二七,一八一,六三三	三,五三四,四〇四	一四,六五七,二七八
六	七,三三三,八四七	八四,二六二	二,八五二,六六一	六,六四四,八六一	四,一六七,二六〇					二,一一一,八九二	三,五三四,四〇四	八,五九七,四八七
五	五,六三三,一〇七	二二〇,三三〇	二,六三四,二五二	五,〇七〇,〇五五	二,四六六,二〇九					一六,〇五三,九七三	三,五三四,四〇四	三,五九,五六八
四	五,一五八,二二二	二四一,四八四	二,五三四,三三二	四,一五九,三三〇	一,三三三,二三〇					一三,四二五,四七二	三,五三四,四〇四	八九一,〇七三
三	五,〇三九,四九九	二二一,五七三	二,五九一,四四三	三,八六九,八〇三	九六七,二九六					二,六四七,二四二	三,五三四,四〇四	一三三,八三八
二	五,〇〇五,三〇三	三六九,〇七九	二,三七三,七七八	三,七六六,五五五	一,二四六,五一一					二,七八一,二〇三	三,五三四,四〇四	二五八,八〇一
大正 元	五,三三二,〇二二	一七八,〇九九	二,一九四,四三四	三,七九九,九八八	一,五五四,七三一					二,八七六,二七三	三,五三四,四〇四	三五三,八六九
明治 四四	四,九四八,二二七	二四五,七七九	二,一三〇,七九六	三,四七三,九五五	一,四一七,八四三					二,二二六,五五〇	四,〇三四,四〇四	△三〇七,八五四

備考 一、控除額の昭和元年度は大藏・逓信（恩給關係を除く）・内務・司法・農林・商工各省の一般會計に屬する歳出で大正十四年度以前は明治四十三年度に於ける札幌稅務監督局・函館稅關・函館專賣局（益金）・札幌逓信局・北海道廳の五官衙歳入豫算に五十萬圓を加へた基本額である。

二、昭和元年度は全部豫算である。

三、大正十四年度以前の逓信省所管は札幌逓信局收入のみを計上した。

而して本計畫は既に述べたる如く、其の當初に於ては拓殖費として明治四十三年度から大正十三年度に至る十五箇年間に總額約七千萬圓を支出するの豫定であつたが、大正五

年度迄七箇年間は前表に示すが如く自然増加額が極めて寡少であつた爲、年額僅に二百五十萬圓乃至二百九十萬圓を支出するに止まり計畫上多大の齟齬を來した。故に大正六年度に於て既定計畫を改訂し施行年限を二箇年延長して十七箇年に改め、大正七年度に至つて更に森林費を拓殖費に編入して總額を七千六百二十萬圓とし、次で大正八年度に於ては物價騰貴、増俸並事業擴張に基く千三百二十五萬圓を追加して合計八千九百四十五萬圓に達せしめた。而も一面歐洲戰亂の影響を受け財界に稀有の好況を齎らし、茲に拓殖費財源は既往の不振を挽回して莫大なる増加を示し、大正五年度以降年歳巨額の財源剩餘を生じて將來豫定事業の遂行上憂慮を要せぬばかりでなく、愈有卦に入り累次事業の擴張を容易ならしむる状態に達し、之に依り拓殖事業は加速度的躍進の兆を示し、且農産物價の昂騰は著しく商工業の發展を促進せしめるに至つた。依つて大正九年度に至つて既定方針を改訂し、拓殖費の總額を限定せず財源の範圍内に於て累次事業の擴張を行ふこととし、更に同年度に於て物價騰貴及増俸並事業擴張に基く經費として六千七百餘萬圓を増加し、以て爾後に於ける事業を漸次擴張し、大正十年度に於ては二千八百四十六萬餘圓、大正十一年度には七十六萬圓を増加し開拓の進捗に期するところがあつ

た。然るに歐洲戰亂後の財界好況の反動期に入り、大正十二年度以降三箇年は行政及財政整理の爲既定額の繰延を行はざるを得ざる結果に陥つたが、一面には米價昂騰に依り水田開發の勃興等の爲尙事業の擴張を行ふものある等幾度か計畫豫定額を變更し、昭和元年度迄の總額は二億一千四百餘萬圓に改訂せらるゝこととなり、茲に本道拓殖事業の重要性を宣明するに至つた。

今明治四十三年度以降十七箇年に互る拓殖費支出額の各項別を示せば左の如くである。

年 度	殖民費	森林費	産業費	土地改良費	道路橋梁費	河川費	治水費	港灣費	鐵道及軌道助成費	拓殖費公債利息支出金	調査費	計
明治四三	三六四、三七四	—	一八四、五九三	一三、五三三	八八七、四四〇	九八、五七五	五三、一四七	八七六、三〇六	—	—	—	二、五〇〇、〇〇〇
四四	三九〇、四四〇	—	一八二、七七七	一三、四四〇	八八四、〇四三	九八、九七五	五三、〇〇七	一、〇五五、一四五	—	—	—	二、六七六、八三七
大正元	三九〇、四四〇	—	一八二、七七七	一三、四四〇	八八四、〇四三	九八、九七五	五三、〇〇七	一、〇五五、一四五	—	—	—	二、九八九、六三九
二	三九〇、四四〇	—	一八二、七七七	一三、四四〇	八八四、〇四三	九八、九七五	五三、〇〇七	一、〇五五、一四五	—	—	—	二、九八九、六三九
三	三九〇、四四〇	—	一八二、七七七	一三、四四〇	八八四、〇四三	九八、九七五	五三、〇〇七	一、〇五五、一四五	—	—	—	二、九八九、六三九
四	三九〇、四四〇	—	一八二、七七七	一三、四四〇	八八四、〇四三	九八、九七五	五三、〇〇七	一、〇五五、一四五	—	—	—	二、九八九、六三九
五	四〇〇、八八九	—	一八三、八八九	一三、四四〇	八八四、〇四三	九八、九七五	五三、〇〇七	一、〇五五、一四五	—	—	—	三、〇〇〇、〇〇〇
六	四三三、一三一	—	二〇〇、九一六	一四、三三〇	一、二二九、六九一	一七〇、八八五	一九五、九一〇	一、二六五、二五三	—	—	—	三、六八九、二四一
七	四四一、〇六六	五九、三六六	二〇三、七九一	一四、三三〇	一、二二九、六九一	二二、九五三	一九五、九一〇	一、二六五、二五三	—	一〇一、七五〇	—	五、六〇四、五五五

年 度	殖民費	森林費	産業費	土地改良費	道路橋梁費	河川費	治水費	港灣費	鐵道及軌道助成費	拓殖費公債利息支出金	調査費	計
昭和八	六三九、〇九八	—	三三三、七三三	三〇〇、一五五	二、一〇一、八一四	三三六、七〇〇	一、一〇一、三九四	—	—	—	—	八、七〇四、四七九
九	八七七、三三三	—	四〇三、四九〇	一、二四四、九七五	二、九〇九、五九五	四〇〇、〇八四	二、〇〇三、七七七	—	—	—	—	一四、六九六、四七七
一〇	一、〇〇一、四九一	—	四〇三、四九〇	一、二四四、九七五	四、〇〇〇、六〇三	六四一、三三〇	二、五九九、八四四	—	—	—	—	一八、六九六、四七七
一一	一、〇〇一、四九一	—	四〇三、四九〇	一、二四四、九七五	四、〇〇〇、六〇三	七二二、五三三	二、六三三、三六六	—	—	—	—	一九、三三六、四三三
一二	一、〇〇一、四九一	—	四〇三、四九〇	一、二四四、九七五	四、〇〇〇、六〇三	九三三、〇五五	二、六三三、三六六	—	—	—	—	二一、三三六、四三三
一三	一、〇〇一、四九一	—	四〇三、四九〇	一、二四四、九七五	四、〇〇〇、六〇三	八四四、八四三	二、六三三、三六六	—	—	—	—	二一、三三六、四三三
一四	一、〇〇一、四九一	—	四〇三、四九〇	一、二四四、九七五	四、〇〇〇、六〇三	六八五、八四三	二、六三三、三六六	—	—	—	—	二一、三三六、四三三
計	三、〇〇一、四九一	—	一、二四四、九七五	一、二四四、九七五	一、二四四、九七五	一、二四四、九七五	一、二四四、九七五	一、二四四、九七五	—	—	—	一、二四四、九七五

(三) 第二期拓殖計畫(現行) 右の如くにして第一期拓殖計畫實施の結果は相當の實績を収めたが、本道の拓殖事業は尙前途遼遠にして社會狀勢に應じ、且本道の資源に對し幾多開發の餘地を有するものなるを以て、昭和元年度に於て先づ財源に關する既定の方針を根本的に改めて、本道の一般會計所屬歳入歳出の差に依る歳入超過額を擧げて拓殖費の財源に充當することとし、先づ同年度拓殖費に對し右の計算に依り二百八十三萬圓を増加支出し、而して翌昭和二年度に至つて同年度以降二十箇年間に互り總額九億六千三百三十餘萬圓を支出せんとする所の第二期拓殖計畫を立案し、北海道拓

殖計畫調査委員會の議を経て第五十二帝國議會に提示し、其の協賛を経て之が實施を見るに至つたのである。

北海道拓殖事業計畫豫定年度割表

年度	殖民費	森林費	産業費	土地改良費	道路橋梁費	河川費	治水費	港湾費	殖民軌道費	鐵道及軌道助成費	調査費	拓殖鐵道公債利息支出金	計
昭和	一、九五七、七四五	三、五五九、〇七四	三、三八六、〇七四	三、六三三、〇四八	四、九九四、四八八	七、五八、九四四	二、五五〇、〇〇〇	二、八三七、〇〇〇	四、三三、七六八	六、四八〇、六三三	二、三、三六〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、五、一五二、九〇〇
三	二、二二四、二〇六	三、九六二、二九七	三、七五五、三三三	三、八三六、一四一	五、二八二、七二九	八、二二、六六六	三、一三九、七〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	六、〇五、一九三	七、三三、七六一	二、三、三六〇	二、七〇、〇〇〇	二、七、七七、九七五
四	二、二五三、四九五	四、一九九、〇九九	三、七七七、八四七	三、八五七、一四二	五、五〇三、二八三	八、三六、七三三	三、二四〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	七、三三、九六四	七、五五、七三三	二、三、三六〇	四、五〇、〇〇〇	二、八、六九、六三四
五	二、三七六、八三三	四、五八八、五三三	四、〇〇〇、五〇四	四、〇三二、七〇八	五、五六一、四五二	八、〇三、四八八	三、二六〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	八、七二、四〇五	八、三四、六三三	二、三、三六〇	六、三〇、〇〇〇	三、〇、一三四、八三四
六	二、四三九、九七六	四、九二一、二〇〇	四、五六一、四四三	四、〇五五、四四六	五、七三六、三七〇	八、九四、二二五	三、六三三、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	一、〇、一四、六六八	八、五九、八七〇	二、三、三六〇	六、三〇、〇〇〇	三、一、八五七、五三三
七	二、六七、六七三	五、五三三、八六八	四、六三三、〇〇〇	四、一七二、一五五	六、三三六、二七七	八、九二、五五四	三、七六〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、八八、六六六	六、六二、六六六	二、三、三六〇	六、三〇、〇〇〇	三、三、九一、四四〇
八	二、八九四、一三六	六、〇四一、〇六〇	四、五九五、五八三	四、六八五、一〇三	六、七〇五、三二九	九、二二、五〇七	四、四四〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、一、六六、一六四	七、〇二、四九七	二、三、三六〇	六、三〇、〇〇〇	三、六、四四、七三三
九	三、二二五、二二三	六、一九九、二四三	四、五七〇、九四一	四、七八八、六二八	七、四二八、三〇四	一、〇七九、五三三	五、六六七、一〇一	三、〇〇〇、〇〇〇	一、二、六五、八七八	八、〇一、四一四	二、三、三六〇	六、三〇、〇〇〇	三、九、三三、三三三
一〇	三、五三四、六四三	六、七二八、七八〇	四、四三三、四三七	五、三七六、九二六	八、一六三、二五〇	一、二七三、九七三	六、二六〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、二、六五、八七八	八、〇一、四一四	二、三、三六〇	六、三〇、〇〇〇	四、一、五三、九九五
一一	三、八五九、八二八	七、三三三、九一〇	四、五九三、一八八	五、六〇八、〇〇〇	八、六七〇、四三三	一、二七三、九七三	七、〇〇五、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、一、五五、三三三	八、〇一、四一四	二、三、三六〇	五、〇〇、〇〇〇	四、五、八三、八一五
一二	四、三九九、二二三	七、七五九、八六〇	四、〇三三、三七七	六、五六四、八九六	一〇、二四六、三九八	一、五九九、四六一	六、八八〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、四、六九、三〇五	一、一、七五、六六六	二、三、三六〇	三、〇〇、〇〇〇	四、九、一九〇、五四三
一三	四、七七七、〇六三	八、四四〇、五九八	四、一〇一、三八一	七、七〇九、二四七	一一、四八八、三三九	一、五九七、四四五	七、一七七、九三〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、五、〇八、九七一	一、一、三三、九七七	二、三、三六〇	—	五、一、六二、三六四

一四	五、〇七九、五五一	八、九四四、八八八	三、九七八、二二六	七、六六八、八九八	一二、六三三、四一四	一、八一九、五四二	八、五三三、四〇一	五、〇〇〇、〇〇〇	七、六、五九、一三三	一、〇、三三、〇二七	二、三、三六〇	—	五、五、四四、五六三
一五	五、一〇三、三三七	九、三三四、四七六	四、〇三三、四七七	七、九五五、七〇六	一三、七四一、七三三	二、〇四九、一〇一	九、七七一、四〇七	五、〇〇〇、〇〇〇	六、七、五九、三三三	一、〇、一四、八四九	二、三、三六〇	—	五、九、三三、九四三
一六	五、一四三、八二九	九、六二八、四八四	四、二〇八、四六一	八、九八〇、三三三	一四、八五八、七六一	二、三三三、三三九	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	六、二、九一、二二二	一、一、二六、五〇一	二、三、三六〇	—	六、三、五三、九六〇
一七	五、二〇一、四六四	八、九五八、二二二	三、八九八、八四八	九、五八八、四六一	一六、三三三、九二二	二、八三三、〇一一	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、一、〇八、六七一	一、一、〇八、六七一	二、三、三六〇	—	六、七、四四、八五〇
一八	五、六四四、三〇三	九、一〇五、三三七	三、九一九、四一〇	九、〇九五、五四六	一七、八三三、八七四	二、九四三、〇五五	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四、四、九一、二二二	一、一、九六、五七一	二、三、三六〇	—	七、〇、二七、三六一
一九	五、六六六、四八二	九、一一〇、一三三	三、九〇六、四〇七	九、八八一、〇〇一	一八、三三三、五五五	三、三五一、六三三	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇、七三、三三三	一、二、三三、四四四	二、三、三六〇	—	七、一、七六、六六八
二〇	五、六五二、五五六	九、一六四、五七五	三、九四四、一三三	九、八七三、五〇一	一九、三三三、四四四	三、三五一、六三三	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、六、五九、三三三	一、二、二七、五五五	二、三、三六〇	—	六、九、九六、六七一
二一	五、七〇一、〇九五	九、二二〇、九九九	三、三三三、三九五	八、八〇〇、〇四五	二〇、〇〇〇、〇〇〇	三、九二四、五九七	七、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、三、三三、三三三	一、三、三三、八八八	二、三、三六〇	—	六、八、八四、五〇三
計	五、七七七、四八八	九、五五九、〇七四	三、三八六、〇七四	七、六三三、〇四八	一三、三三三、三三三	一、八一九、五四二	八、五三三、四〇一	五、〇〇〇、〇〇〇	七、六、五九、一三三	一、〇、三三、〇二七	二、三、三六〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五、五、四四、五六三

然るに本計畫實施後の経過は不幸にも第一期計畫の當初に於けると同様の轍を踏みつつあることは遺憾である。即ち、財界の不況其の他の原因に依り財源に多大の缺陷を生じた爲に、昭和三年度及四年度に於ては一般財源より約千四百四十萬圓を補填し以て計畫の遂行に努めたのであるが、昭和五年度に至つて政府が財政緊縮の方針を採りたる結果一般財源の補充も困難となり、五年度拓殖費豫算は止むなく繼續費其の他に對し節減又は繰延を行つて財源と同額の二千七百三萬九千九百二十一圓を計上し、同年

の議會は解散となつたが實行豫算で右の金額を支出することの決定を見た。然るに經濟界の不振に基く國庫歳入の減少並物價低落の爲、政府は年度半に於て更に實行豫算に對して百八十八萬四百七十三圓の節減並繰延を行ふに至つた。次で昭和六年度豫算に於ても引續く財界不況に因り財源は二千四百四萬一千八百九十二圓に減じ、隨て拓殖費豫算も其の範圍に止めざるを得ざるに至つた。而も財界及產業界の不況は更に深刻を加ふるの狀態となつた爲、政府は再び年度中途に百六十九萬五千七十圓の節減並繰延を實行するに至つたのである。斯の如く本計畫は實施以來經濟界の不況に累せられ、其の財源成績が甚だ不良で所期の如く計畫を遂行し得ざるのみならず、昭和七年度に至つては更に經濟界の連續的不振は其の極に達し、財源上に未曾有の打撃を受けたると、政府が極端なる財政緊縮方針を採ると共に、行政整理を斷行することゝなつた爲、此處に同年度の拓殖費豫算は計畫實施以來の最低額となつた。即ち、二千四百四十萬八千百十四圓の財源と同額を計上し、第六十帝國議會に提出せるに不幸にして同議會は解散となり、實行豫算は二千百三十萬八千八百八十九圓と決定したが、第六十二帝國議會（臨時議會）で九萬九千二百二十五圓の追加豫算の成立を見たるに依り、

右財源と同額の豫算を施行することになつた。然るに政府は年度半に於て第六十三帝國議會の協賛を経て所謂時局匡救の爲、右拓殖費豫算に對し農山漁村振興費五百六萬三千八百三十一圓を追加計上して、拓殖計畫に對する普通財源以外に政府に於ける一般的公債支辨の方法に依り、農山漁村の振興を目的とする土木其他の拓殖事業を遂行することゝなり、結局昭和七年度拓殖費豫算總額は二千六百四十七萬一千九百四十五圓となつた。而して累年の不況と昭和六・七年の二箇年に互る大凶歉並昭和七年九月に於ける大水害とに依つて一般農山漁村の疲弊困憊は愈甚しく、之が爲著しき歳入減を來し、昭和八年度拓殖費財源は僅に八百七萬四千二十九圓を得るに過ぎず、八年度拓殖費豫算は極度の財源難に陥つたのであるが、政府は拓殖の現状に鑑み缺陷に對しては一般財源よりの補填を行ふことゝし、通常豫算に於て既定計畫に基く在來の拓殖施設に要する經費二千三百三十八萬千四百四十八圓（農山漁村振興事業費に屬する既定年割百九十七萬三千三十四圓を含む）追加豫算に於て農山漁村振興に關する經費五百五十二萬三千七百十九圓、合計總額二千八百九十萬四千八百六十七圓を計上して第六十四帝國議會の協賛を経たのである。而して昭和九年度拓殖費財源は、昭和六・七兩

年度に於ける凶作並水害に因る歳入の減少と、昭和七・八兩年度の農山漁村振興事業費、電信電話擴張事業費並災害復舊其他凶作水害に關する諸支出とに依り歳出の激増せる結果、僅に三百五十二萬八千九百圓を算するに過ぎないが、本道の實情は之が爲直ちに事業の縮小を許さざるのみならず、水害對策は勿論凶作に於ける道民更生施設の如き、極めて緊急施設を要するものあるを以て、政府は之が財源の缺陷に對し一般財源より補填を行ひ、一般拓殖費豫算に於ては前年度と同額二千四百四十萬八千四百圓を支出すると共に、農山漁村振興事業に關する經費として三百七十二萬圓を支出し、兩者を併せ昭和九年度拓殖費豫算として二千五百十二萬八千四百十四圓を計上し、以て道民厚生の途を講ずると共に、本道拓殖の進捗に努めたのである。斯くして過去三箇年に互る時局匡救施設終了し、一方本道の經濟界は稍好調を示して、昭和十年度の拓殖費財源は二千五百十五萬二千九百圓に達したのであるが、政府は國際時局の情勢上國防充實並滿洲事件及昭和九年各地に起つた災害對策に巨費を要するので一般的經費に對して可及的に緊縮方針を採ることとなり、十年度の拓殖費豫算は止むを得ず二千三百四十九萬圓を計上することとした。

斯の如く本計畫は既に豫定年限の半を經過せんとする狀況であるが、其の實績は一般經濟界の不況に累せられたると、加ふるに屢凶作水害等の災厄を蒙りしとの爲年次豫定財源に多額の缺陷を生じ、豫定計畫と多大の扞格を來したるのみならず、計畫の内容に就て視るも、我が國一般經濟事情並本道拓殖狀勢に著しき變化を來し時代の要求に適合せざるもの少くない。尤も毎年度の豫算編成に於て物價下落に伴ふ節減を行ふと共に、時代の要求に順應すべき緊要なる施設は可及的に之を追加擴充し、以て拓殖事業の合理的遂行に努めた爲相當の効果を收めてゐる。然るに過去數箇年に互る實績は當初の計畫豫定に對比して其の内容に著しく變化を來すに至つた。茲に於て政府は計畫の根本的改訂の必要を認め、第六十七議會の協賛を経て北海道拓殖計畫調査會を設置し、計畫改訂に就て調査研究の具體案を作製し、昭和十一年度以降之が實施を豫定したのであるが、同年度に於ける拓殖費豫算は國家財政の都合に依つて、改訂案より分離して之を計上し、其の編成に當つて從來の實績と事業の緩急を考慮し、拓殖上緊要なる新規事業及既定事業を擴張して拓殖事業の合理的遂行に努むることとし、豫算總額を二千六百萬圓と定め、第六十八議會に提案したのである。然るに同議會は

解散となり、政府は實行豫算に於て二千三百六十四萬八千七百五十七圓を計上すると共に、追加豫算として二百三十四萬六千三百二圓を計上し、結局兩者を合して二千五百九十九萬五千五十九圓となり、不成立豫算二千六百萬圓に比して四千九百四十一圓の減少に止むることを得、前年度豫算に比較すれば二百五十萬五千五十九圓の増加となつた。而して昭和十二年度豫算も前年度同様既定方針に依るのであるが、事業の選定に就いては専ら改訂の趣旨を尊重し、拓殖上緊要と認むる新規事業の追加並既定事業の擴張を行ふと共に、既往の實績若は事業の緩急を考慮して既定繼續費の繰延を行ひ、以て拓殖事業の合理的遂行に努むることとし、之が經費三千萬圓を同年度豫算案に計上して第七十帝國議會に提出した。然るに議會開會中内閣の更迭を見、而して新内閣は一旦該豫算案を撤回し、再び之を提出すると共に、(一)物資の需要を増加するもの、(二)海外拂を要するもの、(三)人件費を増加するものに對し出來得る限り之が經費を縮減する方針の下に改めて修正豫算を提出し、結局拓殖費は前記提出豫算に對し百三十萬圓を減額して總額二千八百七十萬圓となつたが然し前年度實行豫算に比較して、二百七十萬四千九百四十一圓の増加となつた。然るに今次支那事變勃發と共に、

政府は軍需關係施設の充實に多額の經費を要する爲一般經費は可及的減額の方針を探れる結果年度半に於て百五十一萬六千三百四十九圓の節減繰延を行ひたるも、一面木材増産の爲、森林費に於て、五十八萬二千九百六十圓を追加計上したるを以て、結局實行豫算總額二千七百七十六萬六千六百一十一圓となり、前年度豫算に比し、百七十七萬一千五百五十二圓の増加となつた。昭和十三年度豫算編成に於ても前記同様の方針を採つたので、拓殖費は、一面既往の實績並事業の緩急を考慮して普通費の減額並既定繼續費の繰延を行つたが、他面拓殖上緊要と認むる、新規事業並既定事業の擴張を行ふこととし、總額二千五百四十六萬九千二百五十七圓を計上したのであるが、更に時局上生産力の擴充を圖り、國際收支の調整に資すると共に、軍需品の供給を圓滑ならしむるは喫緊の要務なるを以て、之が施設費百九十八萬一千五百三十七圓を追加計上し、第七十三回帝國議會の協賛を経たので、拓殖費總額二千七百四十五萬七百九十四圓となつた。然るに六月に至るや、政府は事變の進展に鑑み、物資需給計畫を樹立すると共に、消費節約の徹底を期する爲、一般經費に對し節約減額を實行するに至つたので、拓殖費豫算に於ても、百八十八萬三千八百三十五圓を節減繰延を行つた爲、

實行豫算總額二千五百五十六萬六千九百五十九圓となつた。
 昭和十四年度豫算に於ても亦既定費の節減並繼續費の繰延を行ふと共に、他面軍需並
 國際收支の調整上必要なる生産力擴充施設其の他時局上本道に於て特に緊要と認むる
 施設費等を併せ、總額二千九百八十二萬一千五百九十五圓を計上することとなつた。
 之を前年度實行豫算二千五百五十六萬六千九百五十九圓に比較するに、四百二十五萬
 四千六百三十六圓の増額である。今既定計畫豫定額及實際支出額並財源對照表と第二
 期拓殖費財源及拓殖費豫算比較表其他の參考表を示せば左の通りである。

(一) 既定計畫豫定額實際支出額並財源比較表

年 度	計畫豫定額	實際支出額	豫定額と實際支出額との差		財源實績	豫定額に比し		實際支出額に比し	
			支出額	との差		財源不足額	一般財源より補充額	財源剩餘額	差引過不足
昭和二	二五,一五三,九〇〇	二五,一五三,九〇〇	—	—	二五,一五三,九〇〇	—	—	—	—
三	二七,七七七,七五	二六,五五八,二〇九	一,二一九,五六六	—	一八,九五五,九六〇	八,七六二,〇一五	七,六〇二,二四九	—	△ 七,六〇二,二四九
四	二八,六八九,六三四	二六,八八〇,四八六	一,八〇九,一四八	—	二二,〇八六,四〇一	五,六〇三,三三三	三,七九四,〇八五	—	△ 三,七九四,〇八五
五	三〇,一三四,八四四	二五,一五九,四四八	四,九七五,三九六	—	二七,〇三九,九二二	三,〇四四,九二二	—	—	△ 一,八八〇,四七三
六	三二,八五七,五九二	二二,三四六,七三三	九,五一〇,八七〇	—	二四,〇四一,八二二	七,八一五,〇〇七	—	—	△ 一,六九五,一七〇

年 度	總歲入	拓殖費外差引歲入	前年度歲入超過決算増減額	道外法人納稅額	一般財源より補充額	計	拓殖費	差引過不足
昭和二	四六,三九九,五五八	三,四九〇,四〇〇	一,九四三,一六二	二,三三〇,九七	—	二五,一五三,九〇〇	二五,一五三,九〇〇	—
三	四九,一〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
四	五〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
五	五二,一六二,三六四	—	—	—	—	—	—	—
六	五五,四三三,五六三	—	—	—	—	—	—	—
七	五九,三二九,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
八	六三,五三三,九八〇	—	—	—	—	—	—	—
九	六七,四四九,八五〇	—	—	—	—	—	—	—
一〇	七〇,一七三,三六一	—	—	—	—	—	—	—
一一	七二,七六八,七八八	—	—	—	—	—	—	—
一二	七五,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
一三	七九,八二五,八一五	—	—	—	—	—	—	—
一四	八四,一〇〇,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—
一五	八九,三九六,六三三	—	—	—	—	—	—	—
一六	九四,六三三,九八〇	—	—	—	—	—	—	—
一七	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
一八	一〇五,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
一九	一一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
二〇	一一五,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
二一	一二〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
合 計	九三三,七七八,八二八	三三九,一四九,九五	六四一,三三三,九三三	—	—	—	—	—

(二) 第二期拓殖費財源及拓殖費豫算比較表

年 度	總歲入	拓殖費外差引歲入	前年度歲入超過決算増減額	道外法人納稅額	一般財源より補充額	計	拓殖費	差引過不足
昭和二	四六,三九九,五五八	三,四九〇,四〇〇	一,九四三,一六二	二,三三〇,九七	—	二五,一五三,九〇〇	二五,一五三,九〇〇	—

年度	財源		源		計	拓殖費	不 差 引 過 足
	總 算 額	入 額	納 稅 額	一 般 財 源 額			
昭和	四、七〇、七四〇、三六五、六六五、九三、四四、七〇九	四、七〇、七四〇、三六五、六六五、九三、四四、七〇九	△ 二、七三、三四〇、〇〇〇	二、三三、三三〇、〇〇〇	七、六三、二、四九	三、七四、〇〇五	二、八八〇、四七三
三	四、七〇、七四〇、三六五、六六五、九三、四四、七〇九	四、七〇、七四〇、三六五、六六五、九三、四四、七〇九	△ 九、五五、九五四	一、七五、〇八一	三、七四、〇〇五	—	一、八八〇、四七三
四	四、九、六六、三二八、〇三三、四七三、六四〇、八四七	四、九、六六、三二八、〇三三、四七三、六四〇、八四七	△ 一、三三、七一三	二、〇八一、八九一	—	—	一、六九五、一七〇
五	四、四、四三、四五九、二五、八〇〇、五三九、二、六六、九〇〇	四、四、四三、四五九、二五、八〇〇、五三九、二、六六、九〇〇	△ 二、二五、五五九	二、二五六、四二二	—	—	—
六	四、三、六六、元〇三、一九八、九〇三、〇〇、四七、三三八	四、三、六六、元〇三、一九八、九〇三、〇〇、四七、三三八	△ 二、〇八、八七九	一、九九〇、五〇〇	—	—	—
七	四、〇、四九八、九四九、二八、三四〇、七四二、一七四、九三三	四、〇、四九八、九四九、二八、三四〇、七四二、一七四、九三三	△ 四、九三、六八五	八二五、九六六、一三、六六八	—	—	—
八	四、〇、四九八、九四九、二八、三四〇、七四二、一七四、九三三	四、〇、四九八、九四九、二八、三四〇、七四二、一七四、九三三	△ 六、五八、七七七	七五八、八六三、二、六〇七、九三五	—	—	—
九	四、〇、四九八、九四九、二八、三四〇、七四二、一七四、九三三	四、〇、四九八、九四九、二八、三四〇、七四二、一七四、九三三	△ 二、四四、七三三	八一九、〇二九	—	—	—
一〇	三、六、〇七、三〇一、五九八、七五三、〇、二八、六二七	三、六、〇七、三〇一、五九八、七五三、〇、二八、六二七	—	一、八二、九二九	—	—	—
一一	四、一、二八、七〇〇、一八、六一、五七九、三、五七九、一、九一	四、一、二八、七〇〇、一八、六一、五七九、三、五七九、一、九一	—	二、〇三九、〇五三	—	—	—
一二	四、七、六八、三九一、四七〇、二五七、二八、二二、〇九二	四、七、六八、三九一、四七〇、二五七、二八、二二、〇九二	—	三、一八、九二九	—	—	—
一三	四、九、八八、〇七二、四八二、〇〇〇、三三、四九、九七五、八八七	四、九、八八、〇七二、四八二、〇〇〇、三三、四九、九七五、八八七	—	五、九七、七〇二	—	—	—
一四	五、七、二八、〇五三、四九二、一、三三三、六四九、九三六	五、七、二八、〇五三、四九二、一、三三三、六四九、九三六	—	—	—	—	—

備考
一、道外法人納税額は本道に於て營業する道外法人の納税額より本道の法人にして道外に營業するもの、税額を控除せるもので、各年度計上額は前々年度収入額である。
二、昭和二年總歳入豫算額は前年度豫算財源繰越額九、一五三圓を合算せるものである。
三、昭和十(豫算)年度の總歳入豫算額及歳出豫算額の減少せるは、昭和九年度より通信事業特別會計制度實施による遞信省所管の歳入出豫算が減少した爲である。
四、拓殖費は實際支出豫算額である。
五、昭和十四年度財源は確定的のものでない。

(三) 歳入歳出豫算決算比較表

年度	財源計算		決算		歳入超過額 決算増減
	總 算 額	入 額	總 算 額	入 額	
昭和	四、六、三三〇、四〇五	四、六、三三〇、四〇五	四、四、三二七、九五七	二、〇〇二、四四八	二、七二、三四〇
二	四、五、七三〇、三七四	四、五、七三〇、三七四	四、六、三三三、三二六	二、七、九三六、五六一	九、五五、九五四
三	四、七、七二一、五六七	四、七、七二一、五六七	五、〇、三三九、八九〇	二、六、七八八、四三三	一、三三、七一八
四	四、九、六六、三二八	四、九、六六、三二八	五、一、九三三、六三七	二、七、四三〇、二二一	一、三三、五五九
五	四、九、六六、三二八	四、九、六六、三二八	四、七、〇七六、一五四	二、七、五〇一、〇三二	二、〇八、八七九
六	四、七、四六三、四五九	四、七、四六三、四五九	四、一、五三九、八九一	二、六、〇三四、三六二	四、九二六、八五九
七	四、三、六六、元〇三	四、三、六六、元〇三	三、九、二二一、九三九	二、三、五八五、七三四	六、五三、八七七
八	四、〇、四九八、九四九	四、〇、四九八、九四九	四、一、五三九、八九一	二、六、〇三四、三六二	四、九二六、八五九
九	四、〇、四九八、九四九	四、〇、四九八、九四九	四、五、一一九、三七一	三、六一、五九九	四、二四四、七三三
一〇	三、六、〇七、三〇一	三、六、〇七、三〇一	四、一、四九九、八四七	二、一、四四三、三三三	一、八六、八八七
一一	四、一、二八、七〇〇	四、一、二八、七〇〇	四、四、八九四、九五七	二、〇、九八七、三六八	—
一二	四、七、六八、三九一	四、七、六八、三九一	四、七、七九四、二二二	二、七、〇八八、五六〇	—
一三	四、九、八八、〇七二	四、九、八八、〇七二	五、八、四六〇、九九四	二、七、九〇六、七七〇	—

(四) 所管別歳入豫算及決算表

年度	大		省		内務省		農林省		商工省		司法部		文部省		合計
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	
昭和	六、五〇、三三七	六、五〇、三三七	五、四六、九三三	五、四六、九三三	六、七九八、五四八	六、七九八、五四八	一九八、六〇三	一九八、六〇三	四、五八	四、五八	二、六〇一、〇五	二、六〇一、〇五	—	—	四、六、三三〇、四〇五
元	一、〇八三、八二〇	一、〇八三、八二〇	五、九三三、〇五三	五、九三三、〇五三	五、九五四、六四四	五、九五四、六四四	五、四八、〇〇〇	五、四八、〇〇〇	二、一七六	二、一七六	三、五九九、四五〇	三、五九九、四五〇	—	—	四、四、三三、七五七



入地初年の殖民地



地民殖の目年三後墾開

二 現行拓殖事業施設概要 北海道拓殖に關する政府の施設は各廳に互り多岐にして種類も亦極めて多いが、其の主要なるものは道廳所管に係る拓殖計畫各般の施設である。今其の概要に付いて逐次説述して見よう。

備考 内務省所管は拓殖費外の經費である。

年度計	分區	大藏省	逓信省	内務省	農林省	商工省	司法省	文部省	厚生省	合計
七	豫算	一、四三〇、五七〇	一〇、四二四、二八七	五、三九〇、三五〇	一、二五九、六三三	九〇、七三三	一、五八三、〇〇〇	六、七二七、五九一		二七、三三四、〇七四
八	豫算	一、四〇八、五七〇	一〇、六九八、二六七	八、二五〇、〇〇〇	三、一九三、三七五	九八、三三五	一、八二六、九七〇	八、二一九、二四〇		三三、五八五、七三四
九	豫算	一、四七六、二二三	一一、〇三七、三九六	六、三三八、〇三五	二、二八九、七六二	一〇四、八五二	一、六三〇、〇五六	八、四二一、一〇八		三二、二七七、四三二
一〇	豫算	一、五八五、九一〇	一四、四六〇、八三九	二、五八七、〇〇五	一、四四三、三八〇	一三三、六八八	一、六五八、八二七	八、〇三三、四〇九		一五、九五八、七五三
一一	豫算	二、〇八四、四〇三	五、四八、六〇五	五、五六六、四〇八	二、七二三、九九五	一三五、七九三	二、一一一、八八六	七、九八三、二四四		二二、一四四、三三三
一二	豫算	一、七六七、二九九	五、六四、五八五	五、一一〇、七三九	一、五四三、〇三三	一三〇、二六〇	一、七三五、八三四	七、七七〇、八三九		一八、六三一、五七九
一〇	決算	一、七四八、〇二八	四、八四、六二四	五、九〇〇、四〇六	二、二六八、一三三	一五三、六六三	二、四四五、四五六	八、一九八、〇七七		二〇、九八七、三六八
一一	決算	二、一七九、二二六	六、〇三、六九八	五、四一七、八四三	二、〇九二、二〇三	一四五、〇六二	一、八二八、二五三	七、二二四、一七三		一九、四七〇、二五七
一二	決算	二、二二二、三六三	五、三九、一二三	七、六七八、六六九	二、四〇三、九一四	一七〇、〇九三	二、二〇九、〇二六	七、四七六、四三三		二三、七〇八、五六〇
一〇	決算	二、〇〇四、〇二〇	五、三五、〇二八	九、四六七、七六一	二、五〇六、九四七	一六九、七三八	一、九二一、五七五	七、四六四、九八二		二四、八四二、二〇〇
一一	決算	二、二八一、一六九	五、〇三、九二六	九、九四一、九三三	三、二〇三、四四四	三七二、七四〇	二、五三〇、九三三	七、四八〇、一七二	一、五九二、四九四	二七、九〇六、七七〇



(村樹大國勝十) 場習實殖拓勝十



(步町五三九積面總) 場圃習實上同

(一) 移民招徠と土地の給與

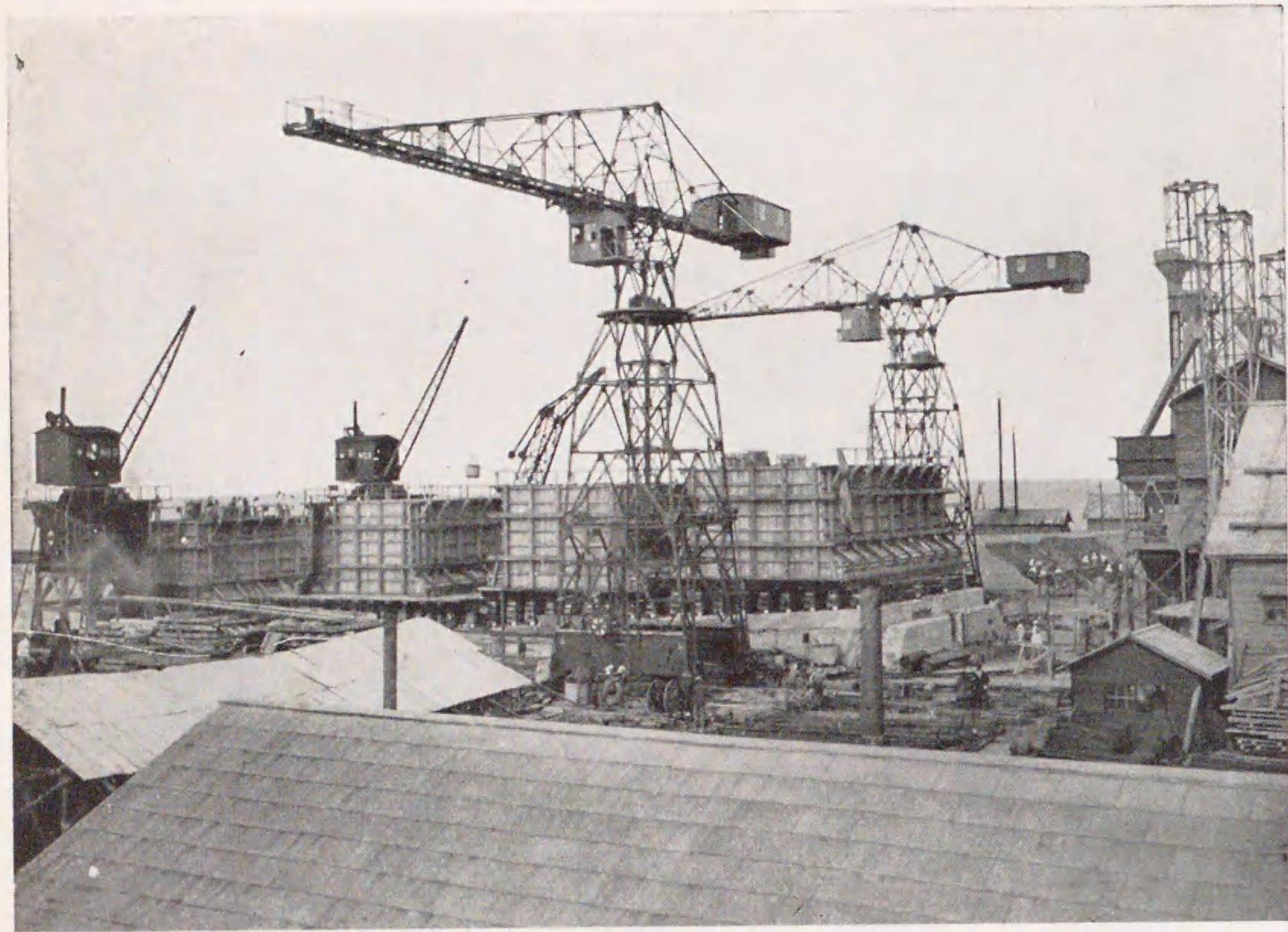
本道移民の趨勢は第五章に於て述べたるが如く、經濟界の動向、其他社會事情等に依つて年歲増減することもあるが、常に時勢に適應すべき政策を採つてゐる。

移民に對する諸施設は來住の移民をして其の遷居の地點に土著し、依つて其の生活に安んぜしめ、以て之が來住の目的を達せしむるを企圖するものであるが故、既に第四章の土地制度に於て述べたるが如く、早くより道内に於ける土地私有制度を設け、以て開發を圖り、又保護助成は、開拓使設置當時、移民及其他の農工商漁業者に對する直接の保護を厚く其の優遇至らざるなかりしも、恩典に狃れ目的に背馳し、却て怠惰の弊風を來す惧あるので、道廳設置後は之に代ふるに間接助長の方法を以てし、爾來之が方策を一貫して移民の誘掖指導に主力を注ぎ、移住民に對しては北海道移住者割引證の下附に依つて其の汽車及汽船賃の半額を割引し、且入地後は適當なる開墾及經營方法を指導し、或は新來移民部落に於て醫藥の缺乏を愾ふる地方には拓殖醫或は産婆を配置し、又子弟の國民教育に就ては教育費の補助を與へ、而して永住の氣風を涵養する爲には神社及布教所設置費を補助し、更に大正十二年度より農業自作移民に對

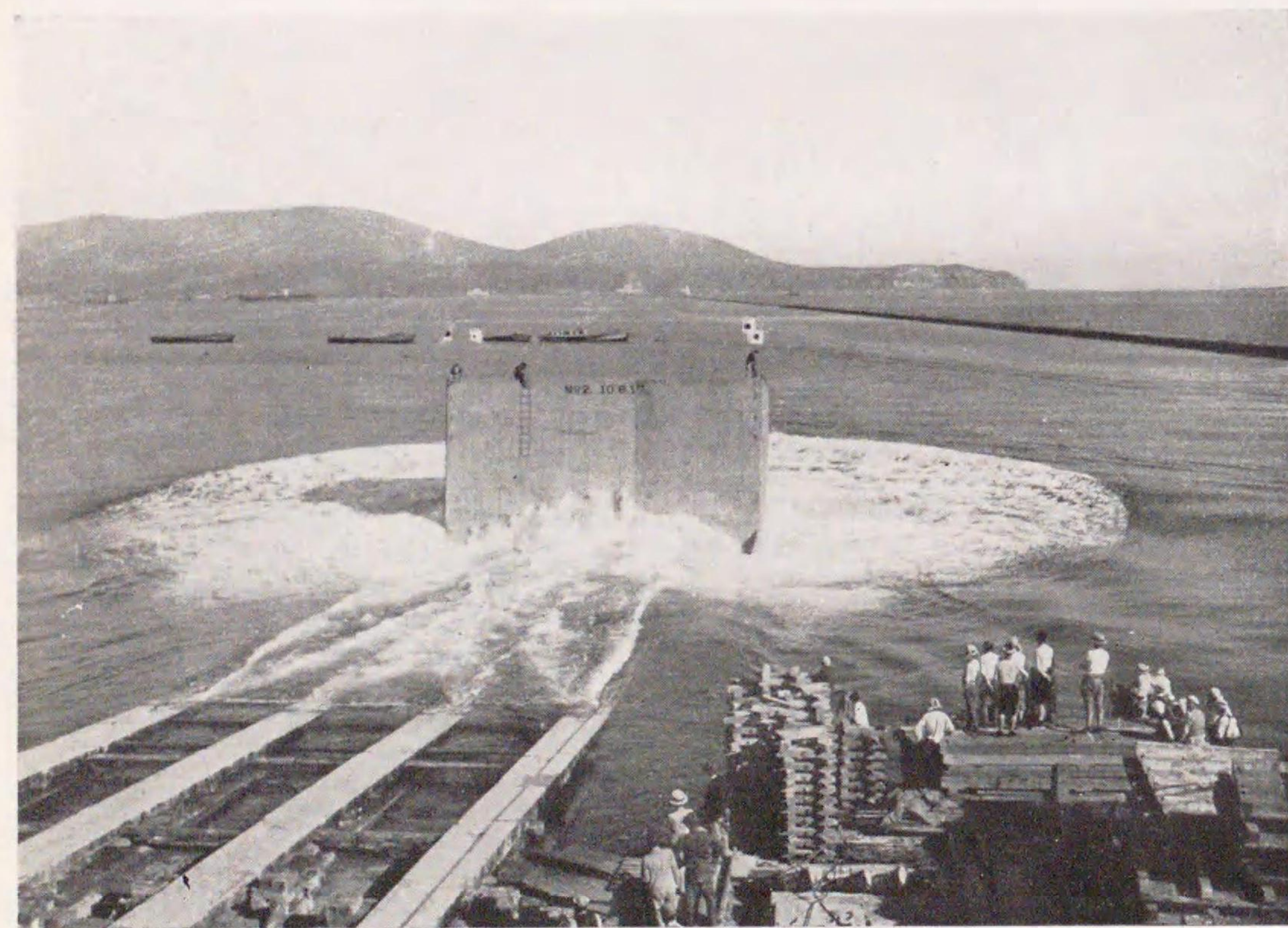
して一戸三百圓の獎勵金を交付することとし、次いで昭和二年度よりは之に住宅建設費を加へ三百五十圓に増加して専ら自作農移民の獎勵に力めたのであるが、昭和十一年度に至り之が實績に徴し、同年度以降は現金補助を廢し、起業上必要な現品の給與を行ひ、又住宅の建設も標準設計を示して之が補助金二百五十圓を交付することに改め、更に殖民地施設として共同倉庫を建設して無償使用せしむると共に、耕地作場道、用排水路築設等小土木事業の材料及勞力費を補助して起業上の利便を圖り移住の目的を達せしむるに努めてゐる。尙昭和十一年度より地方費事業に屬する道内四箇所の拓殖實習場に拓殖費吏員を配置して其の自治的經營を教導することとし、即ち、新殖民地に移住して自作農業に従事すべき堅實なる青年を選拔し開拓精神の涵養に努むると共に、開墾其他の必須事項を實習せしめ、以て入地々方の中心たるべき人物の養成に力を竭さしむることとなつた。次に移民並起業家に便するが爲には、豫め殖民地を選定の上之を區劃して土地處分の敏捷を期し、之等殖民地の賣拂又は貸付は總べて公告して周知せしめることとなつてゐる。

(二) 農耕地開發の助成

畑地の開墾に關しては從來補助の制度が無く、移住後日尙淺き爲、薄資薄利なる農業者をして其の業績を擧げしめるには相當助成の途を講ずるの必要なるを認め、昭和二年度以降畑地の開墾費に對して四割以内の補助を行ひ、依つて開墾地の開發を促進せしめ、又未墾地中民有に屬するものに對しては、之が開發を専ら自作農業に依らしむるを適當とするが故に、昭和二年度以來五箇年据置二十五箇年賦の方法に依つて、土地購入に要する低利資金を貸與すると共に、其の利子の一部を補給して民有未墾地の開發を圖つてゐる。而して昭和十二年度迄の開墾補助面積は二十四萬六千四百七十二町歩、民有未墾地開發面積は十五萬四千九百六十三町歩である。尙昭和十一年度新に未開地たる特殊原野の開發計畫を樹て、自作農家を扶植する目的の下に、泥炭濕地、火山灰地若は酸性土壤等特殊土地帯に屬する十四原野面積五萬八千五百町歩を選定し、其の大部分を占むる泥炭濕地に對しては、國營により排水溝幹支派線の掘鑿及軌道客土を施行し、酸性土壤に對しては國より石灰を實費配給して其の改良を圖らしむる等其他諸般の施設を行ひ、以て移民の入地を圖り、入地後に於ては從來施行し來れる各般の施設に依ることとなつた。



(所務事港築椋小廳道海北) 造製塊函



(事工堤波防港築椋小) 水進の塊函

(三) 交通機關の施設と助成

移民招來に伴つて増大する物資の運輸は、一に交通機關の便に俟たなければならぬ。寔に拓殖の進捗は移民の趨勢にかゝり、移民の消長は交通機關の如何に左右せられると云ふも過言ではない。然るに交通事業の施設は莫大なる經費を要するを以て、一朝一夕に之が完備を收むることは出来ぬ。開拓使以來第一期拓殖計畫實施以前迄は、僅に陸上交通の一部の設備を爲すに止り、即ち、主として道路の開鑿を爲し、地方費道以下に對しても主要なるものは拓殖費を以て施行し、十年間は國費を以て管理の方法を講じ、其の他橋梁の新設並道路の改良及修繕等を爲し、或は新開僻陬地に驛遞所を、又橋梁なき河川には渡船場を施設した。然るに實績として道路の開鑿延長は、明治四十二年迄に僅かに二千五百四里、橋梁の架設は十數箇所を過ぎぬ状態であり、當に其の普及を見ざるに止らず、亦耐久力にも乏しく實用に適せざるの憾が多かつた。依つて第一期拓殖計畫以來は専ら實用を損せざる程度に於て工法を簡單にし、樞要の地區若は原野を連絡する箇所に對する開通の計畫案を樹て、之が新設を豫定し、一面既成道路の改良及び修繕を施して之が效用を全からしめ、或は驛遞及渡船の普及を圖り以



浦 河 港

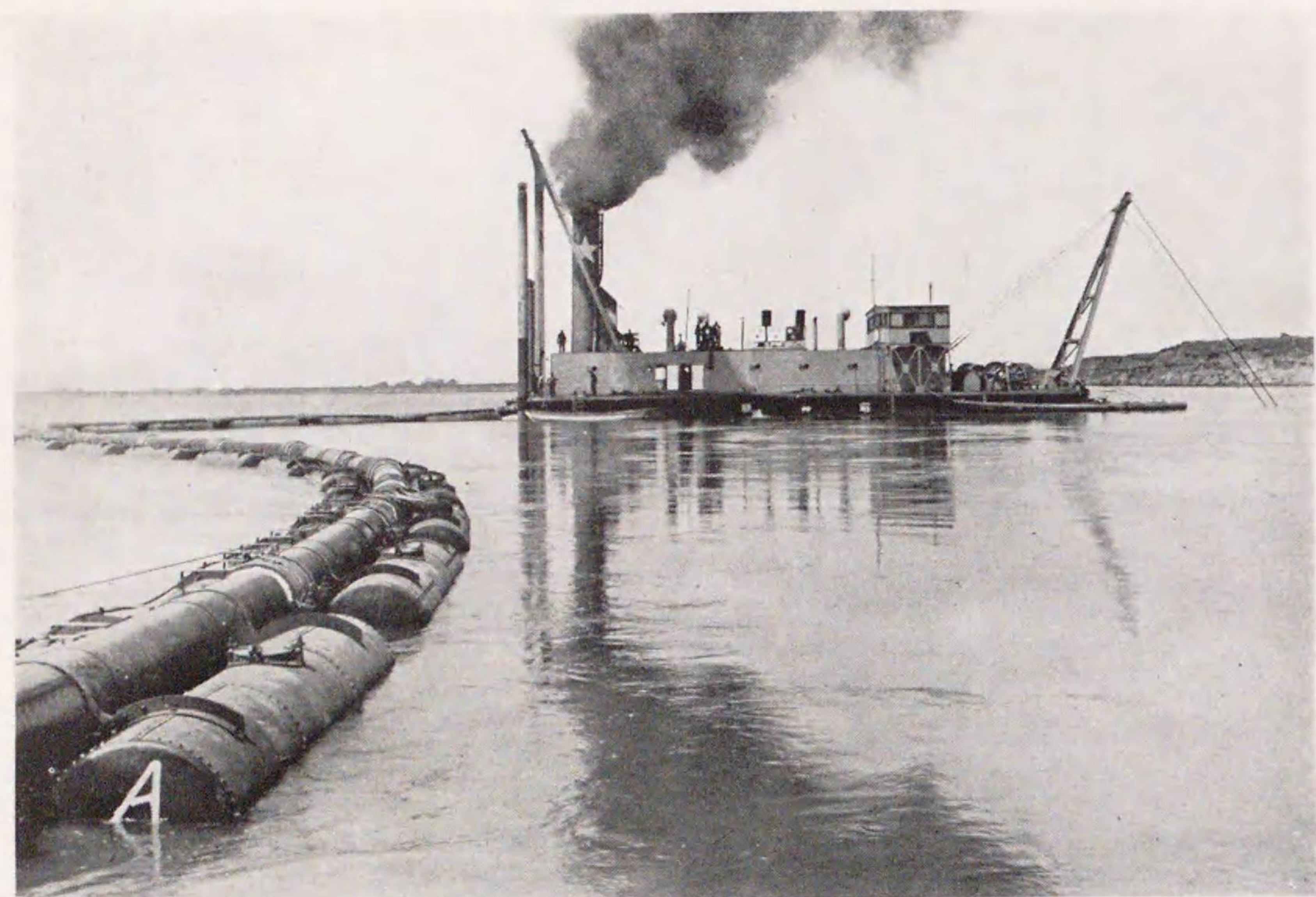


岩 内 港

て交通の便に資するところがあつた。更に大量輸送の機關たる鐵道に於ても土地廣大なるに比較して甚だしく疎に過ぎ、開通一年の遅延は開拓一年を後るゝの憾あるを以て、樞要なる路線に對しては、之が新設若は繰上の爲必要なる資金の利子を拓殖費より鐵道特別會計に繰入るゝことゝした。而して一面には私設鐵道の經營に對して其の獎勵を圖ることゝし、府縣と經濟、地理及産業上其の趣を異にする本道の實情に應ずる爲、拓殖費より開業後其の建設費に對し十五年間は六分、之を超ゆる五ヶ年間は五分以内（地方鐵道補助法に基く建設費の年四分の補給金を控除したるもの）の利子補給をなし、且鐵道の補足的機關として主要なる地方に簡易軌道の敷設を獎勵するの必要を認め、之に對しても地方鐵道と同じく十五年間は六分之を超ゆる五箇年間は五分以内の補給計畫を樹て、著々助成を圖つてゐる。又別に新開地方に對し拓殖費に依り簡易なる殖民軌道五百哩の敷設計畫を樹て、既に根室・天鹽・北見及釧路等の各原野に互り二百八十九哩を敷設し、大いに移民の利便を圖つてゐる。

(四) 港灣事業

一般海運及漁場開發上から見るも、港灣の設備は重要なる拓殖事業の一に屬するが、

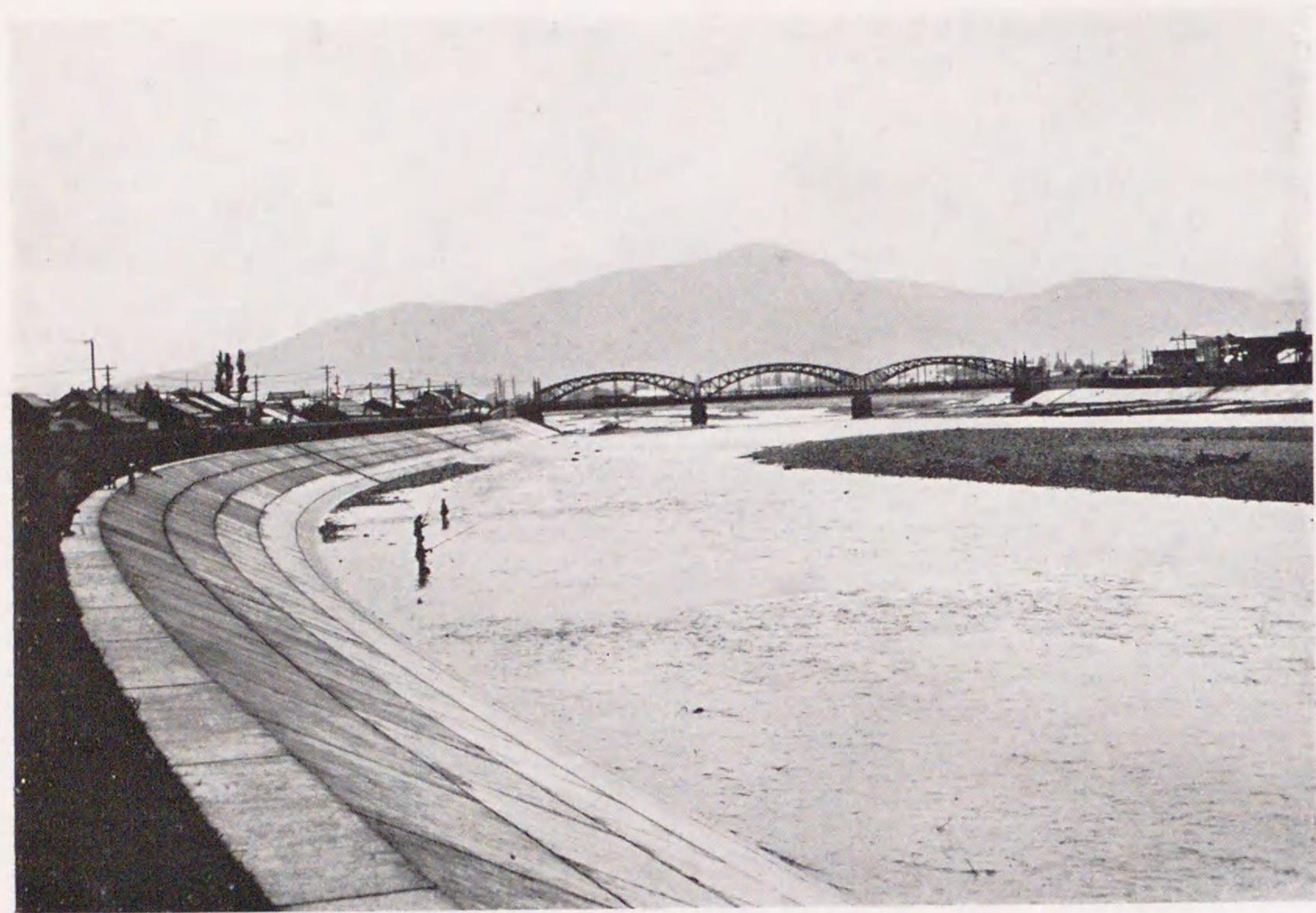


石狩川新振水路掘削作業と渡船昭號

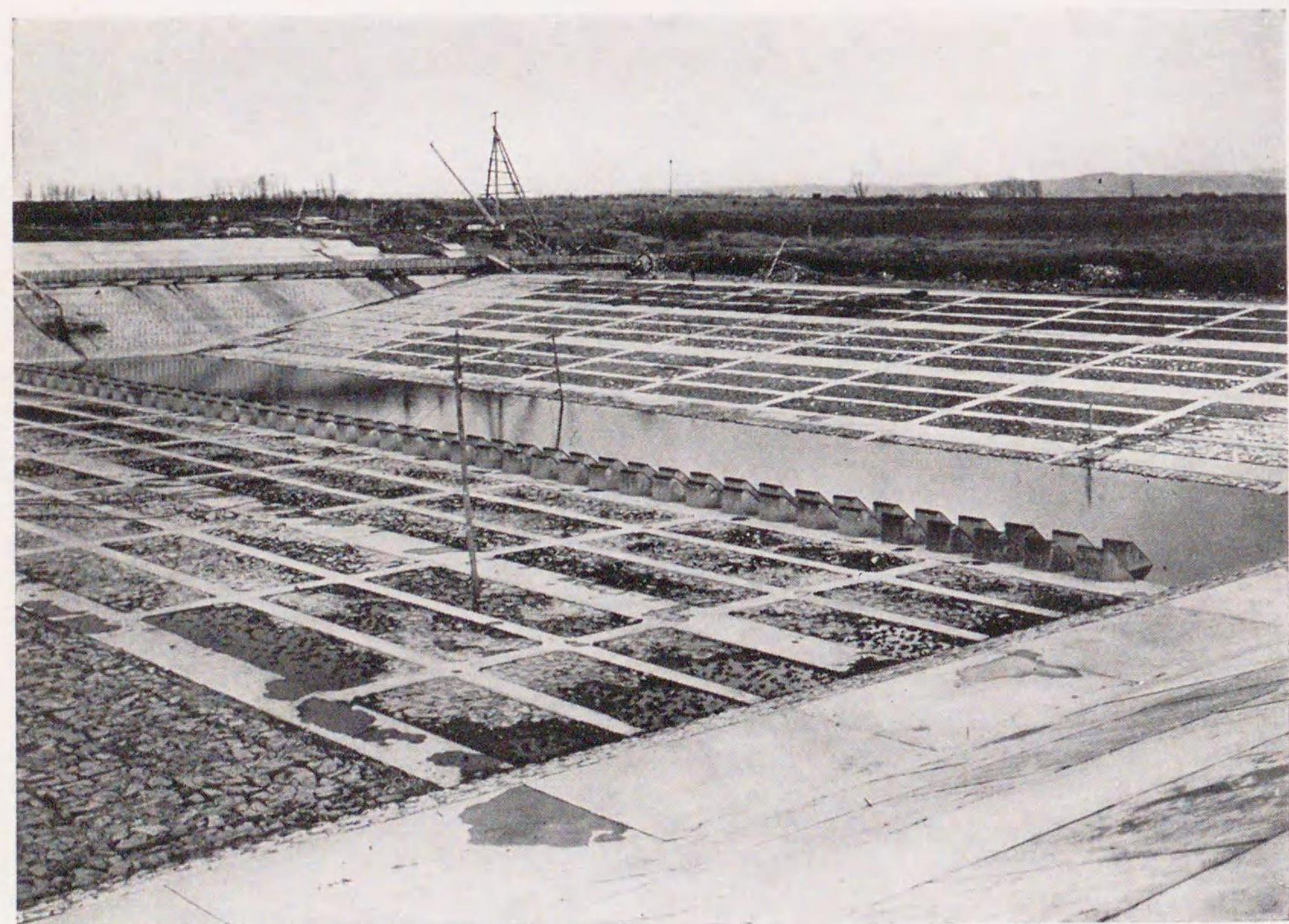


十勝川新水路の掘削作業

本施設は頗る巨費を要するを以て、第一期拓殖計畫に於ては専ら海難逃避を目的として樞要港灣たる函館・小樽・室蘭・釧路・留萌・稚内・網走及根室の八商港並岩内・江差・浦河・杓形及紋別の五漁港に對する修築計畫を樹て、之が實現を圖つた。更に第二期拓殖計畫に於ては、重要商港たる函館・小樽・室蘭及釧路の第二期工事として海陸連絡の設備を圖り、且既往の實績に鑑みて各築港の設計を修補擴張し、新に余市・廣尾及天賣の三漁港並小漁港二十七箇所に對する修築を計畫し、且地方的重要漁港に對しては、經費分擔の方法に依つて船入澗の施設を企圖し、之が工事施行に付ては補助に依り夫々實用的の設備を施行することとし、既に前期計畫に屬する工事は之を完成し、函館・小樽・室蘭・釧路及根室の擴張工事、並余市・廣尾の漁港修築工事を施行中である。又船入澗施設に付ては地方公共團體に對して工費の六割を補助し施行せしめたのであるが、本道の町村財政は負擔に堪へざる實狀に在り、且工事の自營も亦相當困難なる事情に在るを以て、昭和十一年度以降は工事費の四分の一を分擔せしめ、國に於て直接工事を施行することとなつた。尙昭和十二年度より北千島漁港修築の前提として幌筵島の插鉢灣に之が試験工事を施行中である。又十四年度よりは岩内港の



（内市幌札）事工岸護川平豊



工留床の路水新川張夕

擴張工事を開始すると共に、本道の豊富なる工業資源を開發し重要工業の企興を圖る爲、工業地帯設定に關し各方面より綜合的調査を施行することゝなつてゐる。

(五) 河川事業

本道の河川は拓殖の進捗に伴ふ森林の伐採、原野の開墾若は河畔の侵墾等に依つて自ら洪水氾濫の原因を多からしめ、其の被害の及ぶ所は年と共に甚しく、單に舟筏の航行を困難ならしむるばかりでなく、良圃を流亡し家屋を損傷し、甚しきに至つては人命を害ふものがあり、之が防護施設は一日も閑却し得ざるのみならず、又土地改良其の他未墾地の開發上より見るも、河川の改修は重要な施設の一である。

故に第一期拓殖計畫に於ては、主要二十六箇川の調査を開始し、且逐次石狩川本流第一區・江別・夕張・千歳川・豊平川・常呂川・釧路川及十勝川の治水事業に著手した。而して第二期計畫に入つては右既著手工事の促進を圖ると共に石狩川第二區、網走川・湧別川・雨龍川・天鹽川・渚滑川・利別川（十勝川支流）・利別川（後志）の治水計畫を豫定したのであるが、既に第一期計畫に屬する常呂川及釧路川の下流部の治水工事を並石狩川第一區及夕張川の新水路工事を竣功し之が通水を見るに至つた。尙以上の外、

治水工事未施行の二十六箇川に對しては、必要に應じ應急的護岸並浚渫工事を施し、且其等の河川には監守を配置して既設構作物の保護及一般的取締を勵行してゐるが、中小河川の水害が甚しい爲、昭和十一年度以降地方費支辨の河川改修工事に對して五割を補助し、又主要なる町村河川の改修工事に對しては拓殖費全額負擔を以て施行することゝなつた。

(六) 國有林の整理と經營

本道の國有林は林地區分調査の進行と共に、逐次之を未開地に編入處分し來つたが、現に三百五十餘萬町歩を保有し、其の林相は比較的良好であつて、蓄積量は尤に十三億四千萬石に達し我が國に於ける林産の雄である。而して之が合理的保護經營は營に林利増殖の促進を圖るのみならず、他面雨量を調節し風霧害を防ぎ農作物を保護し、且公衆衛生を濟くる等其の利害相關係する所頗る大である。依つて明治四十年以來之が整理經營に關する一定の方針を樹て、豫定經費を支出し、大正七年度以降拓殖費に編入し著々之が遂行を期してゐる。現在年伐量は七百十五萬五千石なるもパルプ資材増産計畫に依り、昭和十三年度以降漸次増加して昭和十七年度に於て二百三十二萬七千



耕地防風林(十勝國大正村)



とどまつ天然更新地
(北見國溫根湯國有林)



(林有國戶置國見北)地林造工人つまどと

石の増伐を行ふ豫定である。本事業の主要なる點に付いて之を述べれば次の如くである。

(イ) 國有林の更新施業を確實にすると共に、木材利用の集約並之が配給の調和を圖る爲、斫伐事業を實行し且専用鐵道及軌道を敷設して製品の搬出を圓滑にし、(ロ) 山火及盜伐等の被害を防遏する爲、樞要の地に森林主事並巡視人を配置して監護の任に當らしめ、(ハ) 境界を確定すると共に林況を調査し、且利用並更新に關する大要の施業案を編成し以て植伐の規準を定め、(ニ) 林業の改善及林産利用の發達を圖る爲各般の試験を行ひ、(ホ) 造林計畫を定めて人工造林並天然更新作業を施行すると共に、(ヘ) 民間に對しても苗木の無償配付及造林費の補助等を行ひ、以て造林事業の奨励に努め、且パルプ資材の生産を確保する爲、撫育、間伐の指導を行ふ等本道林政上遺憾なきを期してゐる。

(七) 泥炭地濕地及酸性土壤の改良

本道に於ける農耕適地百五十八萬町歩の内、特殊土壤たる泥炭地濕地は未墾地及既耕地を合して三十五萬町歩あるが、此の内大正四年度以降最近迄國費を以て排水溝を掘

鑿して土地の乾燥と改良を圖りたるもの、約十萬七千町歩、大正九年度以降補助工事によつて改良し、現在利用しつゝあるもの三萬二千餘町歩、而して私費を以て改良せるもの九千八百餘町歩を合計し十四萬七千八百餘町歩であつて、今後改良を要するもの十九萬九千餘町歩を存する。故に之が改良計畫として一團地五百町歩以上（昭和元年以前は一千町歩以上）を抱擁する箇所に対しては、國費を以て幹線排水溝を掘鑿する方針の下に施行し來たれるもので、尙昭和十一年度よりは千町歩以上の團地に對して從來通り幹線排水溝を掘鑿すると共に、更に同上地域に於て集水支配面積五百町歩以上を包有する地區に對しては支線排水溝をも掘鑿することゝなつた。又私人或は公共團體にして一團地五百町歩未滿の泥炭地及濕地の改良を爲すものに對しては其の工費の五割を補助することゝして之が奨勵に努め、大正九年度以降實施せる面積は前記の如くである。以上は明渠排水工事であるが、最近稻熱病其他の病害及冷害防除の爲には、效果極めて顯著なる暗渠排水工事を必要とするを以て、昭和十一年度以降拓殖費より工事費の五割を補助して之を奨勵することゝした。

右の如く泥炭地濕地の改良は排水溝施設による外、専ら斯かる土地、特に水田の利用

増進を圖るに最も有效なる手段は客土事業であつて、水田に對する本事業の奨勵を計畫し、昭和二年度以降事業費の五割を補助し、此の實施面積は逐年増加して最近迄の実績は延五萬一千二百餘町歩に達し、年と共に其の効果の顯著なるを認めらるゝに至つた。更に昭和十一年度より水稻作付の困難なる或は其の收量甚だ僅少なる重粘土及砂礫地に對しても客土の施行を奨勵することゝなつた。而して右の外酸性土壤の改良に對しては、昭和元年度以降同八年度迄事業費の四割補助を實施し、之が実績は一萬六千三百三十四町歩に達し頗る効果あるを確めたのであるが、最近精細なる地質分布調査の結果、該土壤面積の頗る廣汎に涉ることを認めたる爲、右の補助計畫を以てしては急速改良を要するものゝみに對してすら其の要求を充たすことが不可能なるを以て之を廢止し、昭和九年度より國營に依つて土壤の酸性中和劑たる石灰生産を圖り、之が實費配給を行ひ以て地方の増進を圖つてゐる。

(八) 水田の造成

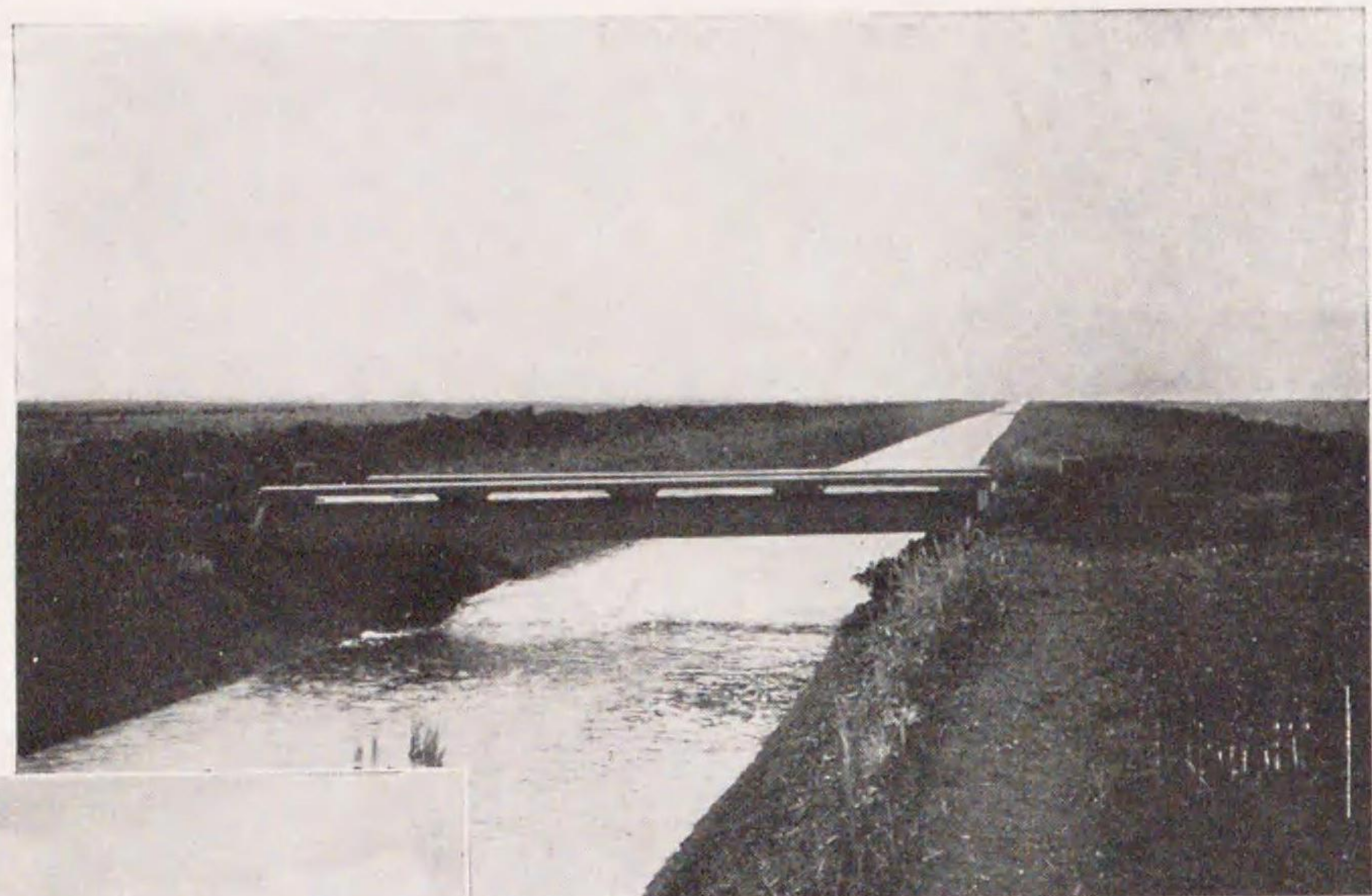
本道に於ける水田適地は四十五萬町歩であつて、之が開發助成の方法としては、既に道廳に於て灌漑溝施設に對する基本調査及設計調査を施行する外、十町歩以上の開田

に要する灌漑溝幹線の新設に對しては、其の工費の約四割を補助する計畫を實施して來たが、昭和元年度以降更に幹支派線の新設並擴張に對しては其の工費の五割を補助し、且其の改良に對しても三割を補助するの計畫に改めて之を實施してゐる。而して最近迄の實績を見るに、灌漑溝基本調査を施行したものは二十八萬九千餘町歩、設計調査を實施したものは十六萬五千七百餘町歩に達し造田の計畫及著手を待つものである。而して灌漑溝掘鑿工事は幹線及支派線を合し、今日迄實施せる補助總面積は十六萬二千六百餘町歩である。

而して右の外昭和元年度以降造田獎勵の爲三反歩以上を造田するものに對しては工費の四割を補助することとし、同年度以降の造田補助面積は、五萬七千百町歩に達し、本道水田開發上頗る顯著なる功績を齎した。尙昭和十一年度より土功組合地區中火山灰地の爲用水の滲漏甚しき水田に對しては床締工事を獎勵し、之を施行するものに對して補助を與ふることとなつた。

(九) 産業に關する施設

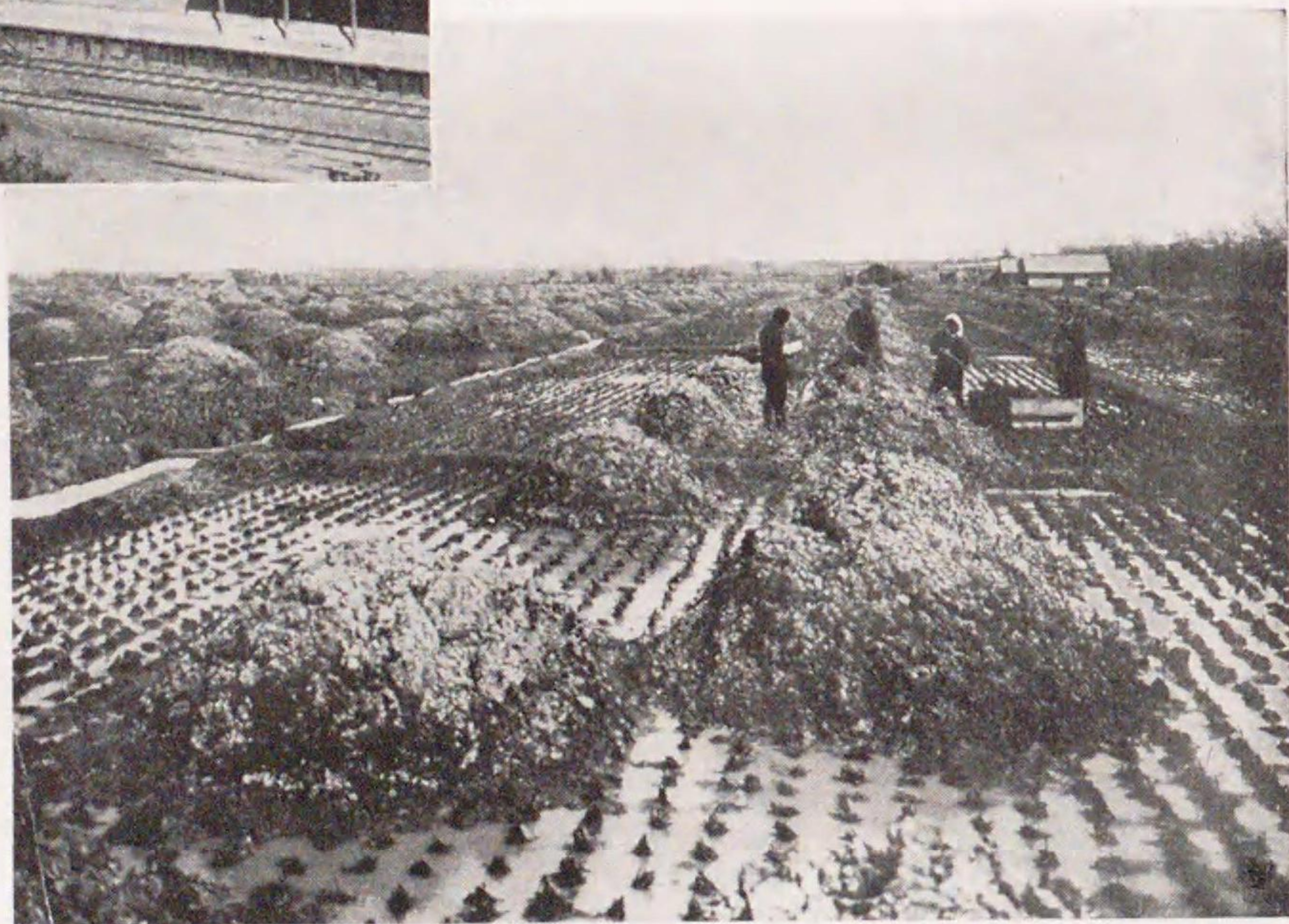
本施設は本道産業の基礎を確立し、以て生産力の擴充を圖ると共に、常に生產品の改



(野原石白國狩石) 溝水排營國



國營石灰工場
(北見國上興部村西興部)



土客の田水地炭泥

良増殖と圓滿なる消流を企圖するにある。之等施設を大別して五項に分けて之を説明すれば次の如くである。

(イ) 農業に關する施設

〔農事試験〕 廣大なる地域を擁する本道は氣候風土等の自然的條件に於ても府縣と相違する點の多きに鑑み、農業上樞要なる地を選定して農事試験場を經營し、地方的特異性に應じて優良品種の選定、耕種肥培及合理的輪作法を研究すると共に、農具に關する試験を行ひ、且本道特有にして廣大なる地積を有する泥炭地及火山灰地の改良及利用方法を研究する等の事項を以て其の主なる試験事業とし、又一般農事及甜菜に關する諸試験を行ひ、本道に於ける寒地農業の指針を示すと共に、極力其の實地指導に當り、技術の向上と堅實なる農業の經營を企圖しつゝあるもので、最近數箇年に互る凶歉は益本事業の充實と活躍を期待するに至つた。

〔農事指導獎勵施設〕 前述の如く本道の農業は府縣と其の事情を異にするもの頗る多い爲、新來の補助移民に對しては開墾方法を始め、耕種肥培、收穫及調製法等の指導を行ひ、以て健實なる農業を爲さしむると共に、一般農事に關しては、農會及

畜産組合技術員に農業合理化に關する事務を囑託して經營の合理化を促し、特に耕作能率増進の爲優良農具の使用を勸奨してゐる。又普通作物及飼料作物は固より特殊作物たる亞麻の品種改良を圖ると共に、民間の採種圃經營を助成し、併せて本道の適作物たる甜菜栽培の奨励に萬全を期する等の外、酸性土壤の改良飼料作物栽培上必要缺く可らざる石灰の採掘を國營事業とし、農家に之を實費配給し更に昭和十二年度よりは、重粘土地帯を改良し其の地力増進を圖る爲、トラクターを農會に貸付し、又農産物處理加工を奨励すると共に、昭和十三年度に於ては輸入防遏を目的とするクロバー種子の増産を奨励する等合理的農業經營の確立に全力を傾注してゐる。

(ロ) 水産に關する施設

〔水産試験〕 四面環海にして魚族豊富なる本道水産業の發展を期せんが爲、本道沿海を四海區に分ち、本場以下三支場をして夫々水産業の基礎たる海洋の觀測、養殖適地或は有用水族に對する調査又は漁場の探檢を行ひ、且近時漸く盛ならんとする遠洋及沖合漁業の爲には、二百噸級汽船を初め數艘の調査及試験船を以て事業の完

璧を期すると共に、水産物の價值向上、利用増進を計る爲には製造試験を施行し、尙養殖及漁撈等の各科に互る試験を施行する外、年歳漁村の青少年數十名に對し實地教育を施して漁村の中心人物たらしめ、以て疲弊せる漁村の更生に資しつゝある。

〔水産奨励施設〕 沖合漁業の振興を促進し且操業の安全敏速を圖らんが爲、漁船に對する建造及設備費並陸上無線電信設置費に對し補助を行ひ、以て漁船の機械化を奨励し、且遭難防止を圖り、更に漁況通報機關の設備を慫慂すると共に、漁獲物の利用増進施設としての共同製作所並水産保藏設備としての水産倉庫・氷藏冷蔵運搬船・冷蔵庫・氷藏庫等に對して助成を爲し其の普及を圖つてゐる。尙昭和十一年度以降水産増殖奨励施設に依り荒廢に陥りたる沿岸漁業の振興を圖りつゝあり、同十二年度よりは北千島に於て鱈場蟹の國營孵化に依り増殖と維持を圖り、且新規漁業及製造事業を助成することゝなつた。更に十四年度より輸出魚粉及魚油の製造を奨励する爲、漁業者及漁業協同組合にして魚油魚粕設備並魚油精製所及魚粉製造所を施設するものに對し、其の建設費及設備費を助成し、併せて魚油精製所及魚粉製造所に技術員を設置せしめ之が俸給補助を行ふ豫定である。而して本道水産業の綜合

的發達を圖り、疲弊せる漁村の經營合理化經濟更生を促さんが爲には十二年度以降本廳及沿海支廳に専門技術官を配置し、且水産會及漁業組合に技術員を設置せしめ、各方面より水産指導に當らしめてゐる。

〔鮭鱒孵化事業〕 本道有用水族の雄なる鮭鱒漁獲高の減少に鑑み、其の資源維持を圖るには、從來國營に係る千歳・虹別及留別の三孵化場のみを以てしては尙不備且不充分なるを以て、九年度より民營孵化場三十八箇所を、更に十二年度より九箇所を國に移管すると共に、本場を札幌市外中ノ島に設立し、全道的に孵化の統制と之が増進を圖つてゐる。

〔鯿人工孵化事業〕 本道鯿漁業の衰頽は、近年特に著しく之が對策としては、種々考究しつゝあるが、之が積極的資源維持を圖るため、愈昭和十四年度より人工孵化事業を沿海二十箇町村に實施することゝなつた。

〔漁場測量〕 漁場の位置境域を實測して漁場連絡圖を作成し、且既設漁場の整理を行ふ爲、漁場に對する三角測量及海岸連絡測量を施行するものである。

(ハ) 畜産に關する施設

本道に於ける畜産業の獎勵は、農業經營の組織改善を目的とするものである。即ち、飼畜農業經營法に依り農事の根本的改良を促し、地力の維持増進並農家經濟の向上を圖る爲、畜牛及馬匹の購入費に對し補助を行ひ、之と相俟つて搾取乳利用の途を講ずる爲酪農事業を助成し、之が消流の圓滑を期しつゝあるが、更に昭和十一年度より畜肉處理加工を獎勵すると共に、飼畜農業經營の確立を圖る爲畜産試験を開始し、専ら家畜に對する飼料作物、飼養管理等の試験調査を施行することゝし、昭和十二年度よりは牧野獎勵費を加へ以て良駒の育成に資せんとしてゐる。昭和十三年度以降、新に牡犢育成、皮革化製、カゼイン、乳糖等の乳肉製品を増産、種豚蕃殖の事業獎勵費を計上し以て、畜産品の増産を圖りつゝある。要するに之等の施設は前記農事獎勵施設と相俟つて本道農業經營の根幹を爲すものである。

(ニ) 工業に關する試験及獎勵施設

各種の原始的産業が進展するに伴ひ、其の産物の利用及消流に調整を要するもの多く、此の現状を打開して本道産業の興隆を促進する爲、加工産業の發達を企圖し、工業用原料利用の基礎を確立せしむべく、窯工業・油脂乾溜・藥品及蛋白工業・酒



(日七月一年四十和昭) 街座銀市館函
(濟関検部令司塞要輕津)



(日七月一年四十和昭) 郭 稜 五
(濟関検部令司塞要輕津)

精・代用酒類及調味料・製糖・木質纖維紡績及染色等の各試験並資源調査を施行してゐるが、更に昭和十三年度より新に機械工業試験を開始することとした。尙本道工業の改良發達を促す爲には重要な新興工業に對するの助成の途を講じつゝあり、將來に於ける本道工業の躍進を約束されてゐる。

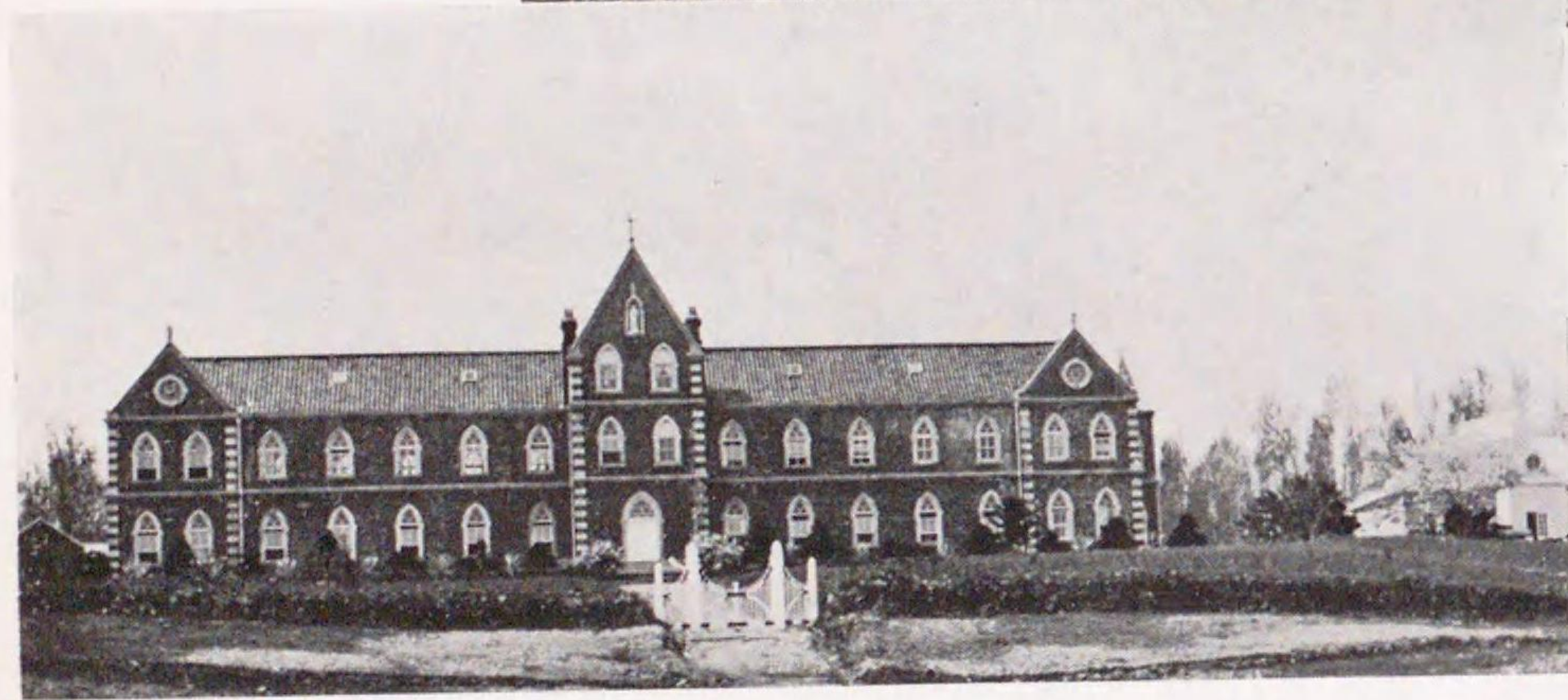
(ホ) 販路擴張に關する施設

生産の増殖改良を圖る爲、之が助成策を講ずることは最も緊要な事であるが、之と併行すべき販路の擴張も亦産業振興上缺くべからざる極めて重要事項なるを以て、本道物産に關する諸般の調査は固より國內並海外市場の調査及宣傳紹介等の機關として、東京・大阪及臺北には物産斡旋事務所を、而して海外には大連・哈爾濱・上海・天津及シンガポールに貿易調査所を常設して貿易の振興を圖つてゐる。



福山城

(昭和十四年一月七日
津輕要塞司令部檢閲済)



當別トラピスト男子修道院
(昭和十四年一月七日
津輕要塞司令部檢閲済)



湯ノ川天使園

(昭和十四年一月七日
津輕要塞司令部檢閲済)

附 録

都 邑 及 名 勝 地

一、函館市及其の附近

函館市 本市は本道開拓と幕末變遷史上最も古き歴史を有するのであつて、寛政十一年幕府が蝦夷地開拓の根據地としたる以來發達し、安政六年開港場となり外國貿易を行ふことゝなつてから更に繁榮を招き今日の隆昌を見るに至つた。本市は本道の咽喉部に當り附近沿岸諸港との航路の接續點たるのみならず函館本線の起點である。故に内外の交通盛んにして船舶常に輻輳し、漁業貿易及支那貿易の樞要地である、又軍事上要衝の地にして特に千島及蘇國領沿海州に於ける本邦人の漁業根據地であり、従つて漁獲物及水産製品の一大集散地である。而して昭和十三年十月一月現在人口は約二十一萬八千餘で、港灣及交通の設備は固より諸般の文化施設よく整備せる北方日本第一の都會である。主要官衙は津輕要塞司令部・陸軍築城部本部函館出張所・函館地方及區裁判所・函館税

關・專賣局函館出張所・札幌遞信局海事部・渡島支廳・市役所・蘇國領事館等あり、外に銀行は日本銀行を初とし第一・安田・十二の各銀行支店及北海道拓殖銀行の支店あり、會社としては帝國電力株式會社・日魯漁業株式會社・函館製網船具株式會社及函館船渠株式會社等がある。名勝としては函館公園あり、驛より二十二町臥牛山麓にあつて市街及港灣の眺望に適し園内には圖書館及水産陳列所あり、又櫻樹多く其の花期は五月上旬より始まり夜櫻は殊に有名である。

五稜郭公園 函館市より電車の便あり二十分にして達する。幕末維新史に著名なる函館役に榎本武揚及大島圭介等が據つて官軍に抗し血戦せる所であつて當時洋式最新の設計により築成せる城郭今尙當時の面影を残し、星を型どり五稜形を成せる爲此の名あり、今は史蹟として保存されてゐる。城郭を繞る濠は清水を湛へ夏は好個の水泳プールとなり、冬は結氷して函館隨一のスケートリン

クとなる。

湯ノ川温泉 函館市を距る東北約二里にして下湯ノ川村に在り、南方は海に面し土地高燥風光頗る閑裕で閑静の地であり、泉質は無色透明で數箇所湧出し本道來遊者の旅塵を洗ふに適してゐる。附近には湯ノ川遊園地・柏野グラウンド及競馬場等がある。

トラピスト修道院 佛國天主教一派トラピスト團の經營であり、男子修道院は函館市を距る西方海路九哩の當別に在り、女子修道院は函館市を距る東北約三里の上湯ノ川に在りて共に敬虔なる祈禱と勞働との禁慾的宗教生活を送つてゐる。又此所より産出される牛酪及チーズは有名である。

大沼公園 函館市を距る六里十四町餘、龜田及茅部兩郡に跨る大公園で周圍八里餘、沼は大小二より成り沼中大小無數の島嶼は樹木繁り景致甚だ靜謐、汽車此の水郭を走る時碧水脚下に迫り、仰げば北に駒ヶ嶽の噴煙搖曳し一段の雅趣を添え、風光極めて雄大且明媚であつて此處に遊ぶ者の初印象をして遺憾なく嘆稱せしむる。

福山町 函館市の西方海路四十二哩、陸路二十五里の地に在り人口七千百餘に過ぎないが本道開拓の發祥地として最も古く、松前氏累世の封地たりし所で往時は富豪多く居住し繁盛を極めたが、維新後は港灣の不良なるによ

り漸次衰退した。城址及寺院等舊蹟多く、今尙盛時の面影を残し賞覽すべき所少くない。福山城は町の北方にあり慶長十六年松前慶廣の築造に係るもので、現今僅かに三層樓の一部を存するのみであるが、以て往年の宏麗を偲ぶべく、城春にして草木青き感慨を深くする。

江差町 函館驛より分岐せる江差線の終點にして最近其の全通を見るに至つた。此の地は本道に於て福山町と共に最も古く發達した所で昔時は運上所を置き漁業の中心地として繁盛を極めたが、近年附近漁獲物の減少と他港灣の發達により幾分衰運に陥つたが、今尙漁家多數存在し盛時の面影を残してゐる。現在人口は七千七百餘である。

八雲町 噴火灣に臨み遊樂部川口に在る町で、附近一帯地味肥沃各種農産物多く殊に馬鈴薯栽培と澱粉製造は古くより知られ八雲澱粉の名聲は市場に高い。徳川農場は八雲驛より南八町に在り地積約四千町歩を擁し其の特殊的經營によつて知られ、又日本乳製品株式會社工場ありて附近生産の牛乳を原料として煉乳及バターを製造してゐる。人口は約一萬六千を算へてゐる。

二、小樽市及其の附近

小樽市 函館市と共に本道の二大關門であつて、地勢は

小樽港



札幌市上空より東方を望む



札幌グランドホテル

定山溪温泉





本道中央部のスキー地（十勝岳）



札幌市附近のスキー地
（無意根小屋）



後志地方のスキー地
（ニセコ温泉）

北西南の三方に丘陵を負ひ東方一帯海に臨んで自然の良港を爲し、遠く石狩及天鹽の諸山と相對して居る。明治初年の頃は一の寒村に過ぎなかつたが、本道拓殖の開發に伴ひ漸次發達し内外取引盛んに行はれ、且樺太航路の發着點であり常に内外の船舶出入頻繁にして函館と共に本道商業の主要地を爲し、現在人口は約十五萬七千餘を數へてゐる。官公衛の主なるものは小樽市役所・區裁判所・稅務署・函館稅關小樽支署・小樽貯金支局・專賣局小樽出張所及蘇國領事館等あり、銀行には日本銀行小樽支店・三井・三菱・第一・安田及十二銀行の各支店及北海道拓殖銀行支店等があり、會社には北海製罐倉庫株式會社及三井物産小樽支店等があり、又學校としては小樽高等商業學校がある。小樽公園は市の後方丘陵上にあり地積十萬坪、天狗山を背景とし前面全市を望み港内の景趣一眸に萃め、附近には優に數萬人を容るゝ一大運動場がある。而して手宮の古代文字は手宮驛より北西數町、道路に沿ふた石壁に一種の彫刻あり其の形状奇異にして石器時代の事を記せるものなりと云ひ、又クルニークル古代の文字なりとも云ひ其の説區々にして明かでないが好古の人の看過すべからざるものである。

岩内町 函館本線小澤驛より分岐せる鐵道の便あり、現在人口約一萬八千餘で西海岸中小樽に次ぐ要港で既に築

港は完成し益發展してゐる。附近農産物の集散地たるのみならず古くより鯨の本場として知られて來たが、近年は鯨不漁に陥り、却つて他の水産物の爲め殷盛を見るに至つた。

余市町 現在人口約二萬四百人を有する此の地方有數の漁農地で殊に林檎と鯨で有名である。又海に臨みて北海道水産試驗場があり東方に蘭島海水浴場がある。

羊蹄山 函館本線比羅夫驛から東三十一町の所にあり蝦夷富士と稱せられ、海拔六千餘尺、八面玲瓏たる山姿の美は諸山に冠絶した北海道隨一の靈峯として仰がれてゐる。又山頂の眺望雄觀限り無く、頂上には高山植物多く、珍木奇草に富み、之れが學術研究のため登山する者が少くない。

後志地方のスキー地 此の地方の山岳特に「ニセコアンズプリ」・「イワオヌプリ」・「チセヌプリ」及目國內岳は冬季及初春季に於けるスキーの好適地として知られ、抑北海道帝國大學スキー部が昆布の青山温泉を根據として練習を爲したるに始まるもので、風景、雪質及山岳の配置等單にスキーの好適地なるばかりでなくスキーヤーならでは味ふことの出来ない感興の深い山岳多く、之に配するに温泉適所にあり、スキー地としては北海道隨一であつて既に東洋の「サン・モリツツの」稱がある。

「ニセコアンヌプリ」に登る足場となるのは函館本線昆布驛より入る青山温泉・比羅夫驛より入る山田温泉・俱知安驛より入るニセコ温泉である。雪晴に恵まれた日此の山のスキー滑降は北海道廣しと雖も他に類を見ない壯快を味はふことが出来るものである。「イワオヌプリ」は「ニセコアンヌプリ」の東北に對峙してゐる山で、「ニセコ」との間に介在する「ニセコ」温泉を根據とすれば初心者でも容易に登れる山であつて、「ニセコ」を訪れる者が其の餘勢を驅つて登るには恰好な地點である。「チセヌプリ」の麓には湯本温泉があり、又青山及新見温泉などよりも登路が拓けてゐる。目國內岳は「ニセコ」に發したる山派の最後の花を飾るべき位置に在り此の山に登るには新見温泉を足溜りとする方が岩内町を足場として登るよりも良いとされてゐる。羊蹄山をスキーに依つて登行を試みる場合には俱知安驛より一里半の地點に在る半月湖畔の臨湖亭を根據とするを良しとする。本道中部の山脈及日高山脈を除く最高峯であるからスキー登山は容易ではない。頂上迄スキーで登り得る事は稀で、多くは六七合目迄でそれより上はスキーをアイゼンに代へなければならぬ。普通にスキーの山として考へるよりも、登山の修練を持つ人の山として考へられてゐる。

は公園の北西側に隣して神寂びて鬱蒼たる神域に鎮座する官幣大社にして大國魂神・大那牟遲神及少彦名神の三神を祭る。境内は閑雅にして松杉參差の間樹樹散在し景趣に富んでゐる。而して神社境内の西方には最近施設に係る綜合グラウンドがある。植物園は道廳の背後に在り北海道帝國大學の附屬にして地積三萬餘坪、園内芝生を以て歩道を劃し幽邃閑雅の境にして博物館及温室の設備がある。中島公園は市の南端に在り背後に藻岩の翠巒を仰ぎ豊平川の支流蜿蜒として流れ瀦して清池を爲し冬はスケート場となり、市民の清遊地又娛樂場として喜ばれてゐる。而して此の池の東南岸に廳立の拓殖館があり本道開拓の圖表・模型及物産等を陳列し一般觀覽に供してゐる。

眞駒内種畜場 札幌より南二里の所にあり地積約三千町歩にして各種の家畜を飼育し、豊平川の清流に沿ひ曠漠たる平原の綠草濃やかな所に牛馬の群遊する光景は得難い情趣であつて本道獨特の勝景である。尙札幌市の東南二里にして高燥なる原野に農林省月寒種羊場がある。**定山溪温泉** 札幌市豊平驛から十六哩二分、定山溪鐵道の終點にある。此の温泉は豊平川上流に跨り山水の絶景を兼ね旅館浴場完備し、春は櫻花咲き亂れ夏は青葉滴り秋は満山錦を織り冬は白皚々の雪四邊を蔽ひて四季の眺

三、札幌市及其の附近

札幌市 本市は本道の首都で石狩原野の西隅に位し現在人口二十萬四千餘に及んでゐる。此の地は元森林草莽の蔓れる一原野に過ぎなかつたが、明治二年開拓使此の地を相して本道開拓の根據とし、市街を開いて以來今日の隆昌を見るに至つた。市區は大同道遙地を基準として南北に分ち、創成川を以て東西に區分し街衢井然、道路廣く人家櫛比して都市の雄大なる事全道に冠たるものである。而して諸般の文化的施設は年を逐ふて整備し、本道に於ける政治及學藝教育の中心地として且工業地として本邦有数の地位に達してゐる。主なる官公衙は北海道廳札幌稅務監督局・札幌鐵道局・札幌遞信局・札幌鑛山監督局・帝室林野局札幌支局・札幌控訴院・同地方裁判所札幌市役所・石狩支廳・陸軍被服本廠札幌派出所・造幣局札幌出張所・近郊月寒には第二十五聯隊・琴似村には農事試驗場及工業試驗場等があり、銀行には北海道拓殖銀行本店及第一・安田・十二及興業銀行の各支店等あり、會社には北海水力電氣株式會社・大日本麥酒株式會社支店・日本製麻株式會社支店等があり、又北海道帝國大學の所在地であり、空港としての札幌飛行場がある。附近の遊覽地として驛の西南約一里圓山公園あり、札幌神社

麗しく又本道特有の椴松・蝦夷松及白樺等の林が山と溪谷を覆ふてゐる。温泉河岸に噴湧し泉質は無色透明の食鹽泉で四季遊覽療養の客が絶えない。又附近上流に豊平峽の勝地あり、兩岸に岩山屹立し峽谷深碧を湛へ、紅葉の頃其の絶佳の景致を謳はれてゐる。

野幌原生林 札幌郡野幌附近に在り北海道林業試驗場の管理する所で面積三千四百五十五町歩、椴松と蝦夷松の大森林で天然記念物として保存されてゐる。近年此の原始大森林内に本邦最初の組織的キャンプグラウンドを拓き林間夏期大學が催さるゝに至つた。

江別町 石狩川と江別川の合流點に在り現在人口約一萬九千八百で王子製紙工場あるを以て著名である。

岩見澤町 函館本線と室蘭線の分岐點で本道交通の要衝に當り附近能く開拓せられ農産物の産出多く米・麥・豆及亞麻等の集散地である。而して空知支廳の所在地であり現在人口約三萬二千を算する。

札幌市附近のスキー地 札幌地方は地形上逍遙地多く従つて冬季スキーに依る遊歩と登山の快味を満喫するに頗る恵まれ、雪質の良好及設備の配置其の他種々なる點に於て他に類を見ない好條件を具備してゐる。附近の丘陵山岳一としてスキー地として適せざるはなく、要所々々の足溜りには十指に餘るヒユツテ（山小屋）あり、設備



旭川市



神居古潭

極めて簡素にして快適、競技を樂しむ者に適はしく、白
皚々たる山肌に原始林の風韻に耳を傾けつつ暫くは此處
に憩ひて身の塵外にあるを喜ぶであらう。札幌市の西方
には日歸りのスキー行樂に適當なる百松澤山及砥石山が
あり、其の山に達する迄の圓山及藻岩山附近は數時間の
餘裕さへあらば容易にスキーを樂しむことが出来るもの
で、札幌郊外は宛然スキー遊歩場の如き觀を呈してゐる。
而して圓山附近は競技場として設備の全國第一を誇る大
倉シヤンツエを有し、且レースコースの中心をなす故競
技季節には幾多のスキー選手が此處に集る。

小樽市に於ける競技場としての設備は札幌に劣るが、札
幌市附近と共に競技場としても亦一般スキーヤーの爲に
も全國的に見て實に秀でたる設備を有し一般山岳登行者
の爲に建設されたるヒュツテは手稲山パラダイスヒュツ
テを始めとし十數箇所を數ふるに至つた。之等のヒュツ
テを中心として數々の山々即ち白井岳・朝里岳・余市
岳・手稲山・奥手稻及春香山等に一日或は數日の走行を
試みれば初心者も雪山の醍醐味を味ふことが出来るであ
らう。

又定山溪鐵道を利用すれば札幌より日歸りで札幌岳・天
狗岳或は無意根山へスキー登高が試みられる。特に無意
根山は積雪期間永く眺望頗る絶佳、靈峯蝦夷富士を望み

得るし、且女流スキーヤーすら容易に登山し得る點に於
て最も親しまれてゐる。歸路薄別及定山溪温泉に一浴し
て歸る者も多い。

石切山又は籬舞より入る空沼ヒュツテを根據とすれば、
空沼岳・狭薄岳或は札幌岳には容易に登り得る。尙此の
山小屋は 秩父宮殿下御來道の砌御建設遊ばされたもの
である。又定山溪の奥に在る薄別温泉及奥無意根ヒュツ
テを足場としては無意根山及喜茂別山の登行は容易にし
て且スキーの仙境として有名な中山峠へも達することが
出来る。

四、旭川市及其の附近

旭川市 本市は本道の中央部四周連山を繞らしたる高地
性盆地の中央に位し、天産豊富なる上川沃野の中心地で
あつて石狩川及其の支流の合流する所に井然たる街衢を
連ねてゐる。第七師團の所在地であり陸路交通の要衝に
位し今や人口九萬一千餘に達し市區宏壯にして整然たる
都會である。而して本市は交通至便なる上附近に廣大な
る原料供給地を控へる關係上之が貨物集散地として商工
業良く發達してゐる。主要官公衙は第七師團司令部・帝
室林野局旭川支局・上川支廳・旭川市役所・旭川地方裁
判所・旭川運輸及保線事務所・鐵道省北海道建設事務所



大雪山(國立公園)



大雪山のお花畑



大函(國立公園)雲層



等あり、更に安田銀行・十二銀行及拓殖銀行支店等がある。遊覽地としては市の中央に常盤公園あり、又驛の南方約二十町に神樂ヶ丘あり上川神社の所在地である。
大雪山国立公園 本道の中央に位し石狩國上川及空知二郡六箇町村、十勝國河東及上川二郡四箇町村に跨り面積約二十三萬四千町歩の廣大なる區域を擁し本邦国立公園中第一位の面積を誇るものである。而もその大部分は國有地及御料林に屬し一部は公有林であるが全然私有地を含まない。此の天然公園の雄大壯麗は到底筆舌に盡しがたく、山姿湖鏡頗る變化に富み、深淵溪谷其の岳麓を縫ひ造化の妙を盡し神祕高雅の至境である。即ち旭岳・北嶺岳及凌雲岳等二十數峰雲表に聳え何れも六千六百尺に達する火山群で北海アルプスの稱があり、眺望雄大で高山植物・昆蟲の多種と地質構成の驚異は學術的研究の資料として全國第一である。此等山岳を發源地とせる石狩川に沿うて層雲峽あり上川驛より六里定期自動車の便ありて、溪谷深く密林鬱蒼として茂り双雲別温泉を初として温泉各所に湧出し更に此所を遡ること十八町銀河の瀧、流星

望遠の山前嶽と湖笏支



登別温泉地獄谷



銀夷富士(羊蹄山)



湖 爺 洞

の瀧断崖に懸りて五十丈、更に遡ると大函及小函の奇觀あり、即ち石狩川の碧流を扶け兩岸幾百丈の奇巖屏風を立てたるが如き深峽の續くこと一里にして、環境宏大實に天下の絶景である。更に忠別川に沿ふ所に勝仙峽あり附近の松山温泉と共に知られてゐる。而して大雪山一帯の地域は阿寒地帯と共に昭和九年十二月國立公園として指定されたものである。

神居古潭 上川及空知兩支廳の境界にあり、蜿蜒八十餘里の長石狩川は狭つて兩岸相對峙する所奇巖怪石碧淵に躍り、鐵道沿線溪谷の絶勝として古くより知られてゐる。こゝから數町原始人の居住した堅穴あり、石器及矢の根石等を出し史蹟記念物の指定地となつてゐる。

瀧川町 石狩川南東空知川に臨み兩流の合する所附近地味肥沃な農村を控へ、將來益發展の餘地があり人口は一萬四千である。尙附近に本道綿羊飼育の中樞機關たる北海道廳種羊場がある。

深川町 函館本線より留萌及多度志線の分岐點として交通上の要衝に當り、石狩平野の東北端雨龍平野の中心地で附近一帯地味最も肥へ農産豊富従つて其の集散盛んであり現在人口一萬を超えてゐる。

砂川町 石狩川の左岸に在り石炭の産地として著名な歌志内及上砂川に至る鐵道の分岐點であつて、人口二萬四

千餘にして上砂川には三井鑛業所がある。

本道中央部のスキー地 大雪山國立公園地帯を擁する此のスキー適地は、此處に重疊する數々の峻峰が何れも二千米以上の標高を有する山であつて、スキー地としては最高級の技術を持つ者のみに與へられたる殿堂と云ふべきである。

十勝岳附近のスキー地は既に中央に於ても知られてゐるもので、上富良野驛より約四里程緩傾斜を登つたところに吹上温泉あり、而して其の附近に建てられた白銀莊並勝岳莊を根據として十勝岳・上ホロカメトツク及富良野岳等に登る事は普通に行はれてゐる。十勝岳は高いといふだけで極めて登降に樂な山ではあるが、他の諸峯は何れも相當の技術、就中登山技術の優秀な人々にのみ許されたる山である。尙此の根據地はオプタテンケ連峯を越えて遠く大雪山へ向ふ縦走路の基點乃至は終點として冬季登山には重要な地點である。此の地方は後志、札幌地方と異り二千米級の山岳が聳立相對峙してゐる爲、其の眺望雄大なる點で冬季スキー地としては申分のない豪快さを味はふことが出来る。

大雪山附近は最近拓かれたスキー地であるが、其の足場となる愛山溪温泉は安足間驛を去る約五里の地點にあるため交通が至つて不便である。然し其の途中は造材小屋

のための馬橋路が拓けてゐるので其の大半の路を馬橋で行くことが出来る。

旭嶽を主峯として、北嶺・比布・永山及愛別等所謂北海道の屋根を形成する諸山が相競ふて竝んでゐる壯觀は誠に北海道の最高スキー場としての價値があらう。併し乍ら此の何れの山の頂もスキーのみを以てしては容易に達する事の出来ない程の険しさを有してゐる。此の附近は所謂遊ぶ氣持では一寸行かれない。相當の準備と技術を以てして始めて快適なスキー滑行を楽しむ事が出来るものである。冬季に於ける此の附近の登山は歴史的に見て極めて最近に行はれ出したものであるが國立公園の認定に依つて急劇な勢で發展する事と思はれる。

五、室蘭市及其の附近

室蘭市 本市は本道の南部に當り三面山を繞らし港口相迫り港内水深く天然の良港である。明治初年の頃道路開鑿の爲開きたる土地で爾後漸次發達し一般の商業は未だ函館小樽に及ばないが石炭の供給地として外國船の寄港多く、且つ木材輸出に便なる爲内外船舶の出入多く而して最近は製鐵及製鋼業頗る殷賑を極めてゐる。重なる官公衙としては市役所・膽振支廳・區裁判所及稅務署等にして、銀行は第一・安田・十二銀行及拓殖銀行支店等が

あり、又本邦有数の工場たる日本製鋼所及輪西製鐵所がある。尙長輪線の開通以來陸上交通極めて便利となり、更に海運に於ても青森・室蘭間の定期航路があつて海陸運輸交通の要地であり、現在人口七萬三千人を算するに至つた。

登別及カルルス温泉 室蘭線登別驛より北方約二里にして自動車の便あり、温泉一帯は四圍峯巒を繞らし谿流に臨み、且俱多樂湖・橋池及天然記念物登別原生林を包含する風光絶佳の地帯に介在し、泉質多種にして湯量豊富である。又設備周到にして世に聞えた名泉で湯元地獄谷は温泉市街の北方にあり、地底から噴出する熱湯は流れて河を成し白煙濛々と四邊を罩めて凄絶の極みである。尙チエツコの名泉カルルスバードに湯質が類似してゐる爲其名を採つたカルルス温泉は登別温泉より西北一里半自動車の便あり旅館の設備も良く整ひ、附近は幽寂閑雅にして橋池及オロフレ山・來馬山等がある。

洞爺湖 室蘭線虻田驛より電車又は自動車の便あり、湖の周圍十里餘、深碧實に六百二十尺、紺碧にして明鏡の如く、中央に翠巒の中島を浮べ、遙に秀麗なる羊蹄山を望む。湖畔床丹温泉の背後には奇峰を以て名高い二重式活火山有珠岳聳立し、山頂よりの大觀は湖面を隔てて間近く羊蹄山と相對し、噴火灣の彼方遙に駒ヶ岳の雄姿を

望み海に風光明媚であり、湖上にはモーターボート、
發動機船等の遊覧設備があつて周遊には極めて便利であ
る。

白老舊土人の部落 室蘭線白老驛の南約四・五町位にあ
り戸數八十餘戸、人口約三百六十餘人にして主として漁
農に従事し家屋の構造其の他生活様式は今尙舊態を存す
るものあり研究資料に乏しくない。

苫小牧町 此地は漁業を先驅として開けたが、明治四十
五年王子製紙會社分工場設立により戸口頓に増加し、
今や人口約二萬二千餘人を示すに至つた。近時日高地方
の開発に伴ひ之が交通の要衝に當る關係上將來は益發展
せんとしてゐる。

支笏湖 苫小牧驛より西北六里の位置にあり同驛より王
子製紙會社の専用鐵道が通じてゐる。湖は周回九里三十
町・深さ千二百尺に及び汪洋たる藍碧の清水を湛へて一
面の大なる明鏡の如く、湖岸には樽前山・惠庭等の火山連
繞し山紫水明にして殊に樽前山は頂上の溶岩岳より白煙
を噴出する様は實に壯觀の極みである。尙湖畔に鮭鱒人
工孵化場あり、又湖より流れる千歳川には鮭鱒人工孵化
場と大規模の水力發電所がある。札幌より自動車道路の
開鑿ありて四時觀光の杖を曳くに至つた。

夕張町 西北海道と北九州は本邦に於ける二大産炭地で

近郊鳥取村には王子製紙會社の工場があり、尙空港とし
て釧路飛行場がある。現在人口は約五萬六千に及んでゐ
る。尙遊覽地としては市の東方約十町の所に春採湖あり、
周回一里半眺望幽雅にして湖岸の丘陵地は公園の豫定地
であり又附近には舊土人の遺跡が多い。

釧路市アイヌ遺跡地 釧路市城山町(舊名茂尻矢町)に
在るチャシ(御供山)はアイヌ語でポロチャシと言ひポ
ロは大チャシは砦の義である。チャシは城山町背後の丘
陵の一端に在つて一段と高く山形をなし、丘陵に續く後
方に空濠を掘り之に連なつて周圍に中段を設けて遠くよ
り望むと大小二箇の鏡餅を重ねたやうである。僅か二十
歩で盡きる頂上より眺めると、西北の釧路川を距て鳥取
大原野及釧路港灣が展開し、東は丘陵匍匐して遠く阿寒
の雄峯を指し得べく風光自ら雄大である。

チャシの築造は約二百年以前で本道現在チャシ中最古の
ものである。砦内からは貝塚・土器・石斧・石鏃及鐵片
等が遺物として發掘されたが、保持の方法粗漏のため地
方人に持去られ小兒等の遊戯場と化してしまつた。昭和
四年に至つて史蹟名勝天然紀念物假指定地に編入せられ、
市内青年團に依り接續地に櫻樹其他が植栽され市も禁札
を掲げ取締をして居るが殆ど荒廢して居る。堅穴は市内
高臺に散在し就中上記チャシに接續する天寧驛南方の丘

あるが、北海道の石炭は夕張に依つて代表せられる。而
して當礦山は本邦石炭業界の重鎮北海道炭礦汽船株式會
社の經營に係り、炭質良好と埋藏量豊富及規模壯大を以
て有名であり、私設鐵道夕張線は此の夕張炭搬出の爲敷
設されたもので、夕張驛附近に於ける一日の採炭能力は
五千噸に上り従業員も約一萬に近い。而して炭礦により
發展せる本町は現在四萬八千を算ふる都市となつてゐる。

六、釧路市及其の附近

釧路市 本市は釧路平野の南端に位し、釧路川の太平洋
に注ぐ所にあり、東北海道隨一の良港で其の大規模の築
港工事も既に竣成に近く十勝・釧路・北見及根室地方物
資の集散市場として榮え、又各種水産物・雜穀・石炭・
畜産及木材等の移輸出が盛んである。本市發達の始めは
漁村であつた爲往時は殆んど水産物に限られてゐたが、
交通運輸の機關備はるに従ひ漸次商工業地として擡頭し、
輒近更に機械工業の發達に促され製材・製紙及水産物加
工等の工業に著しい變革を見、尙附近炭田の開発により
石炭の産額は年々増加しつゝある。主なる官公衙として
は市役所・地方裁判所・鐵道運輸・保線兩事務所・築港・
土木及治水兩事務所・釧路國支廳及營林區署等があり、
更に銀行は拓殖銀行・安田・十二銀行の各支店があり尙

陵地帯に多く又同地域には貝塚がある。

上述の如く本地域は史蹟名勝天然紀念物假指定地となつ
たが更に進んで積極的に道立公園として完全なる保存を
なす必要を認めらるゝに至つた。

阿寒國立公園 阿寒國立公園は本道の東北部に位し釧路
國川上・阿寒及足寄の三郡並に北見國網走郡の一部に跨
り、阿寒盆地・屈斜路盆地及摩周盆地を抱擁する八萬八
千餘町歩に達する廣大なる地域を占め、其の大部分は千
古斧鉞の入らざる針濶混淆の大原始林を以て覆はれ、雌
阿寒岳・雄阿寒岳及摩周岳あり、阿寒湖・屈斜路湖及摩
周湖あり、又其の間至る所に溫泉湧出し、釧路川及阿寒
川は山間谿谷を縫ひ蜿蜒として流れ、清流あり瀑布あり、
其の風光の明媚なると景觀の雄大なることは蓋し他に類
を見ざる處である。

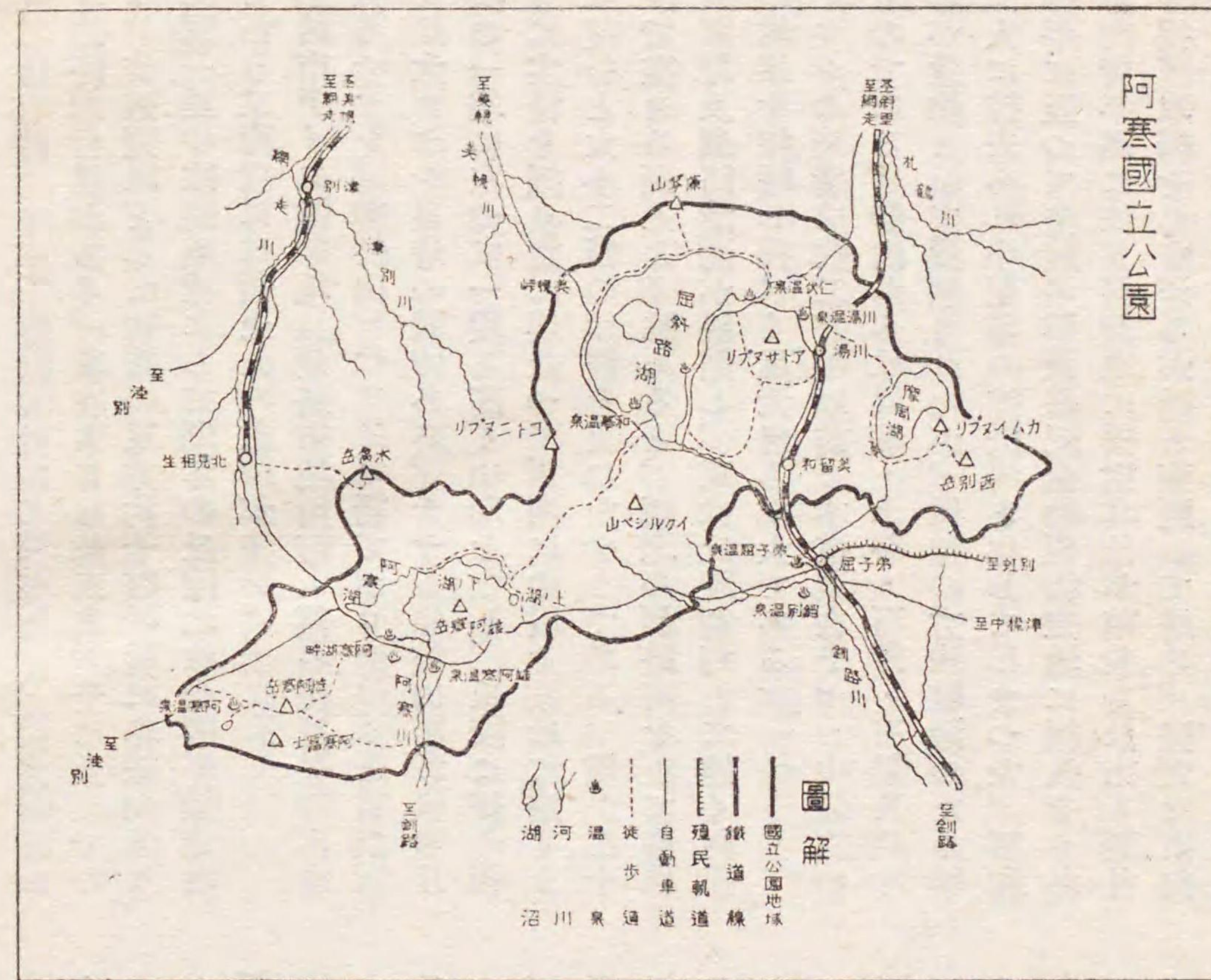
阿寒湖は釧路市から約十里にして、釧路と北見の國境
附近にあつて稍三稜形をなし、周回六里二十二町の火口
原湖である。湖岸一帯は奇岩怪石蟠り椴松、蝦夷松の原
生林が水面に迫つて凄壯極りなき景觀を呈してゐる。湖
上には大島・小島・ヤイタイモシリ・チウルイモシリ等
翠巒の小島を浮べて一層の美觀を添へ、阿寒川の落口に
あたる瀧口は點々十數箇の庭石の如き小島を浮べて宛然
小松島の觀がある。本湖獨特にして有名なる蘚藻は「シ



(園公立國) 阿寒岳頂上より阿寒湖及雄阿寒岳を望む



(園公立國) 摩周湖



阿寒国立公園

リコマンベツ」・「チュウウイ」・「ケネタンベツ」附近にのみ棲生する。湖中には魚類が豊富で姫鱈は本湖が原産地であつて十和田湖及中禪寺湖の姫鱈は本湖から移植されたものである。

雄阿寒岳は阿寒盆地の中央活火山で富士形の雄姿を示し、海拔四千五百尺餘、頂上近くまで針葉樹の密林に蔽はれ頂上には偃松と無数の高山植物が密生してゐる。山麓には阿寒湖・パンケ湖・ペンケ湖等があり何れも原生林に圍まれて今尙太古の面影を残し大自然の威力に壓迫される感がある。登山道路は南麓の雄阿寒ホテルより約二里餘に過ぎず登攀せば自ら神祕幽邃の感を深くするであらう。雌阿寒岳は湖畔温泉から西南三里六町餘にあり、海拔約五千尺、山麓一帯は原始の密林に蔽はれ、山腹は珍奇なる高山植物多く、山嶺には暗緑色の湯沼(青沼)・暗赤色の湯沼(赤沼)があり、其の四周には爆發龜裂があつて凄愴を極めてゐる。噴火口は青沼から約百二十尺離れ口徑約一千九百尺あり、常に硫氣を噴出し其の上昇約百尺に及んでゐる。眺望すれば視野頗る廣く群峯脚下に連りて雲海の小島の如く、遙かにオホーツク海及太平洋を雲煙の間に指呼し、又目を轉じ釧路及十勝の平原を望めば、遠く石狩嶽・大雪山を

指呼し得て其の絶景は到底筆舌に盡し得ない。登山道は湖畔口・足寄口・ピリカネツプロの三道あり登山容易である。湖畔口から登ることは一番樂で幅員六尺餘の立派な登山道（約三里二町）があるので少年少女でも容易に登山してゐる。足寄口は網走線足寄驛から約十四里、ピリカネツプからは約三里餘である。

屈斜路湖は川湯温泉から僅かに二十七町半、川湯驛よりは約二里の地點にあり周圍十四里餘、水深四百十尺あり、本道第二の大湖で釧路川の水源をなしてゐる。碧水滿々と湛へて海洋の如く中央には密林に蔽はれたる周圍三里二町の中島（トウモシリ）を浮べ頗る天然の風光に富んでゐる。又四圍には山巒を繞らし北方の湖岸は稍々山麓迫りて急崖をなし、海拔三千三百尺の藻琴山を頂點として左右になだらかな傾斜をなしてゐる。又湖の西南湖岸には到る處温泉が湧出し其の主なるものは池の湯・赤湯・砂湯及仁伏湯等である。

和琴半島は屈斜路湖の西南岸より突出せる周圍約一里の半島であつて廣大にして單調に過ぐる湖景に變化を添へ、全島は熔岩丘で鬱蒼たる樹林は水面に迫つてゐる。半島の北端と附近の湖中には無數の硫氣孔があつて盛に噴氣し熱泉が湧出してゐる又半島の基部には良質の温泉が天然風呂をなし原始的の氣分が横溢してゐる。

美幌峠は川湯驛より約九里餘で展望の雄大と風光の明媚とを以て著名である。藻琴山の西方山麓に當り海拔千七百尺餘の高原で視野頗る廣く前方眼下に屈斜路湖を俯瞰し遠く斜里岳、摩周岳及標津岳を望見し、後方には廣漠たる北見原野際涯なく遙か地平線上一刷毛の白線を描いてオホーツク海を望見することが出来る。

川湯温泉は川湯驛より白煙濛々たる硫黄山の奇景を左に眺めて行くこと約三十町、赤蝦夷松の純林に圍まれたる温泉旅館の市街地である。清澄なる熱泉は流れて大小數條の川となり之を名づけて川湯と稱し、涼々の音は旅人の夢を驚かす程である。

硫黄山は川湯驛の西北方十四町の地點に在り海拔約一千七百尺の活火山であつて全山爆發の殘骸を爲して溶岩累々として一大奄觀を呈して居る。頂上中央火口丘の東方には所謂熊落しの爆發口があり西方にも噴火口を存してゐる又山麓から頂上に至る迄大小無數の噴氣孔からは百雷の如き大音響を發して鬼氣迫り、硫氣を噴出し硫黄塔を築く状はさながら造化の奇術である。全山偃松・ガンカウラン・イソツツヂ等の高山植物にて蔽はれ、山麓の大平原には白樺點々たる中にイソツツヂ・偃松密生し其の自然美の配合には驚歎の外ない。

摩周嶽は摩周湖の東壁に聳へ海拔二千八百尺餘の休火